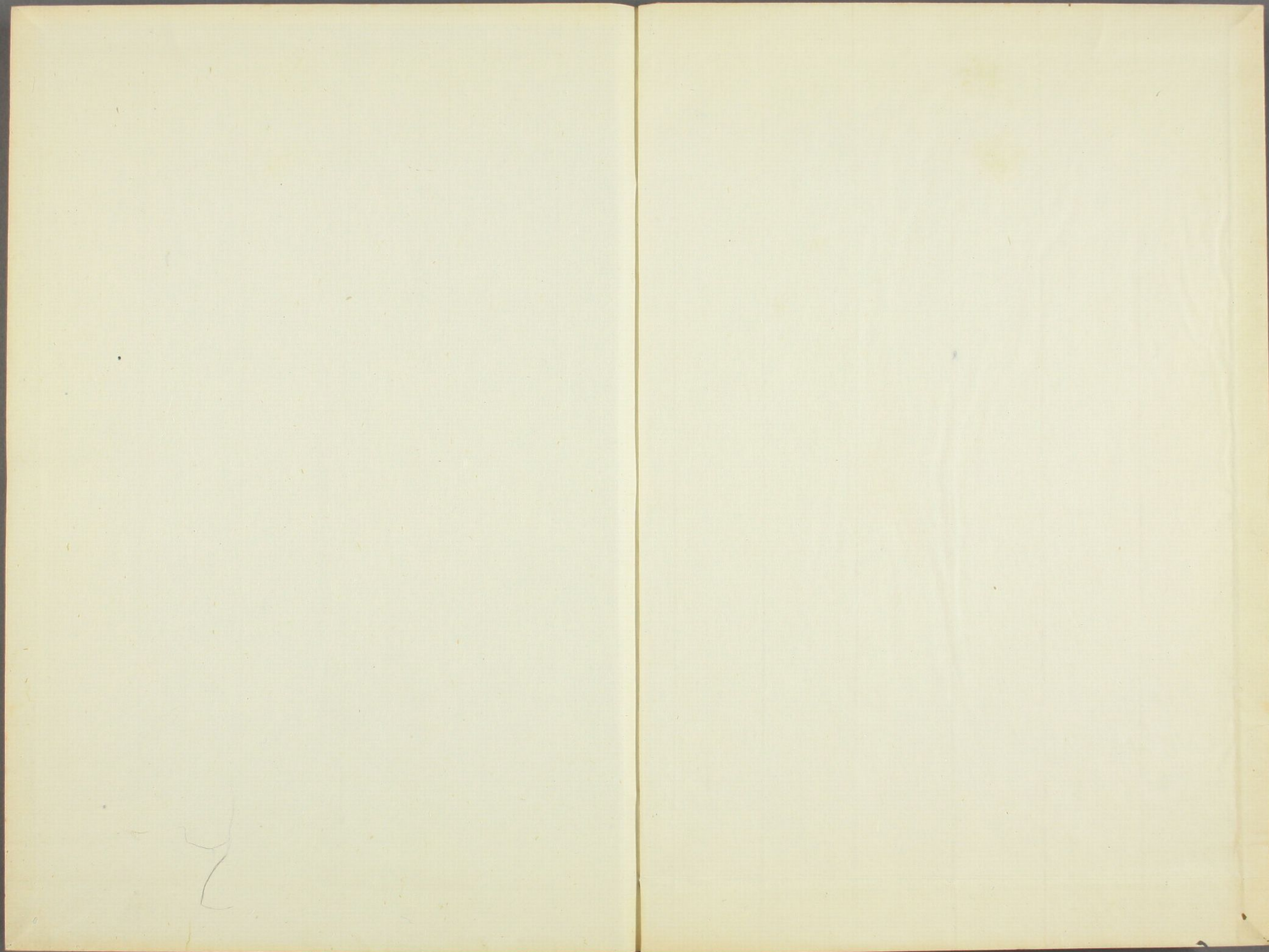


神都名勝誌

卷四



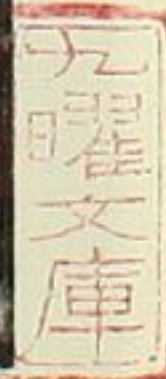


潤  
康



靈

乙



明治二十八年五月  
二十九日書山下官  
舎  
長盛座  
印



神都名勝誌卷之四

目錄

樋手淵	宇治岡	古市町	<small>并伊勢音頭踊之圖</small>	長盛座
岳道	鹽屋道	久世戸町		大五輪
本誓寺	倉田山	金塚		松尾寺
兩池	貝吹山	大林寺		遊女阿紺墓碑
桃山	宮比神社	中之町		寒風里
葛籠石	寂照寺	御蔭神社		陽田片岸
牛鬼洞	櫻木町	淺間神社		名物太閤餅
浦田坂	間の山節	瀧倉社		浦田町
猿田彦神社	檜尾	大浦田沼		姫小川
神宮教本院	四方輿之圖	神宮皇學館		神宮大麻局製曆局

神宮祭主官舎	中之切町	神宮司廳附屬舎	新橋
名物赤福餅	宇治山神之社	今在家町	津長神社
大水神社	林崎文庫	<small>并圖 文庫創立碑 講堂額 孝經碑</small>	五十鈴川
栲幡皇女墓	宇治橋	<small>并圖 同橋渡始 之古圖</small>	網受
神路山	丸山	落合神社	法度口
一瀬	熊淵神社	鯁石之圖	山神社
牛石	鏡石	<small>并圖</small>	石津賀神社
神足石	仙人櫓	碁盤石	張尾紫薇
大瀧	<small>并圖</small>	小瀧	一鳥居橋
神宮司廳	一鳥居	行在所	參集所
祓所	手水場	齋内親王河原殿院	二鳥居
子良館	時雍館	御神樂殿	廳舎

五丈殿	酒殿	由貴御倉	水量柱
櫻宮石壇	忌火屋殿	祓所	御竈木屋
齋内親王御膳院	荒祭宮遙拜所	御輿宿	糶種石
玉串行事所	御贄調舎	御川	蕃屏
板垣鳥居	<small>并宮中圖</small>	外玉垣御門	中重鳥居
石壺	<small>并勅使祭文奉讀圖</small>	鳥名子舞圖	内玉垣御門
蕃垣御門	瑞垣御門	皇大神宮正殿	相殿神
正遷宮	年中諸祭典	神領	毛利輝元祈願狀
神異	東西寶殿	興玉神	宮比神
屋乃波比伎神	北宿衛屋	北御門	蕃屏
御井	大宮院御鋪地	古神寶發掘趾	荒祭宮
神異	<small>并荒祭宮御託宣圖</small>	遙拜所	外幣殿
			御稻御倉

内御廐	中御廐	風宮橋 <small>并圖 同橋擬 寶珠銘</small>	僧尼拜所趾
風日祈宮	八百萬神拜所	龍祭神	祓所
外御廐	高倉殿	裏見張所	神苑
茶白石 <small>并圖</small>	百枝松	大山祇神社	磯部朝熊道
石井神社、地	山口祭場	荒木田一門氏神社	岩井田山下神社
荒木田守武靈社趾 <small>并守武神主像 同神主自筆 之世中百首</small>	大沼橋 <small>并古圖</small>	馬淵	
母豆社	餓鬼谷	毛水晶	西行谷 <small>并西行法師 木像圖</small>
世木	神馬埋場	神宮寺趾	瀑布
曼陀羅石	經瓦 <small>并摺本</small>	古墳	

樋手淵倭町と古市町との堺あり。土俗、地獄谷と称す。

延長四年四月の官符よ、東限赤峯并樋手淵とあり。豊受大神宮の遠境あり。此の邊、元深谷なりしを、道路改修の時、之を埋めて、今、僅に、小渠を通せり。水源も、經峯轉々山の溪間より流れて出で、宇治郷と、繼橋郷との堺を通過し、北側人家の裏よて、嶮崖を下り、倉田山の西麓を匝り、阿加井谷を経て、神田之志布に至り、勢田川と合す。  
太神宮諸雜事記  
 長曆年中、當宮造宮使、大中臣朝臣明輔之時、御殿材木乎流置於字尻瀨川、天、欲曳上之程、當宮權禰宜從五位下秀賴神主、以七月七日、天、臨于件川上字樋手淵、天、沐水之間、流死已了、乍驚造宮使、件材木忽流下、天、宮川尻廻入、天、字驛家瀨上、曳上、天、造作已了、

宇治岡樋手淵の東、古市町より、中之町、櫻木町を経て、浦田坂に至る國道の總称あり。

往古は、一派の峯巒蜿蜒横亘し、其の間、岩路遙遷して、終、人馬を  
通たりき。故、長峯の稱あり。天正年中、神郡の奉行を兼ね、田  
丸の城主稻葉藏人道通諸書、通直に作れるも、非あり。豊臣家の命を受け、岩石  
を斲鑿して、坦途を開き、路の両側、松櫻の樹を植ゑ、め、参拜人  
も、便を興へたりといふ。

太神宮諸雜事記

治曆四年九月、御祭使、王内膳正章資王、中臣祭主神祇少副  
元範等也、抑太神宮参入之間、祭使官司等、到於宇治岡、天例  
乃浦田加坂仁不向、天志、件宇治岡乃東字陽田片岸云、道懸、天  
井、面云、所乎微、天、川上、参宮勢、其故、字奈宇志禰云、所居住、下  
人死去了、仍彼、死去之門許、為違、先例、任神主、注文、所参宮也、  
嘉曆三年公卿勅使記  
來月十九日、公卿勅使可被發遣、旨所被仰下也、而宇治岡、官  
道可修治、所、有、之、自尾上坂迄、浦田坂、相催上中村尾崎禰

部村人等、令致修治之、是為邂逅事、更不可難澁之旨、在地刀  
禰相共、殊可令致沙汰給者、依廳宣、執達如件、

嘉曆三年三月十四日

中村三郎大夫殿

尾崎西次郎大夫殿

東鑑治承五年正月五日條

關東健侍等、廻南海、可入花洛之由、風聞、仍平家分置家人等、  
所、海浦、其内差遣、伊豆江、四郎警固志摩國、而今日熊野山  
衆徒等、競集于件國菜切島、襲攻江、四郎之間、郎從多、以被疵、  
敗走、江、四郎經太神宮御鎮坐神道山、遁隱、宇治岡、  
氏經神事記寶徳二年八月條  
廿三日、盗人六郎、於山田、召捕之、於宇治岡、邊誅如此者、於神  
宮誅事新儀也、

古市町

倭町又續ける國道ふして、西裏岳道、塩屋道等の小巷あり。

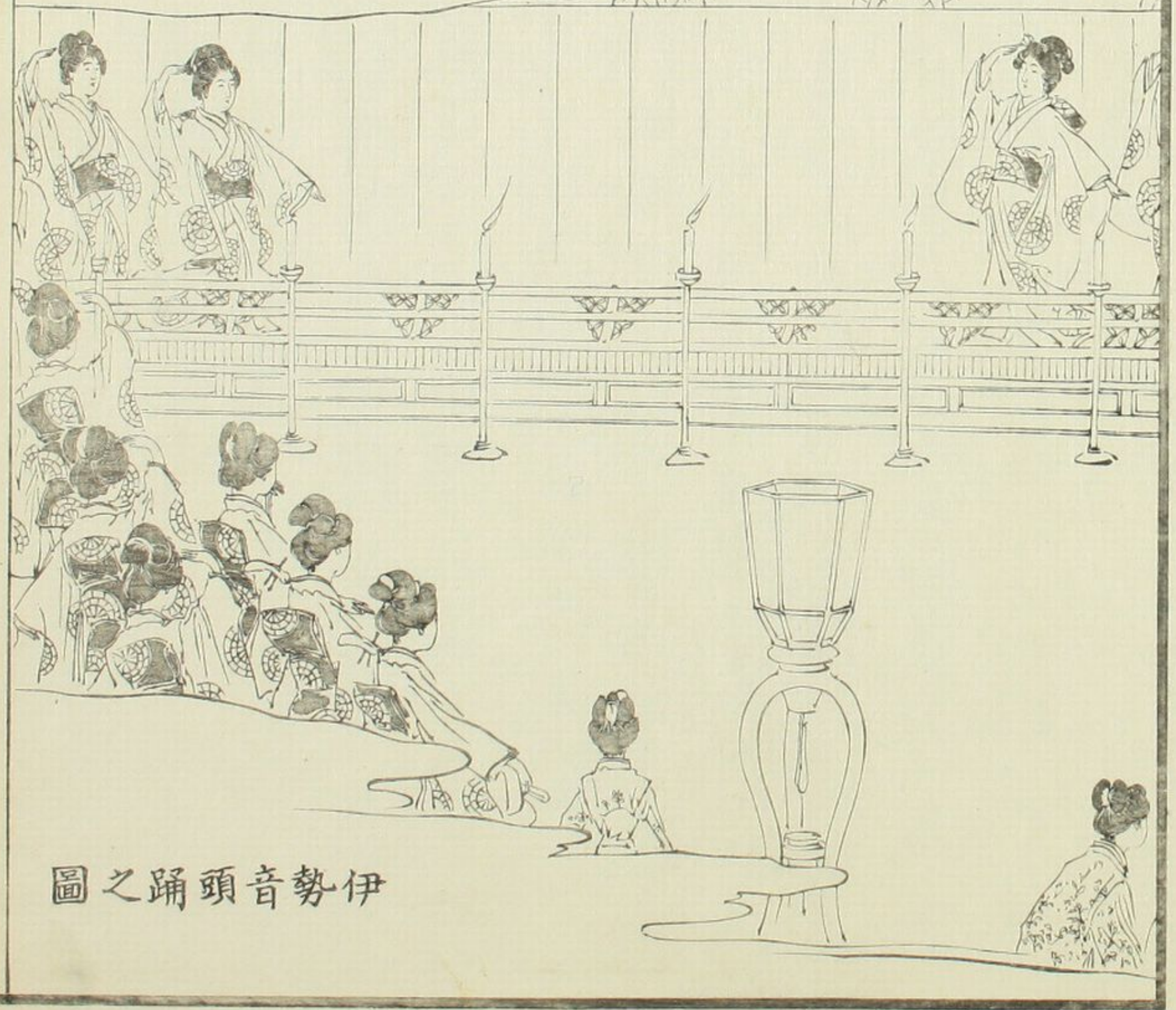
上世より都も鄙も歌垣として  
 春秋に若き男女立ちあがり  
 きて音頭をあげ歌舞を  
 行ひしるこわのき後より  
 その風俗もこれこそぞ  
 秋のふみ月々のみ月よ  
 うるれて秋の踊るも  
 ひなの國をぞ残める  
 この國もも伊勢踊  
 と唱へて其の遺風  
 を行ひ奉りてを寛  
 延の頃備前屋比主  
 人感むる所ありて  
 今の如くは仕担みり  
 とぞは佳友跡生壁  
 の日毎よの國なる  
 小倭郷より 齡六十路



四ノ四

澤島

又餘り夫婦の者等の  
 来て外宮又鶴の舞と  
 言ふ者を奏せし古例  
 ありて思ひ出でて一ふ  
 もその飽えしるや儂き  
 二はかの秋垣の齋りに  
 一花を揚花樓上の春  
 色にうつし都の花は石  
 勝を音頭よおけてか  
 りくの少女子等よ祈り  
 踊らせて伊勢指の人  
 ども此見物よ供せしを  
 始めしるものなりと我ら  
 を観客の褒賞せしむる後  
 又もせうあげの舞臺を人  
 ちりりへて今れいこもな  
 たりかりもや。



伊勢音頭之圖



往古は貿易の市場ありしゆゑ、かく云へるからむ。神都長嶺記、赤  
烏帽子、古中茶女考、美景蔭繪松等を按ずるに、慶長、元和の頃より、路  
傍並木の間に、竹格子揚蔀の家を設け、婦女を養ひ、往来人、茶果  
を供せしむ、濫觴あり。慶安五年、歌舞妓禁制の令出でし時、延命左  
兵衛より差し出し、遊女がましき娘置申間敷との文書、今小楠部  
小保存せり。夫より、年月を経るに従ひて、漸般盛ん赴き、終に、一大  
遊廓となり、娼樓、酒館、列肆繁錯して、構造最雄麗を極めたり。され  
ども、明治維新の頃までは、尚古風を存し、店前、茶釜を架けおき  
ありとぞ。街中、最有名あるを、牛車樓備前屋、華表樓杉本屋の二大樓と  
す。遊客常々充滿し、伊勢音頭の舞曲、四時断ゆる間なし。今岡本町  
大神宮祠前の接待所、在る、源氏車の紋つける茶釜と、その頃牛  
車樓の店頭、不用ぬしむ此なりといふ。

長峯十二時

酉の時

變化へんげ既すでなりて、あは間よりあら顯色けんしきのいで、多分、茶釜の前まへに居坐す。  
暮色くしきの見事みごとさても、殊ことごと更さらよして、過行くわぎやうの客を呼よびとめて、茶ちやよする  
あり。茶ちやふして、終はつ酒とあるあり。相あひわりき折をらみして、情  
人も、情人こひびとのかなりひ、雲うん願げん客かくも、雲うん願げんの調菜坊てうさいぼうとある。キヤクとの

門遊かどあそも、亦、一興

長盛座ちやうせいざ 本町の中  
央あり。

此の地乃劇場ハ、元、三座ありて、一も、操あやつ、二も、歌舞妓ありき。新撰  
古今役者大全きんこんやくしやだんに、田舎芝居いんかしばいの第一と立つるは、伊勢の芝居いせしばいにて、  
尤なほ由緒深よしおかし。毎年、正月末より五月までハ、二軒も有れども、一軒  
もなきことあり。昔も、伊勢の芝居を、藝の志めし場ばとして、是を、  
首尾よく勤め、評判よき役者を、京大坂の武番目師ぶばんめしと志こすこと

やかなりと見えたり。今ハ長盛座の一場々々残たり。

岳道 たけみち 本町より東へ通ずる小巷あり。朝熊岳  
登る順路あるを以て、かく名づく。

鹽屋道 しほやみち 同巻の小路あり。二見郷御塩殿より、皇  
大神宮御料の御塩を調進する道あり。

久世戸町 くせと 岳道へ續ける小巷より、楠部、朝熊を経て、鳥  
羽へ至る道路あり。古くハ、亀尾と称せしよし。

久世は、布施の横沓なるべし。五十鈴川暴漲の時、布施屋を作り

し地ありしゆ急かく云へるや。太神宮諸雜事記、仁壽二年八

月洪水の條、宇治郷布施里と見えたり。

大五輪 おほごりん 久世戸の北、山  
圃の中あり。

方、四尺許、高さ二丈餘の石塔婆あり。周圍は、石壇を設け、鳥居を

建つ。梵字年號等ハ見えざれども、さまで古き物ハはあらず。或ハ、

和泉式部の塔といひ、或ハ、文明年中、宇治山田合戦の時戦死せ

し者の靈を祀れる者とも云へり。楠領雜記ハ、此の五輪、楠部小

在りし興正寺の支配おれむ、北畠國司の記念碑あらむと見え  
たり。

二河山本誓寺 ふたがわさんほんせいじ 久世戸の南あり。浄土宗鎮西  
派よりて、智恩院の末刹あり。

倉田山 くらたやま 大五輪より、北へ連  
れる岡阜をいふ。

山勢北へ奔り、沙路平坦、恰、牛背を行くがごとし。東ハ、楠部、中村

の水田を俯瞰し、西ハ、阿加井小塚し、北ハ、近海を望む。亦佳眺也。

金塚 かねづか 大五輪の北三丁許畑中あり。柿の古木  
一株存せり。長峰長官の舊壠なりといふ。  
皇太神宮称宜轉補次第

長峯經仲神主 ながのねのつねのつかみ 永治元年三月廿三日為一補  
宜、稱宜四十二年、長官十三年

長峯忠満神主 ながのねのただみ 建仁元年八月廿七日為一補  
宜、稱宜三十五年、長官四年

龍池山松尾寺觀音堂 りゅうちやまのまつのおんどう 倉田山東の尾崎あり。老松叢立の  
間へ建てり。此の邊を、宇松尾といふ。

往古は、寺觀壯大し、坊舎、數棟ありし、何の頃より、廢絶せ

り。土俗厄落觀音と稱す。毎年二月初午の日も、綺羅絡繹せり。

此の嶺を傳ひて、二見鳥羽街道ある黒瀬中濱等より出づる道あり。

氏經神事記文安六年六月條

十五日、贅海神態、依り大水、宇治、岡仁輪、松尾ヨリ黒瀬中濱仁出

於塩合橋南、解繩神事於行乘舟。

兩池 松尾山の東麓にあり二大沼をいふ。鹿海、黒瀬等の水田の灌漑に供す。傳へいふ。此の池は、雌雄の大蛇棲みたりと。

貝吹山 兩池の東三町許にあり。四郷村大字鹿海に屬す。

文明年中、宇治山田戦争の時、軍卒を集むる爲に、螺貝を吹き

し所ありと云ふ。此の貝を、バツコと唱へ、捕部満願寺に保存せ

し。享保六年十二月廿日の火災に燒亡し、由、捕領雜記に

見えし。

高照山大林寺 西裏にあり。西山派永觀堂の末刹あり。此の寺、元岳道にありしを、元禄年中、此所に移せりと云ふ。

遊女阿紺墓碑 同寺の境内にあり。江戸俳優三代目阪東彦三郎の建てし所あり。碑面は、増屋妙縁信女、文政

十二己丑年三月九日、俗名おこん、年四十九と彫む。但、埋葬地も、久世戸からむと云ふ。

阿紺も、本町青樓油屋清右衛門 今の旅館白井清榮門 の抱妓あり。今妓の

事よりして、宇治浦田町ある医師孫福齋 院本、福岡貢に作る。 の、數人を

斬殺したる事を、伊勢音頭戀寢劔と題して、院本よりの爲し

より、世に名高くなりぬ。俳優者流、此の地を過ぐる時を、必香

花を墓前より手向くといふ。

桃山 西裏より南二町許にあり。

古券文書等より、百山と書けり。何の頃より歟。多く、桃の樹を植

ゑたりしより、今の字に改めたり。山嶺は、稻荷社を勧請す。此の

地、四方より、脈絡あき一小丘なり。頗、眺望に富めり。花時、八處

處に、假店を設けて、茶を煮、酒を温め、遊客に供せり。

宮比神社 本町の左側に坐す。祭神ハ、天宇受賣命よりして、此の地の産土神あり。社の傍に、數百年を経たる古松あり。

中之町 古市町に續ける國道あり。

楠部村所藏の文書に、宗隣町、白雲町、延命町等の町名を載す。今の中之町邊の舊稱なり。

**寒風里** さむかぜのさと 舊地、詳ならず。寛文初年の刊行に係る伊勢道中記に、其の名見えたり。以て想像すべし。

伊勢道中記

古市町、此の町を過ぎて、中の地藏にかゝる。中の地藏といふも、町の名あり。此の町も、茶屋多きなり。遊女あまゝあり。あやつり見物芝居、此れ所まで取り行ふ。是よりめてに何よりて、二町をりりもあれも、寒風といふ所あり。左右に、並木の松あり。むかしより、此所も、人の家居もなかりなり。近年、あそこ爰に、人家も出来にけり。

**葛籠石** つらら石 本町御岩世古よりあり。

竪、八尺餘、横、二丈餘の巨岩なり。其の状、葛籠に似たるを以て名づく。土俗、尊敬して、注連縄を張り、小祠、鳥居を建つ。所傳、詳から

ず。正保年間、尾州侯より、葛籠石、其の他、奇石を尋問せられしより、其の名、世間より顕せし由、勢陽雜記、及舊蹟聞書、宮川夜話、草茅に見えたり。此の岩の傍に、麻屋某と云ふ割烹店あり。嶮崖に、樓閣を構へ、風景いとむかたか。茲に、東夢亭の記文をか。

麻氏園亭記

余十年前、毎登麻氏、花月樓、以其庭狹隘、不得歩、花香月影、間為憾矣。樓在長峯大岩、觀音堂之南、隔牆、雜植櫻楓、四時之遊、三春極盛、樓西高爽之地、舊有三層樓、正對熊岳、名曰對岳、宏麗無比、吾社先輩、令清人江芸閣、書長峰第一樓、五字、揭之、梁間、實非過賞、天保戊戌之災、闔鄉蕩然、為墟、越明年、起土木、復舊觀、然未退構、二層也、花月之址、倚崖、架屋、高數十丈、俯視樹杪、平田千頃、山繞水流、宛如軒檻中、物獨以

花月獲名竊為茲樓、慊然東距樓下十餘步、地勢漸卑而坦、有雪香亭、寂宜看花、余嘗摘宋學士春風纔起、雪吹香之句、名之後、閱學士全集、不載此詩、疑是邦人偽作、但以雪香之名已播人口、不及改之、牆外林丘荒蕪久矣、主人近課園丁、伐荆棘、以為遊涉之所、更栽梅桃櫻樹若干株、築二茅亭焉、一倚石壁之側、可以南嚮而坐、低簷日暖、香風撲衣、余聞古老之言、大岩近境有雲溪、云歌人咏櫻、多用白雲字、因合二事、名曰白雲、一在平坡前、開麥隴菜畦、春光澹沲、黃翠如織、或有佳人、趁蝶相戲、名曰菜花、即取琴曲雉子之意、若夫遊客雜還、溢于樓及三亭、設席於地、酣飲苔上、亦是昇平樂事、行將有三層之舉也、余謂主人曰、物之盛衰、必有其數、安知百年之後、此地光景何如、余與吾子不能見之、聊為之記、以

刻于石

時弘化四年春三月

東駿伯頌撰

榮松山寂照寺

本町の左側にあ  
り。浄土宗あり。

此の寺乃八代目の住職、月仙と號する僧ありき。丹青の技を以て、名を江湖に博せり。今境内なる碑文を、左に掲ぐ。

月僊上人之碑

勢州度會郡寂照寺月僊上人碑銘、不肖弟子定

僊、替首撰、志州西念寺契圓敬書、勢州僧某書、碑額、

凡有智者必同體、故雖跋行啄息、頓動之類、其圓明虛靈之性、未始不恒存、但由迷己逐物、認物為己、遂致三障相織、沈淪無窮、於是開士出世、設化利生、其途雖殊、其歸則一矣、故不肖於先師不能無述焉、先師諱玄瑞、號月僊、寬保元年辛酉、生於張

州名古耶、俗姓丹家氏、時關通上人、盛唱專念之道、於州之圓  
輪、師甫七歲、投之、難深、乃命、今名師天性嗜畫、上人初慮其妨  
道、屢禁之、後知其志趣不凡、竟不復禁、十有餘歲、東遊江戶、掛  
錫三緣山、以讀書學畫為務、妙譽月大僧正、愛師、穎敏、視如第  
子、賜號、月僊、師因得多與名公巨人交、名隆、起矣、然師喜任  
性自適、不以為意、遂去遊京師、居小松谷者有年矣、華頂檀譽  
現、大僧正屢召見之、禮遇優渥、遂師事之、時勢之寂照、住持闕  
人者數年、日就頽壞、寺隸華頂僧正謂師曰、寂照雖乏、常住然  
無接俗之累、汝性疎散、不爛於世務、宜往住焉、若其脩造、待緣  
會之時可矣、師唯奉命、僧正特授以金欄、僧伽梨、時年三十  
四矣、既住之後、端居一室、修禪讀書、暇則遊戲詩畫、以自娛、其  
於畫也、不循古人門牆、別為一家、故善畫之名聞於海內、納潤

筆者接踵而至、師於是竊謂徒曰、昔僧正命吾曰、脩造宜待緣  
會之時、今緣會矣、豈可少懈乎、乃悉發私篋、鳩工度材、未幾年、  
自山門大殿以至厨庫之屬、奐然一新、較諸舊制有加焉、又剏  
轉輪藏堂、起工於寬政庚申之春、告成於享和癸亥之秋、規模  
壯麗、瞻禮者莫不起敬、蓋以三藏法文、乃諸佛慧命之所存、故  
師最用力焉、又託五百金於郡尹、以預充寂照脩繕之費、師於  
是喜曰、吾脩造之志遂矣、文化乙丑春、妙法院法親王、謁內外  
兩宮、日車駕臨於寂照、賜手書榮松山三大字、以光門楣、同年  
冬、因郡尹請、上千五百金於官、以其息錢、賑郡民之無告者、有  
命允之、戊辰春、有疾、至冬大漸、師自知不起、盡頌畜財、與徒弟  
僕從、俾弟子侍側者、遮讀法華般若等諸大乘經、語不及世事、  
垂終誓曰、願我生々為觀世音菩薩、眷屬脩行六度、利益衆生、

言訖泊然而化實文化六年己巳正月十二日也世壽六十九  
法臘五十四葬於當寺藏堂之南師夙留心禪法夜坐率至二  
更真積力久遂得徹淵源故多寓玄旨於詩畫昧者譏其用心  
小技豈知言哉脩多羅所謂菩薩得世間工業處智以小方便  
獲大財利饒益無量衆生者師近焉不肖事師最久受恩最深  
又忝繼席寂照故不顧蕪陋畧叙其生平履歷勒諸貞珉繫之  
以銘銘曰

懿哉吾師 妙悟天真 真光發現 丹青通神 毫端如幻  
萬象斯陳 六法具備 爲世攸珍 營構梵宇 奕奕重新  
檀度所暨 救厄賑貧 此界緣盡 他方作津 追想音容  
何勝哀呻 茲綴蕪詞 以貽無垠 欲知師行 請于斯珉

文化七年歲次庚午九月十二日建

御蔭神社

本町より、左に折れて、中村に至る道の左に坐す。土俗、盗人八幡と云ふ。

元祿勘文、御蔭神社、在楠部村、西長峯山東、社當時中絶、鳥居  
高六尺八寸、廣五尺七寸、社地廻二十四間四尺と載せ、建久年中行事  
二月十二日春季次日神態の條、刀禰、祝部等引率、宇治岡山路  
饗行向道祖神祭祀とあるを、此の社乃事あり。八衢比古命、八衢  
比賣命、久那斗神三座を祀るより、後世誤りて、八幡社と称  
す。又盗人といふ、道祖神を、道陸神といふより、訛傳して、盜賊  
神といひあらざるべし。荒本田氏經神主の神事記、永  
享十三年二月春季次日神態の條、刀禰、祝部等盗人神、饗祭  
と見えたり。右くより、此の稱ありしを知るべし。近年、舊より復して、  
御蔭神社と改めたり。

陽田片岸

御蔭神社の前より、中村に至る道の古名あり。土俗、枕返といふ。

往古、勅使参向の時、此の道より中村井面河原より出で、岩井田山を経て参宮せられたりき。此の事、太神宮諸雜事記宇治岡の所引用す。及、園大曆勅使部類記等に見えたり。

牛鬼洞同所東の尾崎あり。

洞口、東より向へり。深さ五間許。其の奥、土崩まで、入ること能はず。水銀など堀採せし跡もや。むろし、此の洞より牛鬼といへる怪物棲居て、往來の人を悩まし、由、牛鬼物語と云ふ物も記せり。固より、虚妄の談なり。

櫻木町中之町は續ける國道あり。本町は、御料局度會事務所あり。

浅間神社本町左側は坐す崖土神あり。祭神ハ、木花開耶姫命は坐す。境内、櫻の大樹多し。

名物太閤餅本町の南端は、餅を賣く家軒を並べたり。

相傳ふ。豊臣秀吉参宮の時、此餅を賞美せられたり。かく名

づけたりとぞ。

浦田坂櫻木町より、浦田町より下る坂道をいふ。浦田町は屬す。

土俗、牛谷と稱す。彼の牛鬼の事より附會したるもや。近年まで、於鶴於市と唱へ、三絃胡弓を弄し、往來人の投錢を乞ふ者ありき。此の坂、古も、岩路峻嶮として、繞ふ、人馬を通せしを、延寶二年八月、一禰宜荒木田神主氏富、數百金を擲ち、兩傍を削鑿したる由、塾居記談に見えたり。其の後、享和年間、古市町なる山田某、再改脩して、今の道路となせり。坂の下より、右へ出で、山の間を分けて、宮崎より出づる小路あり。寶治元年遷宮記九月十四日の條は、辰剋許、総官依三、日御故障、退出了、自浦田西路令歸、岩出殿給とあるも、この路を云へるなりしべし。

間あひの山節やまぶし尾上坂、及浦田坂より、歌あり。



往古僧行基の、兩宮よ恭詣せし時、世人よ無常を示さむとて、唱  
歌數首を綴り、比丘尼ふうたふせしが初あり。寛文延寶の頃よ、兩  
間の山尾上坂、浦田坂の路傍よ、小屋を作り、女ハ、紗綾、縮緬を纏ひ、三絃  
を弾き、男ハ、編笠を被り、鼈を摺り、子兒を踊らせ、錢を乞ひき。其  
の諷小歌いと哀よして、文句も能く聞き分けられりよ。神都長  
嶺記等小見えたり。此の歌を、院本などに挿みて、今小間の山節と  
稱す。山東京傳の著あり、二見の仇討といへる書よ、僅に、一首を載  
せたり。左よ掲ぐ。

あになみごをそへよとわ。ゆふべあしとせうねの聲、ぢやく  
めつ為樂とひげども、きいて驚くもなき。のべよりあれ  
たのどもとそえ、けちみやく一ツ小珠数一まん、これがめい  
どのゆもとならる。

瀧倉社 浦田坂より西南三町許、瀑布あり。其の傍よある小祠あり。土俗、早魃の時、雨を祈るハ、靈驗ありといふ。

太神宮儀式解、及神名略記抄等よ、皇太神宮末社葦立五社の  
舊趾あるよ、見えたり。されど、神宮典畧ハ、同社ハ、磯部道ある  
是神ありて、此の地ハ、非ざるよ、誤いへり。其の説、是ハ近し。

浦田町 坂の下ある國道あり。東よ、藪屋舗新屋舗。西よ、溝世古等の、本町よ、属せる小路あり。

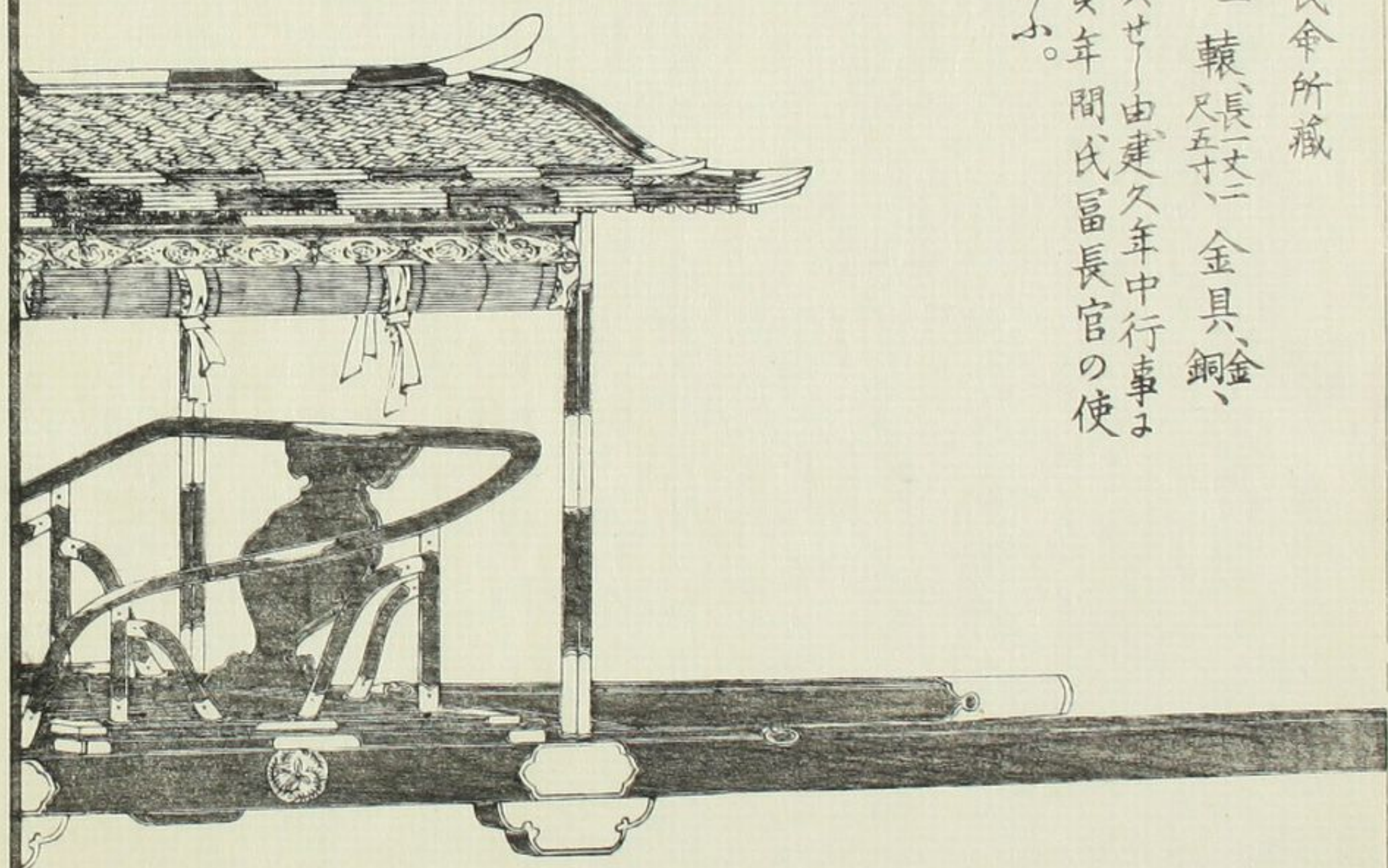
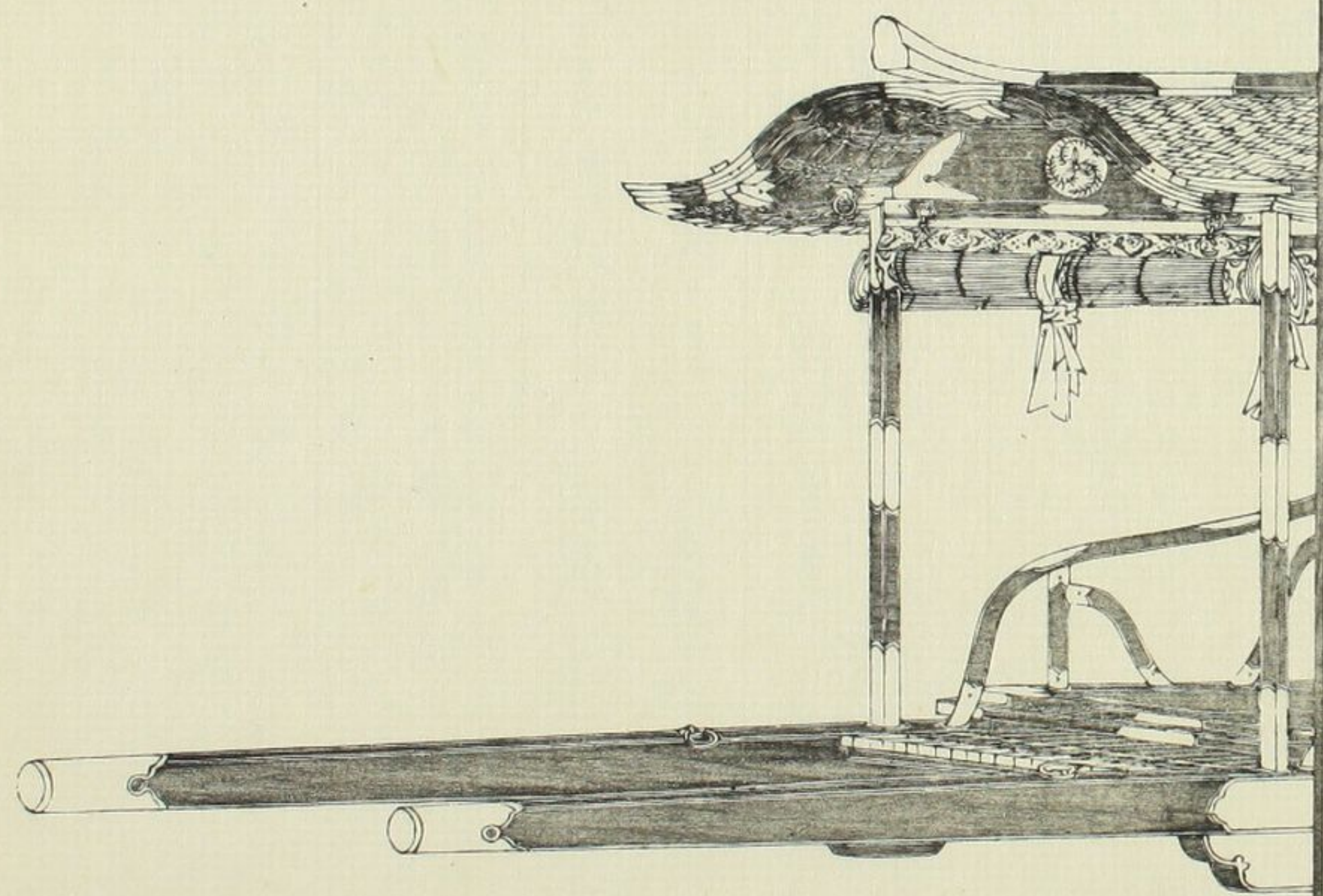
猿田彦神社 本町左側、二見氏の構内よ坐す。同氏ハ、世よ、宇治の土公と稱せり。猿田彦大神の裔孫太田命より、系統連綿として、今よ至るといふ。

檜尾 本町の西よ、當れる山をいふ。  
往古ハ、此の山よ、檜の大木、多くありて、神宮造營の時、心御柱を  
奉伐せし事ありしよ、宇治土公家引付よ載せしり。

大浦田沼 本町の北、字長澤沖ある。深田の古名あるべし。

姫小川 西の山より流れ出で、浦田の中央を貫き、五

神宮教本院 本所の右側よあり。當院ハ、神宮教管長の所轄あり。神宮教  
て、本院を、東京、及伊勢の兩地よ置き、教務を執れり。是、即、伊



四方輿 俗に、豊取 藤波氏傘所藏

屋形、長五尺、柱、長三尺、輻、長一丈二尺、金具、銅、

皇大神宮祓宜の乗輿也。由建久年中行事よ  
 るをく。此の品ハ延寶年間氏富長官の使  
 用しつゝものありといふ。

勢の本  
院あり。

神宮皇學館

本町の左側あり。神宮司廳の所轄  
ふして、皇典を研究する齋舎あり。

神宮大麻局製曆局

同所あり。神宮司廳の所轄ふして、  
大麻、及頒布曆本を製造する所あり。

神宮祭主官舎

本町の右  
側あり。

此の官舎も、元慶光院の建物なりき。慶光院ハ、天正年中、豊臣秀頼、  
片桐且元を、奉行として、創立せしめられたり。書院廊廡等、輪  
奐、其の美を盡せり。維新の後、之を、神宮司廳とし、明治廿三年迄、廳  
務を執り、其の後、修繕を加へて、祭主官舎としたり。年々、祭主の  
官参向の時、御宿泊又充つる所なり。

中之切町

浦田町と今在家町との間あるゆゑ、か  
く稱するもや。古くは、岡田町といひき。

神宮司廳附屬舎

本町と浦田町との界、左側あり。  
神宮司、權官司在住の所も充つ。

新橋

五十鈴川に架せり。中之切町より、館町に至る通路あり。皇大神  
宮の別宮、月讀宮、伊佐奈岐宮、伊佐奈美宮、伊雜宮も詣づるも、

朝熊岳、二見浦等へ行くも、

此の路を取るを、便とす。

名物赤福餅

新橋の西詰に、餡餅を齎る家あり。

埃囊抄小餅ハ、福ノモノナレバ、祝ヒ用ウル歟。又、二人向ヒ、餅ヲ引キワ  
ルヲ、福引ト云フ。又、大裏ニハ、餅ノ名ヲ、福生藥ト云フと見え  
た。又、世俗、餡入きたる餅を、大福といへり。然れども、赤き餡つけぬ  
る餅故に、赤福と稱へたるが故也。塵頭人、常小充填せり。一箇  
年間に、砂糖を費すこと、五万斤み下らずといふ。

宇治山神社

中之切町の中央左側に坐す。土俗、岡田  
山神社といふ。此の邊の産土神あり。

當社ももと、神路山の中よりありき。萬治三年七月廿九日の洪水に、  
漂流して、此の所に着きしよし、郷談に見えたり。神名畧記、文永遷  
宮記、太神宮儀式解よも、那自賣神社を、此の社としたり。たれども、徴す  
べきものなし。

今在家町いまざいけちやう中之切町なかのきり又續ける國道くにみちあり。もと茶屋町といへり。

舊蹟聞書、近古までも、不動堂より大橋の邊まで、町家のある所は、河原より、今不動堂より西へ入りたる小路ハ、却りて、姑の大道あり。故に、此の間二丁程を、今在家町と稱し、古き年寄の居宅等ハ、かきなりとあり。されど、往古ハ、五十鈴川、今より西を流さしなり。べし。倭姫命、御船の泊りし所ハ、津長神社を建て給ひし故事も、能く叶へり。

津長神社つながんじんじゃ本町の小巷、宇畑町の西二町許、山の尾崎おしざきあり。皇大神宮の攝社あり。

倭姫命、大御神を、五十鈴宮小鎮め奉りし後、志摩國の浦々を巡行して、大御神の御贄所を定め給ひ、淡良岐島、伊氣浦等を經て、江の湊より、五十鈴川を泝り、大宮おほのみやより還り坐し、時御船を止めさせ給ひし所あり。

太神宮本記

還幸行、其御船泊留在志處乎、津長原止號支、其處おほのみや津長社定給支。

皇大神宮儀式帳

津長大水神社一處おほのみや在、宇治、

稱、大水上、兒栖長比賣命おほのみや形石坐、倭姫内親王、代定、祝、

正殿一宇、長六尺、廣四尺、高六尺、玉垣一重、四方各二丈、坐地三町、

四至、東、道、南、西北、山、

延喜式太神宮所攝、千四座

津長社

神名祕書、津長社、大水上、兒在、宇治、郷、

建久年中行事二月十二日條

二神態、津長社供奉、如、昨日饗土、二本櫻下、經、津長參、役人幣立、置、手水鋪設等、如、昨日詔刀、讀進、向、西、

神祇百首、宮本引、津長の系、代、奉の、雲心、し、けぬ、路を、こそ、見、れ、

元長

大水神社おほのみや津長神社の南に坐す。皇大神宮の攝社なり。

域内、甚狭少なり、も、楠の大木蟠居して、千古の風致を存せり。

皇太神宮儀式帳、社域二町五反、永祿勘文、社地廻二十四間とあるを見れば、中世、人民の押領せしを知るべし。

皇太神宮儀式帳  
大水神社一處 在宇治郷

稱、大山罪乃御祖命 形無、同内親王定祝

正殿一宇 長六尺、廣四尺、高六尺 玉垣一重 四方各二丈 坐地二町

五段、四至 東、道、西、南北、山

延喜式太神宮所撰二十四座  
大水社 神名祕書 大水社、大山罪乃御祖也、在宇治郷

林崎文庫 はやしきのぶんこ 今在家町の西端の小巷より登ること一町許の山の半腹にあり。

創立年月詳ならず。舊丸山に在りきと云ふ。貞享三年、幕府金を賜ひて、修繕せしむ。元禄三年故ありて、今此地に移せり。天明年中、權祢宜荒木田神主蓬萊尚賢、僚友と謀り、書庫、講堂、塾舎等て建て連ねたり。現今、神宮司廳の所轄に属せり。藏書ハ在来數萬卷あり。

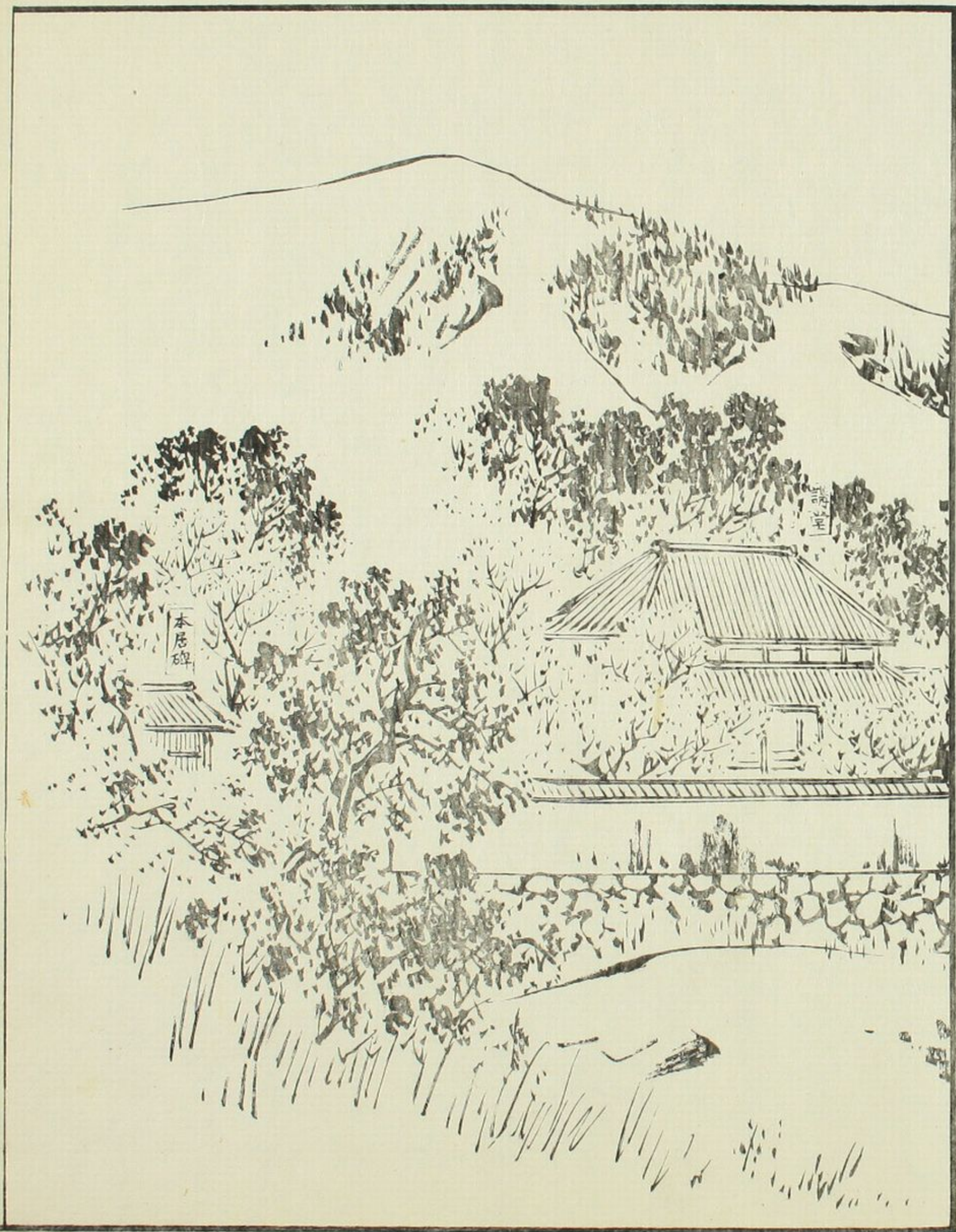
とくに猶、珍籍奇書を廣く、天下に求めしめば、獻納する者どもありて、年々、月に増加す。前庭にも多く、櫻楓を植ゑたり。鷲嶺、鼓岳、桐嶺、島路、神路、朝熊の峯巒、三面を圍繞し、一方は、楠部、中村、鹿海等の村落、遠近に顯れ、五十鈴川の清流を、其の東麓を、紫田、恰、青蛇の奔るおごとく、四時の風光、いとむろくなし。文人墨士、常々、杖履を容るゝ一勝區なり。

歌枕名寄  
はやし崎舞臺をいりて通ぶき鼓が岳を打ち詠めず 長明

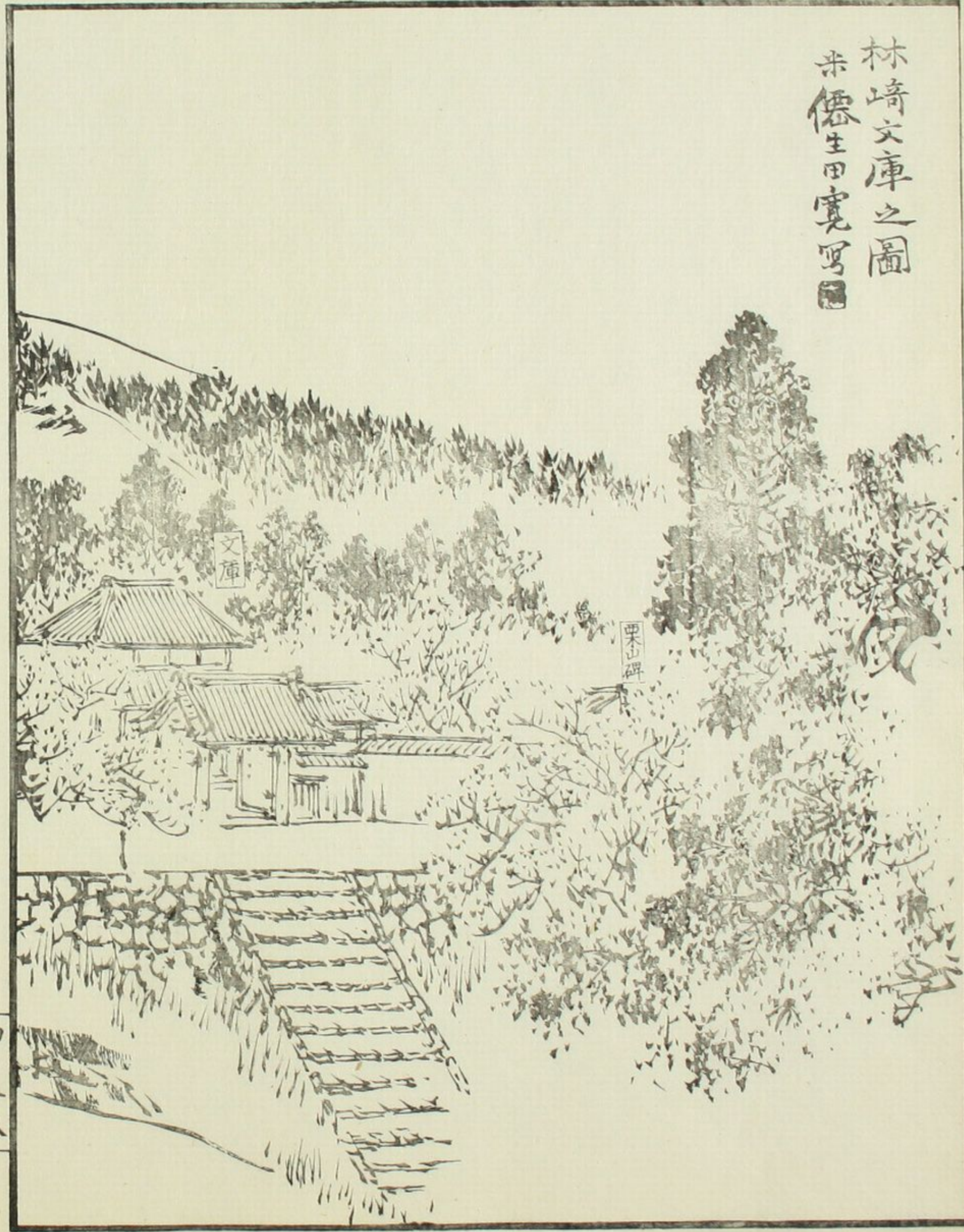
文庫創立碑 ぶんこ 一八、南庭にあり。本居宣長の撰文、屋代弘賢の書なり。一八、北庭にあり。柴野邦彦の撰文、淺野長祚の書なり。

林崎ゆみぐらの詞

はやし崎に文庫を、昔、鴨長明がまゝではいふごとく、過ぎがていふとふれたることろ。度會、縣宇治郷大津神の宮のべちうくて、や、里はあま、山がさかちて、木立も、あふにさえて、あ



林崎文庫之圖  
米徳生田寛写





も、里のむらう乃たき人のがうらなきてありけれ、今よ  
わは、集めそ、は、八百萬、子万巻とありたらうして、棚板も、  
た、うら、に、横山の、い、や、後、な、ぐ、て、倉の内、と、こ、納、せ、き、ま、で、  
多、く、う、ひ、た、う、ま、く、や、う、る、紙、中、に、書、た、う、と、ば、む、人、ども、は、  
思、ひ、よ、れ、ら、む、ま、み、く、佛、ぶ、み、を、う、め、ち、て、も、山、路、の、か、ら、れ、又、  
み、ぐ、う、ら、ゆ、り、た、ら、む、と、ぐ、て、な、か、ま、の、お、ま、れ、い、さ、う、け、き、  
また、した、て、ま、つ、を、う、め、あ、む、ば、の、つ、を、う、ら、う、た、れ、ま、り、し、  
後、田、毘、古、大、神、も、み、ま、後、ひ、て、學、び、の、み、ち、び、き、ま、後、ひ、て、む、  
其、の、書、も、希、必、又、堅、磐、に、う、ま、さ、ず、う、せ、び、て、神、の、内、里、の、そ、  
こ、だ、う、ら、み、く、う、ぬ、と、水、き、せ、ま、で、に、傳、り、あ、む、物、を、ぬ、林、  
の、み、ま、の、け、き、う、ひ、あ、る、ら、も、は、の、あ、ら、が、ら、れ、ま、け、の、た、ふ、  
と、ま、い、む、う、ら、さ、天、の、の、こ、と、せ、や、い、ふ、年、の、十、月、の、ゆ、ら、う、あ、

乃記やの代日

本居宣長

林崎文庫記

典籍之藏其盛者漢曰石渠天祿白虎蘭臺魏曰祕書中外  
三閣梁曰久德華林隋曰修文嘉則唐曰麗正修書集賢宋  
曰崇文三館祕閣太清募以爵祿金帛校以鴻生碩儒採訪  
有使修繕有局其富者溢三十萬卷其夸者裝以錦標寶軸  
其嚴者署以宰輔名銜可謂盛而慎矣然而不二三傳散逸  
流離靡有子遺嗚呼錄藏之難以天子之力而不能保數世  
之後焉豈物之聚散有數乎抑所以處之不得其方也權禰  
宜荒木田神主蓬萊君尚賢與其僚友謀修林崎文庫將募  
天下異書以守之夫天子之力所不能者君等欲數人之力  
以能之難矣哉吾不知其將何以成而何以守焉曰是不難



也將天下之力以成之而天子之力守之焉昔之神泉雲林  
高陽池館非不宏麗而堅固也而今安在哉洳呂大澤廣澤  
蕪然野池耳且千世而不失尺寸何者私之己則以天子之  
力而不足公之人則匹夫之力有餘焉且夫先哲所以立言  
垂後亦何心哉非欲與天下後世公同共知乎人之驕吝欲  
夾一能以傲天下矣欲己獨知而人皆不知矣遂取先哲公  
共之器以成一己傲物之私矣其尤陋者至于一禽一木之  
名義寶惜如金冊玉牒之祕以要重精是以載籍之傳日狹  
自國史政典之崇既殘缺無全恭惟天祖神皇開物成務之  
道聖帝明王治國愛民之猷所以踰五帝而媿三王者幾乎  
蕩滅其可不哀哉今蓬萊君等有病于此其募購凡以異典  
來者欲觀其藏則許欲就學者有館以待能一持畸冊零本

來者雖子孫之速待之如一日夫城市之居水火不虞遷徙  
無常其藏之家孰與寓諸此之為子孫慮之長則是為天下  
學士大夫外府為其子孫守也誰不願來而相與戮力合誠  
而成而守之哉是以不以爵祿金帛而集不以鴻生碩儒而  
完不以宰輔署銜而嚴苟繼而主者能循其規制則吾將見  
其藏日富三十萬未已而其守且千百世愈固先王寶典賴  
以不墜矣文庫舊在宇治鄉圓山不詳創其何年貞享三年  
源大將軍有德公賜金若干葺繕元祿三年移林崎今蓬萊  
君等造齋館數十楹其傍背靠鼓岳而面仰朝熊揖神路島  
路西行菩提諸勝於左右亦所以使學者怡性起倦息焉遊  
焉也

天明五年六月

讚岐柴邦彦撰

講堂額 林崎文庫の四大字を彫る。林信篤の筆あり。

孝經碑 西の岡にあり。東江源鱗の書あり。

五十鈴川 宇治川とも、御裳濯川とも、大川ともいへり。

此の川、水源二派あり。一は、伊勢、志摩兩國界ある逢坂山より出で、皇大神宮の域を貫き、一は、神路山より出で、龍が嶺、大瀧、小瀧の溪流を受け、ともに、落合河原に至り、一道の大河となり、今在家、中之切、浦田等の東に沿ひて北流し、鹿海に至りて、朝熊川を容れ、又、二派に分れ、一は、三津江村、松下等を経て、二見浦に注ぎ、一は、汐合小浜り、下流を、勢田川を合せて、海に入る。長さ、大約四里、濶さ、六十間なり。此の川、二源あるによりて、五十鈴川、御裳濯川、乃別をなす説あれども、非あり。大神宮所鎮座以前より、五十鈴川といひ、倭姫命御裳を濯ぎ給ひし故事より、後、御裳濯川といふなり。されど、一

川二名ありと知るべし。

因日本書紀垂仁天皇條興齋宮、于五十鈴川上、是謂磯宮、  
る舊例ありき。此の事、氏經神主日記に、多く見えたり。

于時河際倭姫命世記、倭姫命御裳齋長計加禮侍於留洗給倍、從其

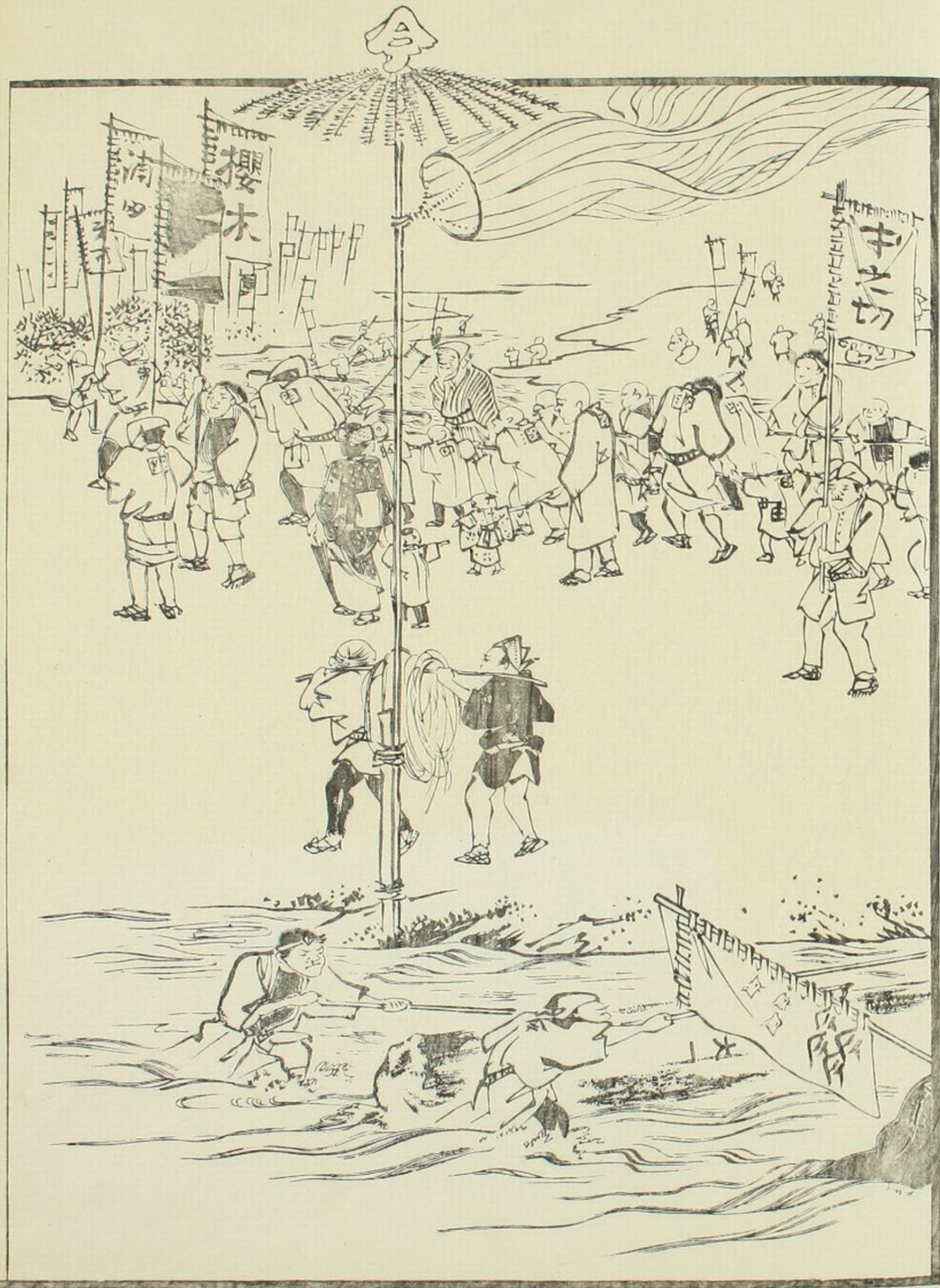
以降號御裳須曾河也、  
延喜式齋内親王參三時祭禊條

天曆七年九月、神服、神麻績、二機殿、例貢、神御衣、調備參之間、  
五十鈴川、俄洗岸、洪水出來、往還不通、

長曆元年、月日、中抑造宮使為信、以鈴河山之木、内宮御垣、  
外院殿舎等之材、木仁造、天、或所曳置、或宇治河仁流寄了、

參太神宮、至御裳濯川、行祓、  
江家次第公卿勅使條

同書



皇大神宮御造營  
用材川曳之圖

建久年中行事六月月次祭條

齋内親王御參宮之間次第事先御被件御被所自御裳須曾  
河渡瀨上自瀧祭御前北中間自河東也

本朝年代記

一後深州院建長元年三月廿日伊勢御裳濯川水一日一夜

如紅

氏經日記

一廳宣

可早任先規傍例致催促沙汰伊勢國神三郡内佐奈十一  
郷御糸六十六郷太神宮御裳濯河堤坊役河籠米事

右件在る所内宮河籠米事任先例遂催促沙汰急速可令  
致御裳濯河損失之修治之狀所宣如件以宣

享徳四年四月五日

禰宜正四位下荒木田神主満久

○以下神主九員の  
連署ハ之を畧す

康永參詣記

二見浦○中皇女此の浦より御舟よめして川をのぼりに

渡御ありけるよ御裳のすそは御舟よりあまりてぬれさ  
せ給ひたり故に御裳濯河とあづく此の河此をとり  
山あり神道山となづく一の河あり五十鈴河是也

天降る五十鈴の河の瑞籬乃ふりぬる世ハ神やあきらむ

此の五十鈴河も大宮と風宮との谷あひより流き出で深  
山木のこだかき陰よ落ちくる水音誠ふ心細し

後拾遺集

君が代もつぎとを思ふ神風やみもを川のすまむ隈を

民部卿經信

新古今集

きみ代もつぎとを思ふ神風やみもを川のすまむ隈を

匡房

同

神風やみもを川のすまむ隈を

俊成

御集

うみ風やみもを川のすまむ隈を

順徳院

月清集

君が代もつぎとを思ふ神風やみもを川のすまむ隈を

後京極

同

ふんも何のまづきも川湯らぬ母もいつも流みたり

兼好法師

壬生三品集

ちりから曇もあはれ神風やいも川糸の花の境は

家隆

續後撰集

我が末の境をすまなむいも川底は深めて清き心を

太上天皇

同

いも川神代は境をわけて今も曇らぬ秋のよの月

為家

續千載集

いも川をたえぬ流の底清み神代はくらげある月夜

伏見院

風雅集

よどみも又立ちかへるいも川流の末は神のまほく

太上天皇

新千載集

わぎも子がみもを川の底まある君をみの栢をなれ

祭主輔親

元享元年北御門歌合

いも川神代はくはれ初めて流の末ぞ限きられぬ

度會盛行

建武元年度會朝棟亭會

幾秋の影を移して平治川よよひは月の名も流らむ

大中臣宣通

新葉集

照しよよみもを川は流む月も濁らぬ浪の底の心を

後醍醐天皇

同

五十鈴川むむ心も濁らぬをなご流る流の終もむらむ

祥子内親王

夫木抄

いも川をたえぬ流の底清み神代はくらげある月夜

定家

續門葉集

いも川なるせちちりく水音のち初よかる浪の白雪

通海

御裳濯川

林春信

梅洞詩集

漾と溶と河水深、倭姫遺躅欲幽尋、御裳濯濯清如許、一點

緇塵不肯侵

五十鈴川、月

同

五十鈴川上、金波洗、點塵、水天同一色、請看月、分身

御裳濯川、月

同

倭姫對、嫦娥、川上仰、天闕、御裳濯、無塵、一身清、似月

五十鈴川

賴襄

山陽遺稿

平地生、雲氣參、天壘、木陰、万年神、在處、北庶子來、心、此水流

今古、何人測、淺深、姦雄欺、裔胄、不道、大陽臨

栲幡皇女墓

五十鈴川の邊あるよ、正史に見えたれど、今は、其の所詳ならず。

栲幡皇女ハ、稚足姫皇女とも、白髮内親王とも稱す。雄略天皇の

皇女よれをて、第五代の齋宮よ坐す。阿閉臣國見の讒により、  
冤罪を蒙りて、縊死し給ひき。或も云ふ。楠郡の皇女森ハ、即其の  
舊趾ならむと。

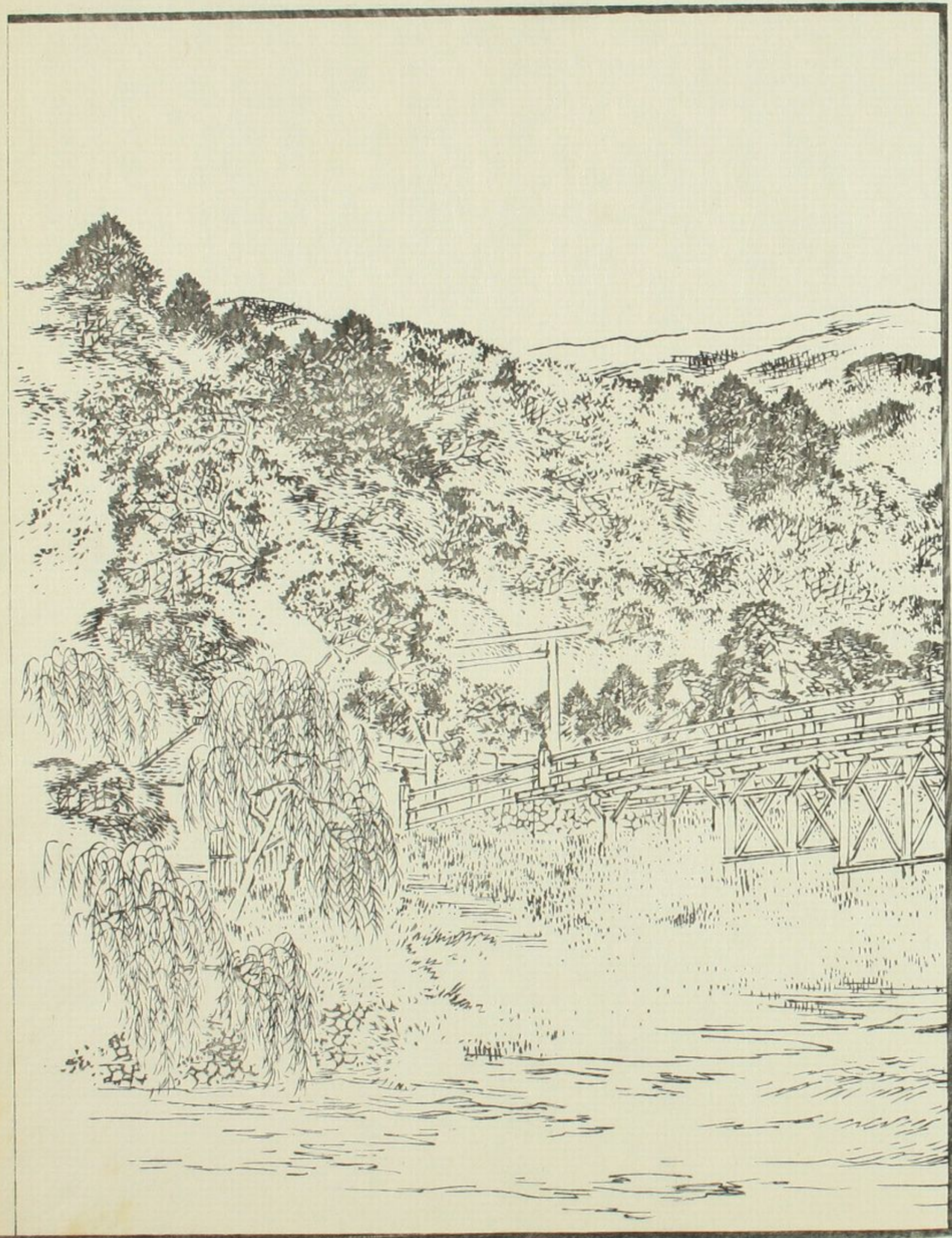
日本書紀雄略天皇條

三年夏四月、阿閉臣國見更名磯持、潜栲幡皇女與湯人廬城  
部連武彦曰、武彦奸皇女而使任身湯人廬城、武彦之父、枳莒  
喻聞此流言、恐禍及身、誘率武彦於廬城河、偽使鸕鷀没水  
捕魚、因其不意而打殺、天皇聞遣使者案問皇女、皇女對言  
妾不識也、俄而皇女賫持神鏡詣於五十鈴河上、伺人不行  
埋鏡、縊死、天皇疑皇女不在、恒使闇夜東西求覓、乃於河上  
虹見如蛇、四五丈者、堀起處而獲神鏡、移行未遠、得皇女  
屍、割而觀之、腹中有物如水、水中有石、枳莒喻由斯得雪子  
罪、還悔殺子、報殺國見、逃匿石上神宮。

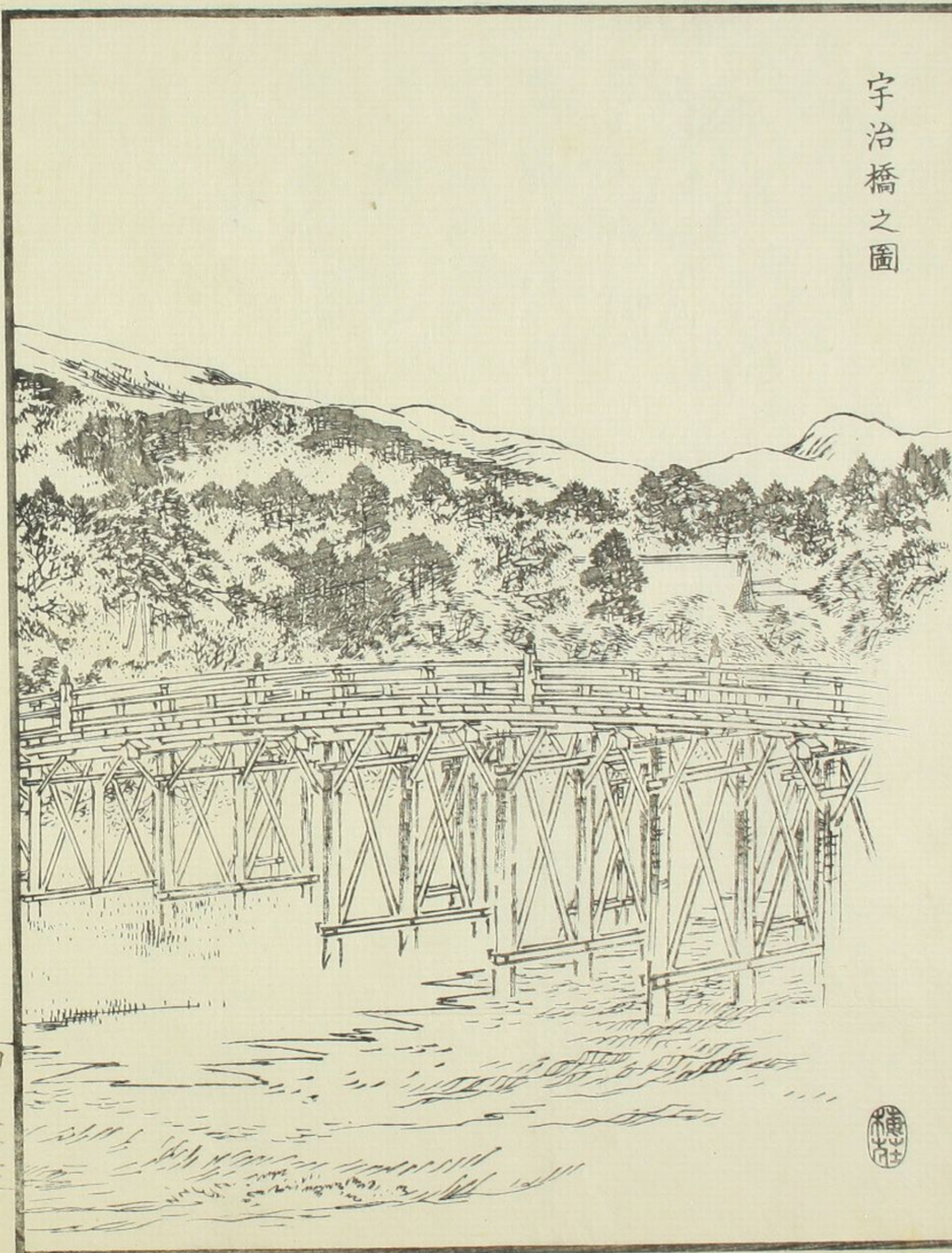
宇治橋

今在家町と神苑との間、五十鈴川又架  
せる橋あり。土俗、宇治の大橋といふ。

此の橋、長さ五十壹間、濶さ四間あり。總べて、檜作ありて、欄干も、擬  
寶珠を置く。橋の前後も、大なる鳥居を建てたり。度會常彰の神氏  
須知よ、今ノ大橋ノ邊ハ、昔ハ、川ノ洲ニテ、人家モ無ク、神官家モ、大  
半、中村ニ居住セリ。其ノ後、川ノ洲、平地トナリ、人家モ立チ續キ、神  
官家モ、宇治ニ移住シヨキニツキテ、大橋ヲ、今ノ處ニ架セシナリ。  
昔、大橋ノ、ソバ川原ニ在リシ證據ハ、先年、今ノソバ川原ノ橋ノ處  
ニテ、大ナル橋杭等ヲ堀リ出シキト言ヘリ。然ルニ、士佛參詣記ニ、  
又、瀧祭神トテ、河ノ洲崎ニ、松杉ナンドハ、一村立テル計ニテ、御社  
モマシマサズ。○中畧北ヲ望メバ、長橋ノ流ヲキル有リト云フ。思フ  
ニ、夫ノ瀧祭ヨリ、今ノ大橋ノ方、即、北ニ當レバ、假令、大橋、今ノ處ニ  
アラズトモ、見エワタリタル川下岡田郷ノ内ニ在リシナルベシ



宇治橋之圖



と見えたり。此の橋、往古ハ、假小、岡田郷の中央より、東岸ある岩井、田山、小架、たり、を、永享六年、足利義教寄進の時、今の所、に移して、堅牢なる大橋と為さし、からむ。爾來、朽損の度、おとに、幕府より、造營する例規ありき。近年、神宮司廳の所轄、に属せり。

因よ云ふ。大橋造營の度、毎に、渡始ワタシの式あり。先、皇大神宮祢宜、政所公文家司等、橘姫の社、に参着して、祭事を行ひ、大麻を、北側、西より、第二番目の擬寶珠の中、に納む。かねて、度會郡の人民、よて、三夫婦揃ひ、一者を撰、置き、其の祖母を、渡女ワタメと稱し、小袖、緋袴かつぎぬ、小被衣かつぎぬを著せしめ、祖父を、渡男ワタヲと唱へ、素袍、烏帽子を著せしめ、祭事の終るを俟ち、前後、行装を整へて、橋を渡らむるあり。

河崎氏年代記

永享六年甲寅、内宮大橋、自普光院殿足利義教公、有御渡、奉行御炊大夫

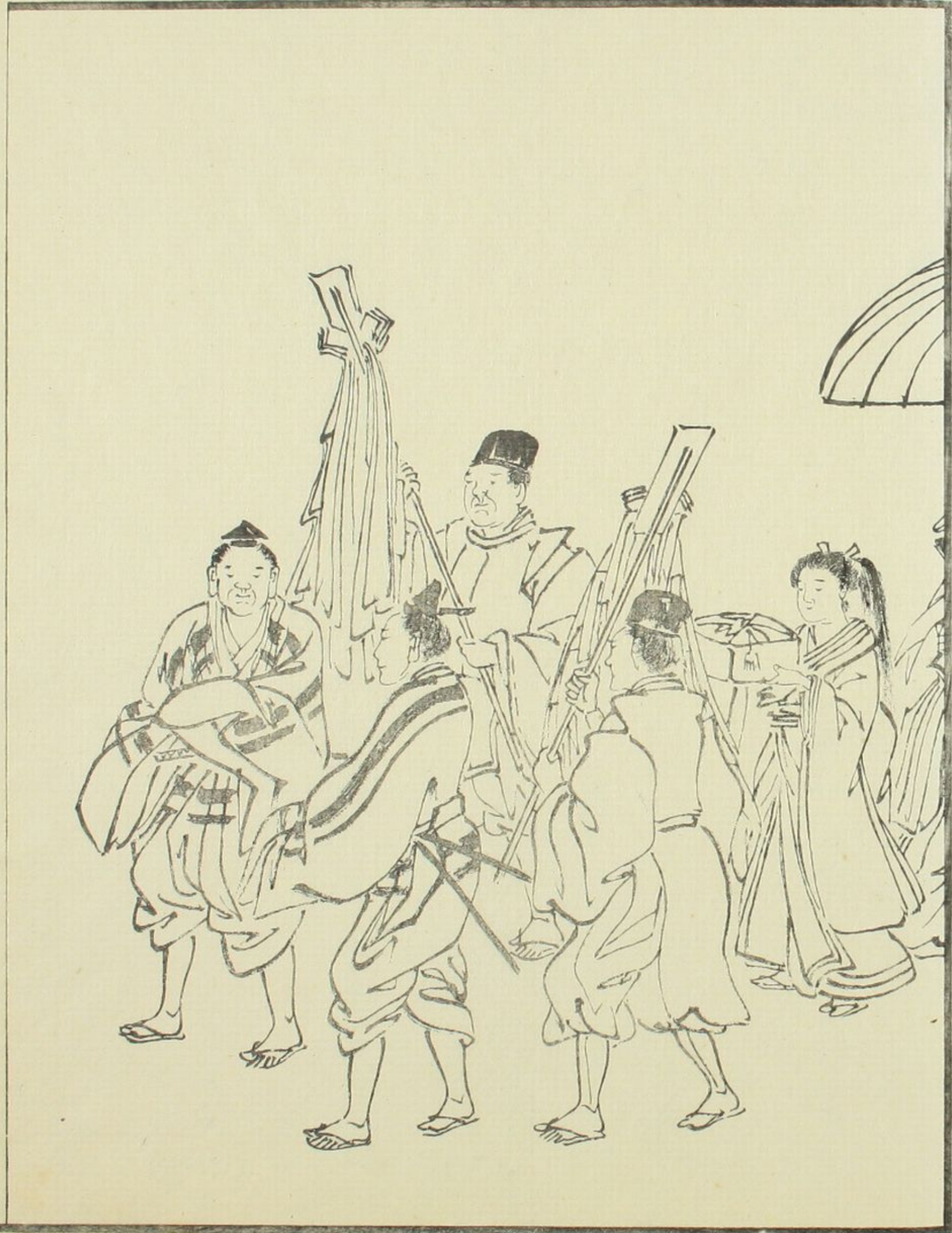
元秀

大國士豊畫  
文政度宇治  
橋渡、初之圖



梅在緒寫





松木氏年代記

天正十九年卯辛關白殿ヨリ、内宮宇治橋、并ニ不動堂、建ツ。

同書

慶長九歳、内宮大橋、鳥居橋、姫共出來、橋奉行、雨、森出雲守、安養寺善兵衛

天粟畫零記

明應四年八月八日、五十鈴御裳濯之兩橋、并人家五十餘宇流失、

饗土橋あへどはひめのかたや姫神社

宇治橋の西詰道の右側よ  
坐す。皇大神宮の所攝あり。

舊蹟聞書、慶長九年、宇治橋造替の時、山城の宇治橋、よ倣ひて、之を建てしよし見えたり。然もとも、文明九年の氏経日記、既に橋姫御前社の目あり。されむ、其の以前より稱し来りしありべし。案むるに、建久年中行事二月十二日神態の條、津長社供奉如昨日饗土、二本櫻、下経津長參とあり。今、此の社域、櫻の大樹存せり。古道饗の祭場ありしこと、論なし。

氏経日記文明九年四月廿八日条

大橋之橋、姫御前社奉造替、就其為橋祈禱、十人禰宜、中申、十万度之御被勤仕。

網受あみうけ

宇治橋の下よ、長き竹竿の頭よ、糸網を張り、往來人よ、投錢を乞ふ者あり。之を網受といふ。古くハ、圓上と稱せしよし。

原時芳筆記

織田平信長没落後、家臣鳥屋尾左京と申者、當所ニ来住、傍輩之浪人、其縁を以、諸大名よ、奉公ニ出、又左京儀ハ、他家之主人ニ仕、夏不奉意、被存供、然共、牢人之身、渡世之送り様、無之、欽、毎日、大橋之下へ出、竹末、編笠を付、鎗之上手、其目當を以、諸参官人、錢を請、百錢よ、一錢も受落スト云、夏、或時、細川家、御参官有之、左京を御覽有て、兼而所存知之者、故、御尋波成、左京を、本地ニ、所召抱有、由、右圓上、正徳年中より、糸網成、櫻、主膳家来、畠住長五郎兵衛造、始ト云、

神路山かみちやま

皇大神宮御山の總称あり。

古書よ、神道山、又天照山、神垣山、大山、宇治山、津長原、あど見えた。現宮域より、東南、小嶋、嶮、龍嶺、切原、額、あどの山嶽を、総べて、

かく稱したるあり。神鏡廣博記、及新古今集、神祇百首等、鶯日山  
往古も此の山を、式年御造營の御杣山と定められしこともあり  
き。今なを重畳せる峻峯、五十鈴川を挟みて、雲間み挺秀し、四時積  
翠の色を改めず。實ふ、千古秀靈の鍾まれる所なり。

大神宮諸雜事記天曆七年九月條

五十鈴川、俄洗岸、洪水出來、往還不通、因之神部人面等、奉

持神御衣等、三員、官司相共、二ヶ日夜之間、逗留宇治山、

弘安參詣記

次三内宮ニ參り侍レバ、神地ノ山ノ嵐ノ音、有爲ノ妄雲モ、忽ニ

晴レ、御裳濯川ノ浪ノ音、无始ノ罪障モ、早ク濯シタル心地シテ、

承リ及ビシニモ過ギテ、身ノ毛イヨダテ、下

園大曆

大外記中原朝臣師顯仰、偁内大臣宣奉、勅太神宮、迂宮神道

山杣料木採盡由、造宮使久世言上、何様可有沙汰哉、宜令紀

傳明經明法道等、博士勘申者、又曰嘉元二年造替之時、神道

山之料材木盡之由、造宮使久世註進、被行軒廊御上、被用伊

勢國江馬山、御杣

勢州古今名所集

於保山ハ、神路山ノ別名也ト云フ古老ノ傳ナリ。神拜垢離ノ歌

ニ、かきならす大山本の、五十鈴河、八百萬代の、罪を残りじ。

元亨釋書

予詣勢州神祠、高山環峙、清河繞流、杉林森矗、大數十圍、高百

餘尺、一鳥不鳴、幽邃間爾。

新古今集

ながめわや神路の山よ雲消えて夕の空にいでむ月影 太上天皇

同

神路山月さやのなる誓有りて天の下をば照すなりけり 西行

御集

神路山招もふ年の陰茂み深き程を狩かろけり 順徳院

續後撰集

うみ路やま峰の朝日の隈なく照す誓やあゝ君の為 荒木田延季

新後撰集

君が代をわれをちる神路山深きちよひといふも畏し 作者不詳

續千載集

神路山陰の小草おもえより末葉もれぬ春の恵に 荒木田氏忠

祭王定世朝臣、祖父隆通卿、公家為神祈、内宮又參籠の時、

弘安泰詣記

神路山さも面白き橋うな天の岩戸の春や河けをむ

通海

風雅集

ふして思ひ作きてむ神路山深き志を仕へて侍ら

荒木田房繼

新十載集

天の原あぐ岩戸の神路山日月曇らぬ世よこそあはけ

慈道親王

同

叢林を這り迎へて神路山月も天照る光なるらむ

荒木田氏之

同

ちとやある神路の山れお白氣行君が代は星あらずな

常磐井太政官

新拾遺集

星なき君が八子代を照すらむ神路の山よ出づる月氣

達智門院

新續古今集

わかむ神路の山れねの風哉代のもも色ハ暮らじ

後鳥羽院天皇

同

神路山峯の松が枝年ふりてまがぬも我が君の為

後照院院白

天文十年太神宮十首

出づる日よ向ふ神路の山言く雲井も同じ春やまらむ

御製

建武元年度會朝棟高會

やはらぐる光をてや神路山天照る月のかきてはむらむ

度會貞春

夫木抄

神路山下津岩根の宮桓契遠へぬ世代とこそ聞け

季能

四ノ三十二

同

神路山玉垣ぐよは渡せば杉間よ言き千本のかさそぎ

僧正行意

同

香が君試行るにつけて神路山赤色つ虫の聲ぞ聞る

俊成

神路月

林信充

鳳岡詩集

山粧、烟黛、面地、鋪風霜、練月、如神德明、行人仰首見

丸山

宇治橋より南、一町許あり。今在家町に属す。山腹に、稻荷社を勧請せり。

落合河原

神路、島路の両山間より流き出づる川筋の、此の所にて落ち合へるを以て、かく名づけたりとぞ、伊勢の神道山の月、杉の木、すゑは隠れて、みもすそ、川の西北、落合川原に、影見えけむ、よみ侍りける。

續門葉集

月を早神道の障よひてぬらし、神川の西に、影を深き

通海

法度口

丸山の麓より、川に沿ひて行く道をいふ。櫻楓の樹多し。

神域接近の地かれを、不浄を制禁せしゆゑよ、かく名づけしに

や。騷人文士其の文字の雅あらざるを以て、鳩口よ作る。本郡一

宇郷龍嶺葛蒲床の本切原嶺等を歴て、南海五ヶ所に至る里

道あり。近年、嶮岨を避けて、新小車馬道を開きたり。

一瀬いちのせ 五十鈴川第一の瀬あり。數十の石を置き、人を通ず。

維新前までは、此の所、番屋ありき。御贄小屋といへり。南海の浦浦より、魚藻を擔ひて、市場へ出づる道ありて、漁人、其の荷前を、神宮へ納めし所あり。一の瀬より、五十鈴川へ流る溪澗、凡十四五町の沿途、小石、巨岩、大石、互に、奇状を呈し、其の間、奔湍衝激して、石と相搏ち、珠沫霏々たり。人をして、恍惚として、小石潭へ遊べば、幻想をなすしむ。就中、鰈石、竈淵、熊淵、海龍石、屏風岩、御船石、西行戻など、最偉觀あり。人寰を距ること、咫尺ありて、かゝる仙境あるを、いとめづらし。白晝をら、行蹤絶えて、出谷へ響く樵斧の聲の、丁々として、溪韻と相和するのみ。

癸亥八月七日 同諸君游鰈石

山口珏

四ノ三十三

櫻葉館詩集

昔我游南島、今春躋鷲嶺、往還再經此、在憶時尋省、故人適良暇、携我復茲境、况屬仲秋初、風氣已明靜、路入鈴水南、草坡花間、穎側見水老、鷗繫條掣其頸、傷爾不自食、捕魚盈簞、簞野人一何忍、鳥性亦悻々、沿流將一里、溪色蓄華艷、斷岸透潭底、鏡中倒天影、既到奔注處、水悍石爭猛、前度語奇絕、恍然有餘警、把酒俯湍上、數醒衣易冷、漸覺多幽意、岑繞遠市井、松峯蔽山陁、凝翠轉森整、歸樵帶嵐光、高鳥入霽景、顧當企先達、燭眉擬清穎。

熊淵神社 くまのぶちのくわい 舊地、詳ならず。大水神社の御殿の内、又坐は、皇大神宮の摂社あり。

元祿勘文、熊淵神社、有、官山百乃と見え、又攝社、叅詣要路、小熊

淵社、ミモス川ノとあり。されども、此の邊、山神、數社ありて、さ

だのにかち難し。



鰻石之圖



和真  
印



鏡石之圖

四ノ三十五

大龍之圖



建久年中行事正月十一日旬拜事條  
熊淵河合社拜、西上南面、

山神社 やまのかみのやう 道の左にあり。此の所より、石碓を渡り、南島に至る古道あり。

牛石 うしいし 山神社の前を直に行くこと一町許、道の右にあり。形、牛に似たり。もと、山間よりありしを、小川地其、此の所より移したりと云ふ。

鏡石 かがみいし 牛石より二町許の水涯にあり。

路の右側、鳥居あり。夫より下ること十歩ありて、高さ二丈横、五丈許の巨岩あり。西面削るが如くして、晶瑩物を鑑らすこと、白銅鏡と異ならず。土俗、山鏡と稱す。

元長参詣記

神路山ニ、山鏡トテ、山神坐ス岩ニテ、影ノ寫リケレバ、常ニハ、鏡石ト云フ。

鏡石神社 かがみいしのやしろ 石津賀神社 いづつかのやしろ 鏡石の上、同玉垣の内、坐す。とも、近年まで、皇大神宮の所管たりし社あり。

元祿勘文

鏡石神社、祭祀未考、神社板葺、鳥居中絶、社地、東西七十五間、南北七十五間、石津賀神社、南面、石社、配軒、在、御本宮、南西神道山、祭祀未考、社高五尺、長五尺、廣四尺五寸、



神足石

五十鈴川の上流にて、往く、拾ひ取る者あり。山中明海の獲たりし物、形尤相肖たり。

仙人櫓

共々、神路山の山中にあり。絶險

張尾紫薇

神路山字張尾にあり。高さ、二丈、横、數丈に亘る。老幹糾結、多

大瀧

神路山字大瀧にあり。高さ、六丈九尺、潤さ、四尺。鉅岩數仞の上より、霏く直下せり。兩岸の楓樹、飛泉、根を洗ひて、恰、塵尾の如し。

小瀧

同所にあり。高さ、四丈二尺、潤さ、三尺、亦觀るべきあり。

表見張所

一鳥居橋の右側にあり。神宮衛士の、一時

一鳥居橋

城内の御池より流れ出づる川に架せり。皇大神宮

神宮司廳

橋を渡りて、左にあり。

往古より、神郡の政務を、大神宮司廳、宮中の政務は、兩宮の廳舎にて執り行ひ奉り、一城、維新の際、之を廢せられて、更、此乃廳を置

一鳥居 参道の正面にあり。

皇大神宮第一の鳥居あり。従前、是より内、兵仗及佛具等を禁せ

一こと、豊受大神宮も同様のとき。

行在所

一鳥居の内、参道の左に在り。行幸啓の時

参集所

行在所の東にあり。祭典の時、神宮の齋宿する所あり。

往古は、五十鈴川の東岸にあり、一が、萬治三年の洪水に漂流せしを以て、寛文元年、此の所に建設したと云ふ。

皇大神宮儀式帳 禰宜齋館一院

宇治、大内人、齋館一院

大内人二人、宿館二院

物忌并小内人、宿館五院

宮守物忌、齋館屋一間

諸物忌、小内人常宿齋館屋一十二間

被所 はらひど 参道の右にあり。二の鳥居の被行事は仕へ奉る神官の被を修むる所なり。  
年七度の神宮大被、また神武天皇、孝明天皇の遣拜等、皆此の所にて執行せり。  
手水場 てうづば 被所の南、川岸にあり。

此の所、石を置み、水を掬ぶ、小便せしむ、元禄五年、徳川綱吉の生  
母本莊氏よりの寄進なりといふ。

齋内親王河原殿院 さいないしんのうがせらどののゐん 被所と二の鳥居との間あり。  
齋宮中絶によりて廢れたり。

正殿、御装束宿殿、御輿宿殿、御厠殿の四殿を一區とし、河原殿院  
や、祢せし由、儀式帳に見えたり。齋内親王御参向の節、此の院  
小て、御小憩あり。夫より、腰輿より御給ひし所なり。

皇太神宮儀式帳  
齋内親王川原殿一院

正殿一區、御装束宿殿一間、御輿宿殿一間、御厠殿一間、  
防往籬一重、

建入年中行事月次祭條  
於寮御火者、於一鳥居止畢、齋内親王河原殿與二鳥居中

間腰輿移御齋王候殿御著、

二鳥居 ふたとり 一鳥居の次、参道に建てり。此の所にて、官幣以下  
を淨むる行事あり。皇族の下馬も、此の所あり。

子良館 こらのたち 参道を右に折きて、風の宮へ行く右傍にあり。  
りて、大物忌の齋館ありし所、今廢れたり。

因ふ云ふ。慶長十二年、國母仙院より、兩宮の子良館に、貝桶を下  
し賜ひしことあり。今猶、廳庫に保存せり。其の蓋の裏に、良怒親  
王の筆跡あり。左に掲ぐ。

神風やみもよそ川の志めけうちらに、子良の子といふものあ  
り。朝夕此神づくのほろつまぐを、もなぐさむべきかの  
所のもて、何そび物よとて、かたづけあくも、國母仙院より、  
貝桶をくぐり給ふる事あり。かの大中臣輔弘が、また忍よみ  
ゆる松のむらだちと詠どけむも、所から、此のためよやとお  
りひあをせらま、左右ふわうちたうら此名の二見も、此の

をけよせあるふや。おほせをうけくもりて、事此より致  
いさかきくし付くるふなり也。

慶長十二年三月廿八日

入道親王良恕記之

今一箇の裏ふも左の如くあり。

伊勢の國二見の浦よりて

大中臣輔弘

むくしげ二見の浦の貝志がみまに忍ふ見ゆる松の村立

慶長十二年三月廿八日



親王書之

一葉集

子良館のうしろふ梅ありといへむ

法子良子乃一そとゆのし梅のそれ

むせ段

時雍館

参道の左にあり。明治六年、當時神宮大宮司本莊宗秀、金二千圓を献納して建設したる説教場あり。同十五年、神官教導職分離

の後、御神樂殿の附

御神樂殿

参道の左にあり。衆庶の志願によりて、御神樂を奏し、御饌を供進する所あり。

廳舎

舊地ハ、御神樂殿の構内ニ屬セリ。宮政を執り行ひし所あり。

五文殿

御神樂殿の東、参道の北にあり。

兩儀の時よと、二の鳥居、及忌火屋殿前被の行事等、此の殿にて行む。直會式のあり時、此の殿を用うる例あり。往古ハ、西ハ、九丈殿南、主神司殿ありて、此の一區を、直會院といひき。

直會殿 一院

九丈殿一間、五丈殿一間、四丈殿一間、已上葺檜皮

御門一間、防往籬一重、

延喜式

就直會院第一殿、南面坐、以位記置案上、史喚名給、殿前東向

宜内人北上、訖則奉拜、太神、拍手、次北向朝拜、

兵範記

伍間壹面、檜皮葺、壹殿壹宇肆間、檜皮葺、主神司殿壹宇、玖間、檜皮葺、九丈殿壹宇。

酒殿さぶどの 五丈殿の北よあり。神酒を醸す所なり。前に、蕃屏を設く。

往古も、務所廳、其の外殿舎、数棟ありて、此の一區を、酒殿院といひき。

皇大神宮儀式帳 御酒殿一院、酒殿一間、務所廳一間、倉二字、盛殿一間、大炊屋

一間、防往籬一重、

由貴御倉ゆきのみくら 酒殿の東よ並び建てり。儀式帳不載せたる御倉の一あり。玉垣蕃屏を設く。

皇大神宮儀式帳六月條 禰宜内人物忌等、從湯貴御倉下宛奉大御饌、朝夕、大御饌、二

時之料、御田、菊稻、

水量柱みづかりばしら 神宮御改正の前まで、毎年正月十四日夜、酒殿の前、置石の辺よ、柱を建て、月影よて、長短を量り、其の年の吉凶を占ふ行事ありき。

建久年中行事 正月十四日夜、水量柱立、政所物忌、父一人、御巫、内人等、

先吉占木、酒殿前、置石北端立、月影九丈殿、西軒、酒殿、西軒、

同通指時、是夜半也、占木影指所、博士木立也、件、中間遠吉、知近、

不吉知也、歳善惡以是知也。

櫻宮石壇さくらのみやのいしだん 由貴殿の異よあり。建久年中行事も、櫻宮とも、櫻御前とも見えたり。小朝熊神社の神事を行ひし所あり。

建久年中行事六月條 早旦彼社、祝、岳自由貴殿請預、忌火屋殿、荒垣、坤角、彼神祭祀

所、石疊持參、御神酒費菓子供進、次正權神主、并玉串、大内人、

着衣冠、主神司殿參、東為上、正禰宜、次權任神主、玉串、大内人、

着祝部鬘木綿持進寄、始從一禰宜、迄權官、玉串、大内人、大物

忌、父兄部賜之、各手一端之後、請取著用、其後前、石階、一禰宜

詔刀申、申久、今年六月廿日乃今、時以天、小朝熊乃皇神乃廣

前尔恐美恐美申久、○下

忌火屋殿いみびやでん 五丈殿の東よあり。御膳宿殿ともいふ。祭典の時、御饌御贄を調理する所あり。

皇大神宮儀式帳 御膳宿一院、殿二間、廻防往籬一重、

建久年中行事六月條 方々、御稻等之中、一、御方於忌屋殿奉春、大物忌、子良荒木田氏女

先奉仕、母良相具也。

肆間檜皮昔忌屋殿壹宇

被所 はらひど 忌火屋殿の前庭あり。諸祭典の節、御饌御贄及奉仕神官を被ひ清むる所あり。

御竈木屋 みかまぎ 忌火屋殿の西あり。

齋内親王御膳院 さいないしんのうごてんいん 忌火屋殿の近きあたりあり。其の趾、さだりならず。

嘉曆公卿勅使記云、荒祭宮の遙拜終り、齋王の御饌殿の後よて、禰宜明衣を脱むる由見えたり。

荒祭宮遙拜所 あらいまつみやのえはらひ 参道の左あり。皇大神宮の別宮、荒祭宮の遙拜所あり。此の所、枝路あり。左に入るときは、御廐、御稻倉、外幣殿の前を経て、同宮に至る。

荒祭宮、版位就坐、四段拜奉、短手二段拍畢、即使并太神宮司、外直會殿就坐、

建久年中行事正月條

退出時、於長石橋、砌荒祭宮拜、手兩段、東上、次興玉宮拜、南上、

御輿宿 みこしやど 遙拜所の南、参道の左あり。齋宮中絶の後、

粃種石 もみだねいし 板垣西御門外、北側あり。

此の石、元五十鈴川上字荒田の川原ありき。天明年中、御造營の時、楠部郷の人民、之を獻せむとて、運送み、年月を経て、食料此、闕乏を告げ、粃種をも喰ひ盡して、宮城迄曳き終へしが、故、かくと、

名づけしりゆぞ。目今、板垣西南の角あり、岡田郷より獻備せし大石を、粃種石といふを、誤あり。

玉串行事所 たまぐしやうじ 参道の兩側、版位を設く。其、江家次第

參太神宮、參進、次第、御幣、禰宜等、列立、御輿宿、南方、使列立、其、

西

愚昧記

治承元年九月十五日、公卿勅使至、御輿宿、北方、予房以下、列

立、西面、南上、先是、禰宜等、列立、其南、相去四五尺、予向、禰宜、揖、

禰宜答揖、

御贄調舎 みまへてうや 板垣御門の南、石燈の下にあり。

調舎の傍、五尺許の石壇あり。豊受大神の御坐と云ふ。蓋、豊受大

神を山田原より沖鎮座あはれども、三節の御祭より、特に此の石壇より迎へ奉り、其の御前より、御贄調理を仕へ奉るあり。近來も、餘の御祭も、此の所より、御贄を調理する事となれり。

御川 みかえ 御贄調舎の前なる川をいふ。伊勢志摩兩國の界より流れ出て、此の所に至りて、御川と稱せらる。下流ハ、宮域を貫き、五十鈴川に合す。

往古も、此の川に中島あり、豊受大神の石壇を設けたりき。天平寶字六年九月十五日、會洪水あり、うむ、度會郡司例より、黒木の御橋を架設せむとて、誤りて、沖川に落ち、由、神宮諸雜事記に見えたり。

皇太神宮儀式帳

一 供奉朝、大御饌夕、大御饌行事用物、支、御贄清、供奉

御橋一處、長十丈、廣二丈、高八尺

石畳一處、方四尺

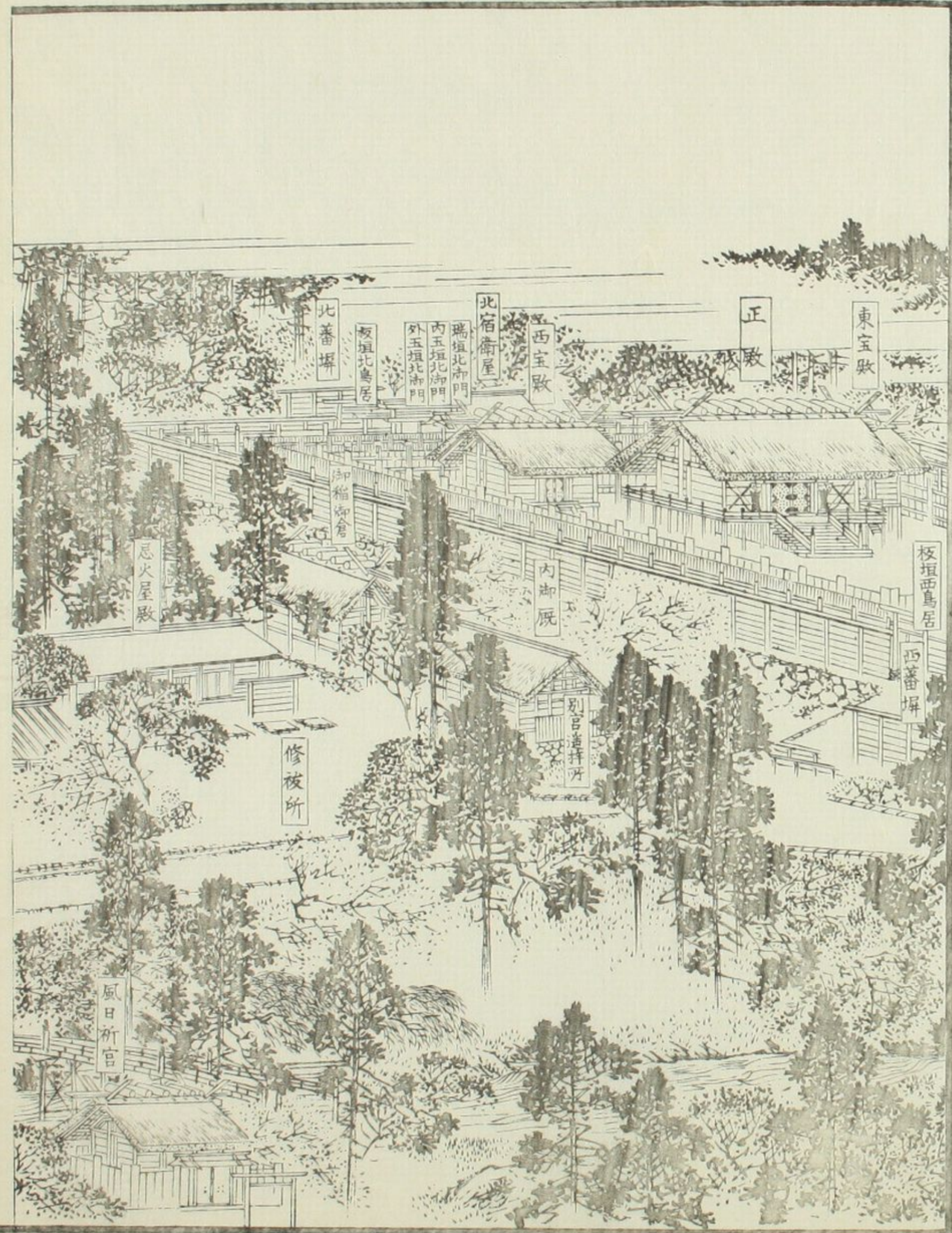
太神宮正南御門、在伊鈴御河當此御門、流二俣也、此中島

造奉石畳、常造宮使營作奉、此止由氣、大神乃入坐、御坐也、御橋者、度會郡司以、黒木造奉、三節祭、別禁封、其橋、人度、不往還、則齋敬供奉、十六日夕、大御饌、十七日朝、大御饌、并御筭作、内人、造奉御贄机、忌鍛冶、内人、造奉御贄小刀、乎立、志摩國、神戸、百姓、供進鮮蛇螺等、御贄乎、机、上、尔備置、禰宜、内人物忌等、御贄、御前追、立、持立、立、開封、御橋、立、參、度、立、止由氣、大神乃御前跪侍、立、則御河、清奉、立、御膳料理畢、則如先、持立、御贄、御前追、立、天照皇大神乃御饌供奉

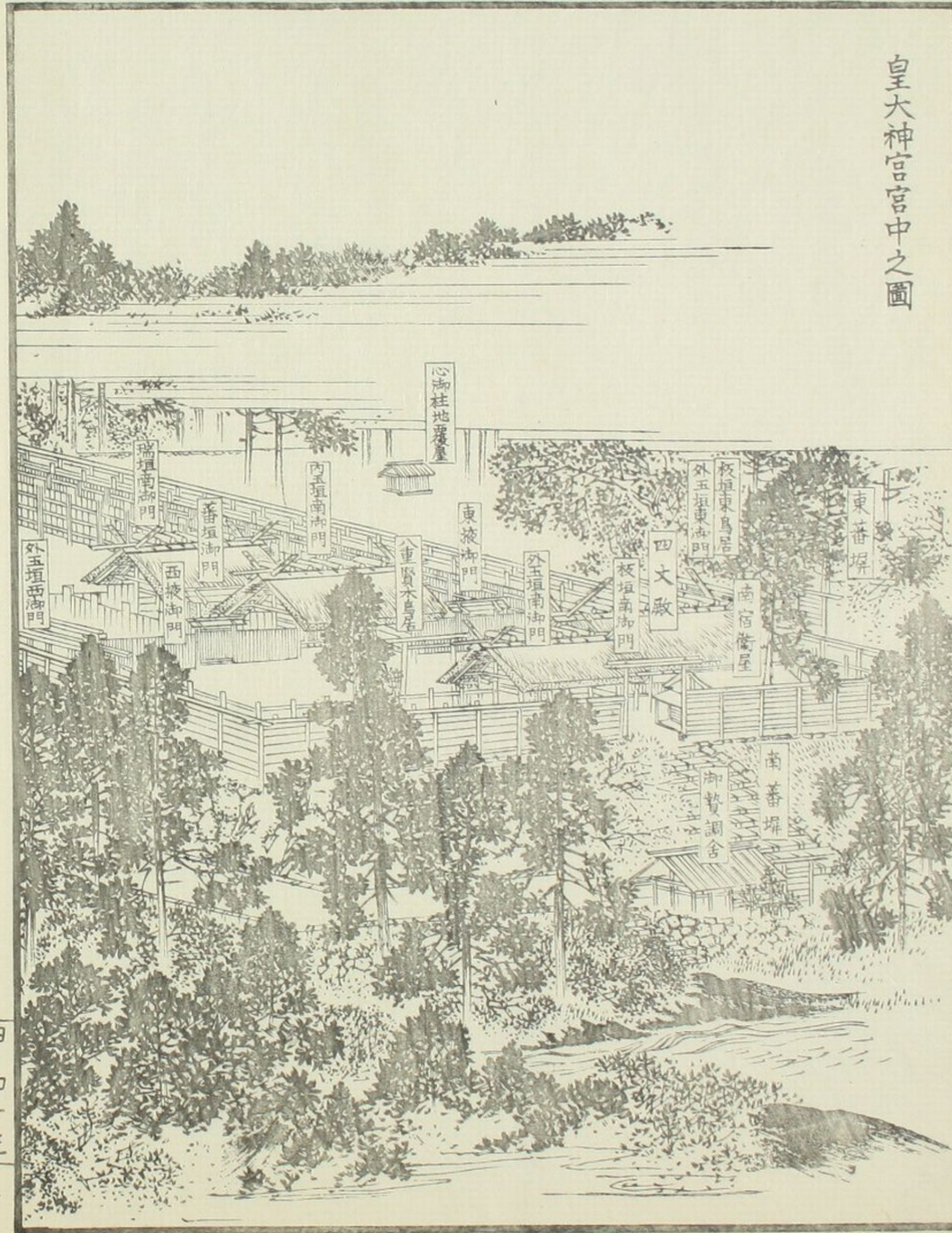
蕃屏 ばんびん 御贄調舎と参道との界あり、之を、南の蕃屏と

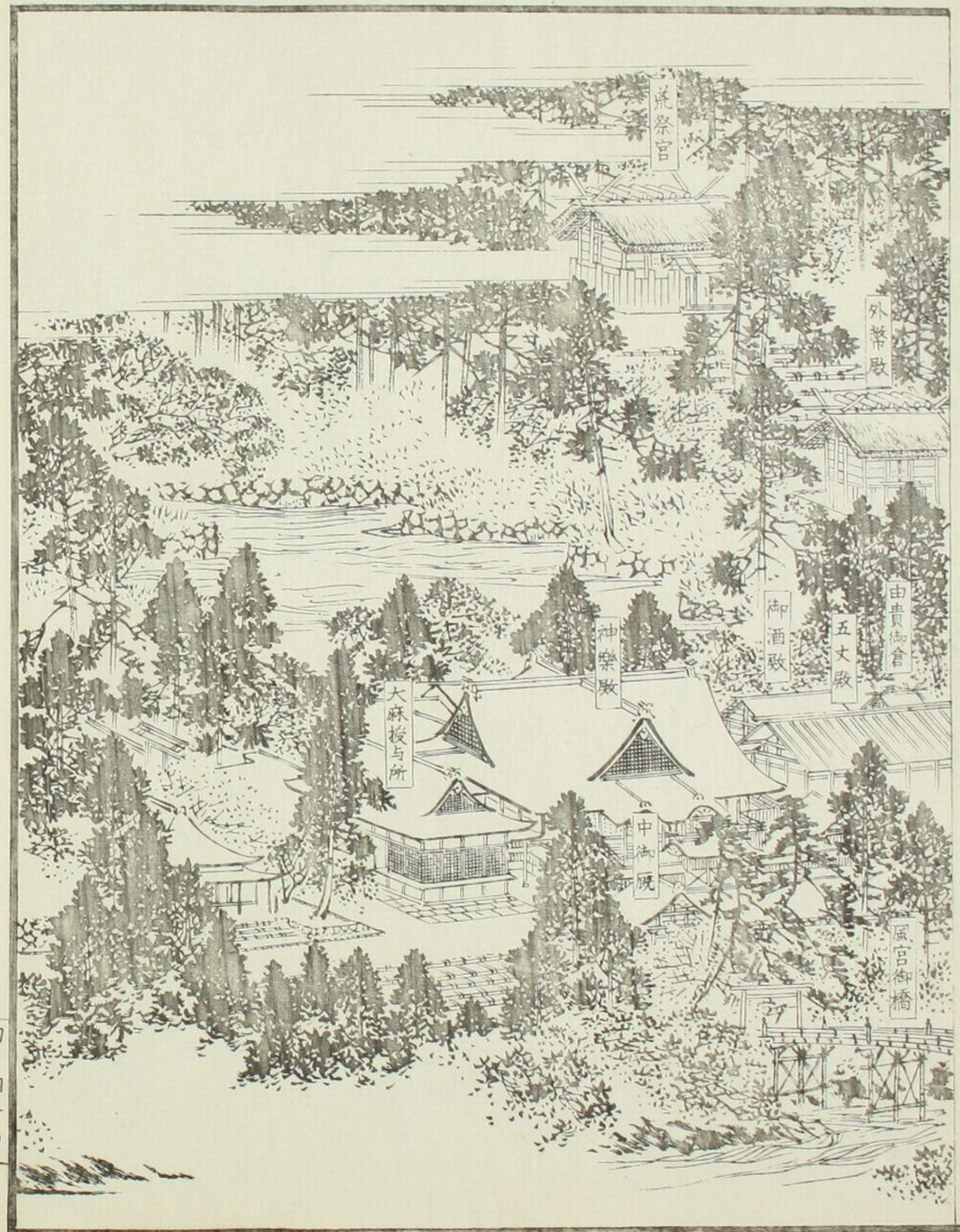
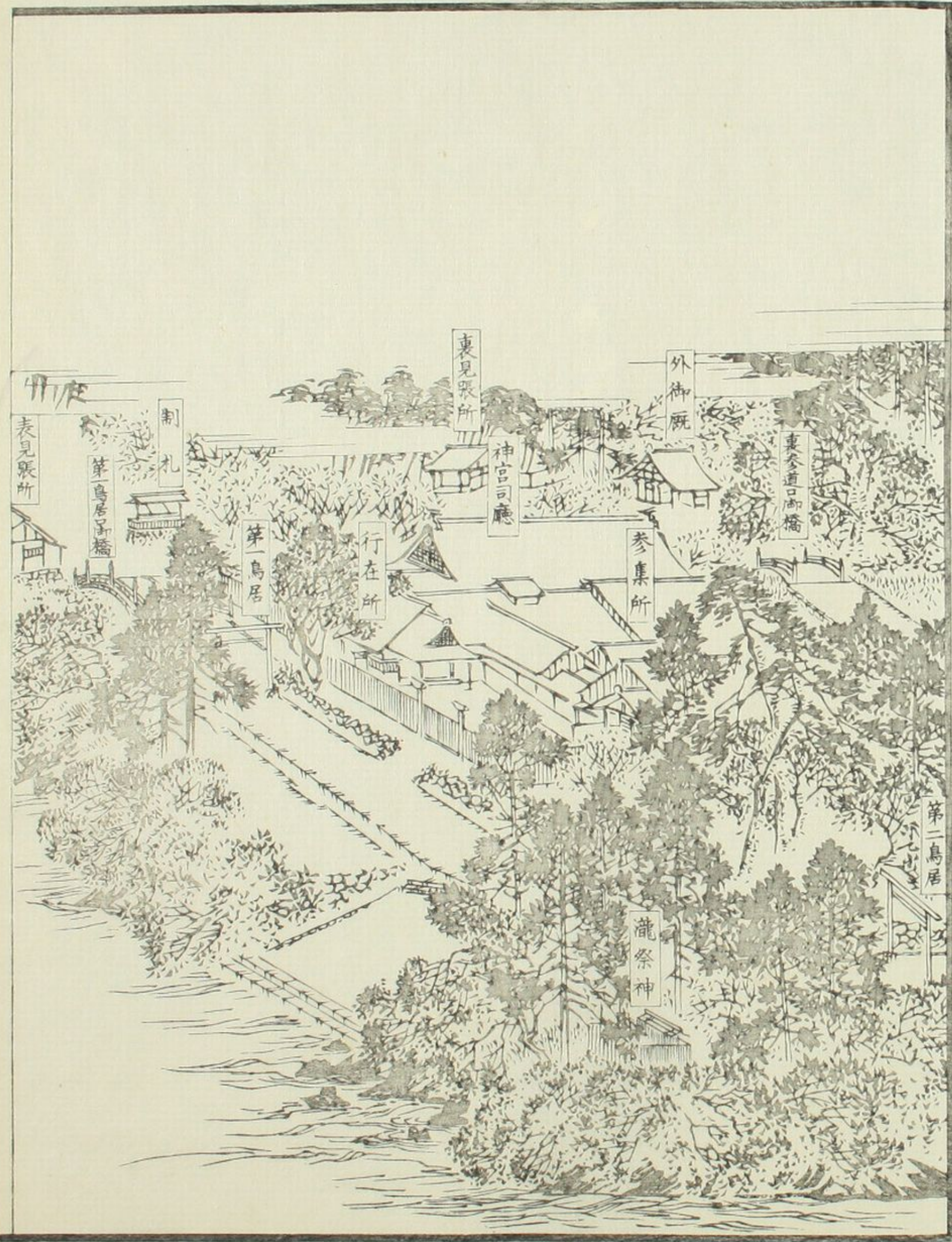
板垣鳥居 いたがきのとり 内より四重目の御垣、み付きたる鳥居あり。

皇太神宮儀式帳より、第五重御門、或ハ板垣御門といひ、兵範記、文、永遷宮記、ふは、荒垣鳥居といひ、請屋日記、ふは、冠木鳥居と見えたり。



皇大神宮宮中之圖







皇大神宮儀式帳

板垣、廻長一百卅八丈六尺、

同書神嘗祭條分註

齋宮諸司者、板垣御門内分頭侍

南宿衛屋

板垣鳥居の内、右側あり。神宮晝夜宿直する所あり。

皇大神宮儀式帳

宿衛屋四間、長各二丈、

延喜式

禰宜、長番、大内人、毎旬率物忌父、竝小内人、戸人等分番宿直

外玉垣御門

内より三重目の御垣より付きたる御門あり。

神宮諸雜事記、建久年中行事等より、第四御門と見えたり。此地

御垣、東西北より、於不替御門を付く。

皇大神宮儀式帳

三玉垣、廻百二丈、

太神宮諸雜事記

雨氣之時、○中至御遊者、四御門仁奉仕之例也、

中重鳥居

外玉垣御門の内あり。俗よ、また、八重榊の鳥居といふ。

鳥居の左右小、数十本の榊の枝を立て並べ、芭籬の如くなせり。皇

太神宮儀式帳等より載せたる八重榊の遺存なるべし。

皇大神宮儀式帳山向物忌條

即第三重御門、東方一列八枝八重、數六十四本、右方亦如左

員、竝高四尺、枝別木綿懸之、

御集

神風や八重の榊をまねても御裳濯川の末をばるけき

後鳥羽院

新勅撰集

八重榊繁き恵の數をていやらの葉よ君を祈らむ

荒木田延成

石壺

中重鳥居の左右あり。其の義も、豊受大神宮の所あると同じ。

四丈殿

中重鳥居の東あり。官幣を點檢する所あり。此の殿をもとを、齋内親王侍殿といひ、こと又、その西に、女孺侍殿のあり、こ

となど、豊受大神宮の所よりいへるふ同。

皇大神宮儀式帳

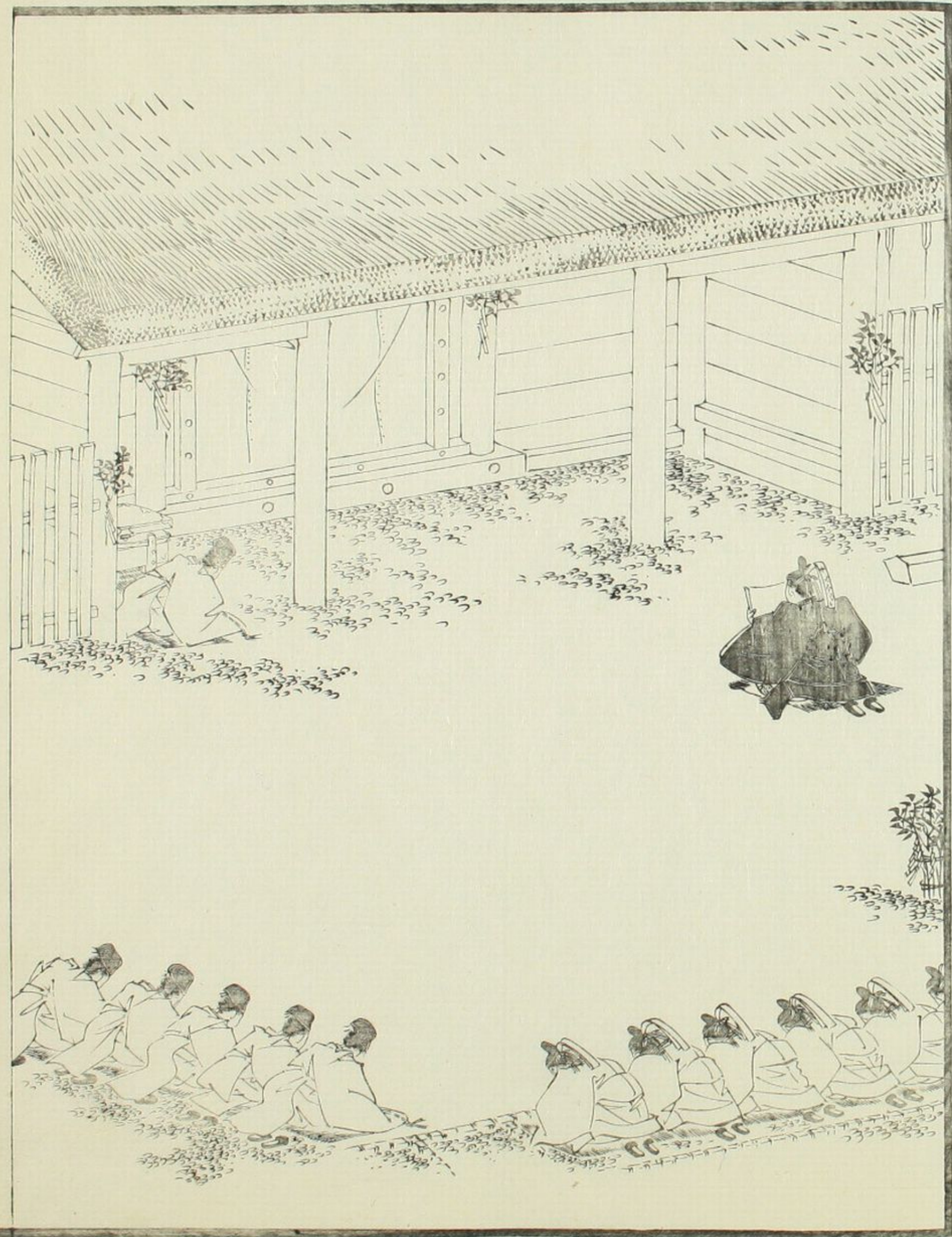
齋内親王侍殿一間、長四丈、廣二丈六尺、高一丈一尺、

女孺侍殿一間、長四丈、廣一丈七尺、高一丈一尺、

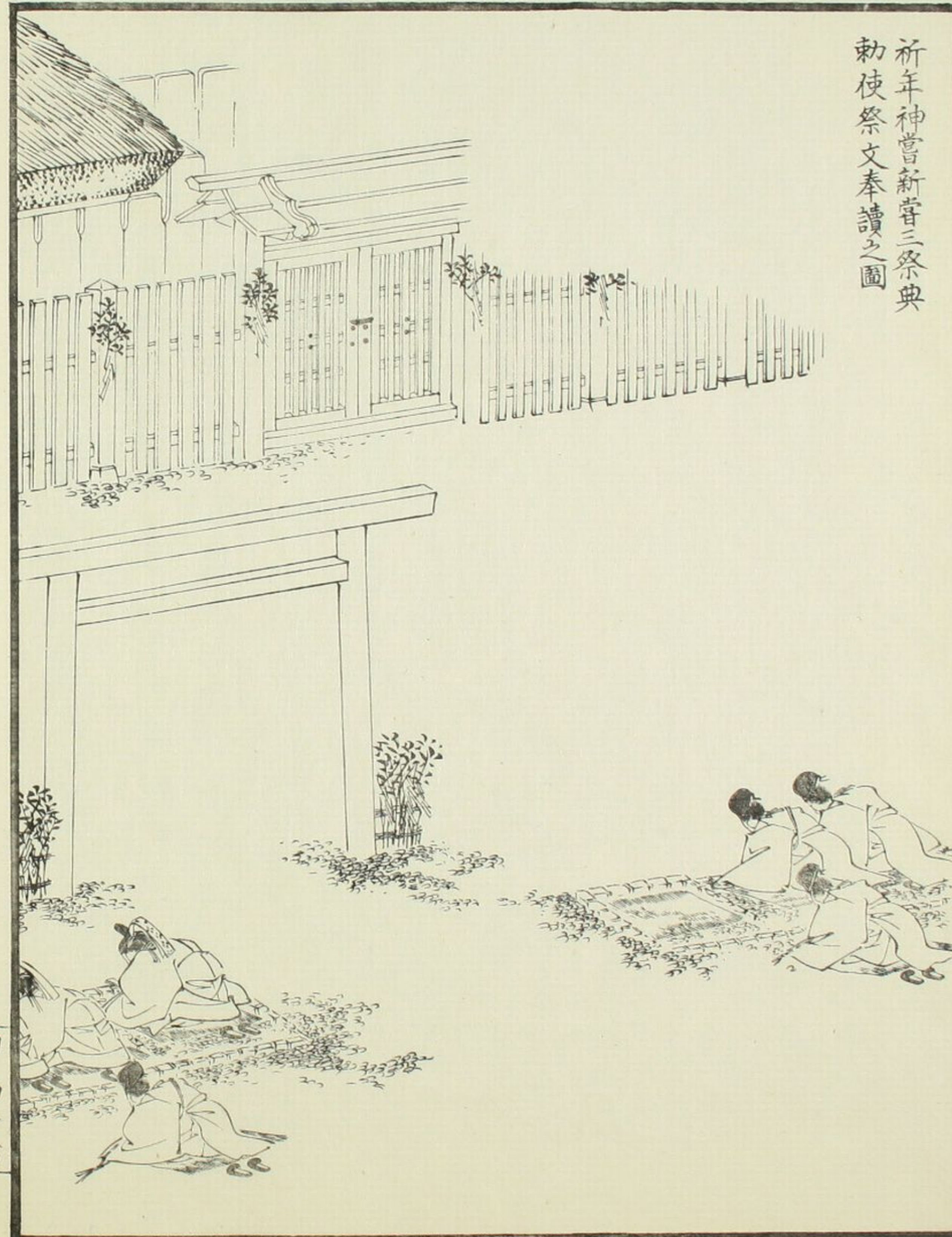
同書月次祭條

齋内親王、以十七日午時、参入坐、川原殿御輿留、手輿仁

移、坐、参入到第三重東殿、就御坐、即西殿波女孺等侍



祈年神嘗新嘗三祭典  
勅使祭文奉讀之圖



毎辛、神嘗、兩月次の三祭禮よ、  
 度會郡野藤、矢野山神、積良  
 牧野の諸村より、親祿宜、幼童  
 数人を率ゐ来り、原村より、歌  
 長、彈琴、笛生等来りし、玉串  
 御門前より、舞を奏する事、  
 ありき。之を、鳥名子舞と稱す。  
 維新の後廢れし。



八十の松林子  
 幸

建久年中行事六月、次祭條

從、酒、尅計、鳥名子等參候、瑞垣御門外方、  
 擊志多良、叩手也、謳歌、伴、歌之中、  
 シガラウテト、テ、ガノタエバ、ウチハムベリ。  
 ナラビハムベリ。アコメノソテヤレテハムベリ。  
 オビニヤセム。タスキニヤセム。  
 イザセム。タカノヲニセム。  
 又云、イザタチナム。ヲシノカモドリミヅマサラ  
 バトミ、ゾマサラム。



内玉垣御門 二重目の御垣あり

玉串御門とも第二の御門ともいふ。三節の祭よも此の御門下に  
て、御占の神事を行はる。

皇大神宮儀式帳神嘗祭條

同日夜亥時御巫内人乎第二門尔令侍立御琴給立請天照  
坐大神乃神教立即所教雜罪事乎自禰宜館始内人物忌四  
人館解除清畢

建久年中行事六月大祭條

次御占神事自西御門参入正員禰宜玉串御門外方軒下御  
前向東上祇候中于時御巫内人衣冠自外幣殿鷄尾御琴請  
件御門外東方候御殿向先詔乃申中次以笏御琴搔三度  
度每在中次奉下神中其後大物忌父兄弟部向一禰宜候御巫  
警蹕内人又向西候于時大物忌父正權神主不信不淨疑以人別  
姓名為其神主若有不淨事申御巫内人以同詞又申御琴搔

内嘯件嘯音鳴以清知以不鳴不淨知也

蕃垣御門 内玉垣御門と瑞垣御門との間

蕃垣一重、長三丈

瑞垣御門 一重目の御垣に付きたる御門あり。内院中御門ともい

命婦一人進受太玉串授大物忌子即大物忌子受立瑞垣御

門西頭進置畢

同書 瑞垣一重、長廻卅九丈、高一丈

皇大神宮正殿 五十鈴宮、また朝日宮と称す。豊受大神の

謹みて按ずるに、皇大神宮ハ、天照大神を齋き奉れる大宮あり。大  
御神をば、大日靈貴とも、天照大日靈尊とも稱へ奉まり。掛け卷  
も恐き天皇の大御祖お坐し、まほしきことを申し上げむらなり。  
其の御生れまし、時より、奇しく靈しく妙なる大御徳を具へ給

へ<sup>ち</sup>と<sup>め</sup>のむ、即、高天原を<sup>ち</sup>知<sup>め</sup>し食<sup>め</sup>す大御神よぞ坐<sup>め</sup>ます。まをすも  
か<sup>ら</sup>こけきど、齋<sup>き</sup>祀<sup>る</sup>御<sup>たま</sup>霊<sup>ち</sup>代<sup>も</sup>、大御神の、天岩窟よ<sup>ら</sup>幽居<sup>し</sup>給<sup>ひ</sup>  
ひ<sup>し</sup>時、石凝姥神の造<sup>り</sup>奉<sup>り</sup>八咫の御鏡あり。皇孫<sup>すめ</sup>邇<sup>に</sup>、藝<sup>ぎ</sup>命<sup>の</sup>、  
此の國よ<sup>ら</sup>降臨<sup>し</sup>給<sup>ひ</sup>むとせし時、大御神、御手づ<sup>ら</sup>ら、此の御鏡を  
取<sup>ら</sup>せ給<sup>ひ</sup>て、此之鏡者、專<sup>ら</sup>為<sup>す</sup>我<sup>の</sup>魂<sup>を</sup>、如<sup>し</sup>拜<sup>す</sup>吾<sup>の</sup>前<sup>に</sup>伊都岐奉<sup>と</sup>詔<sup>ら</sup>ら<sup>し</sup>て  
授<sup>け</sup>給<sup>へ</sup>りき。されむ、此の御鏡は、全<sup>く</sup>大御神の魂<sup>を</sup>御身<sup>よ</sup>異<sup>なり</sup>  
事<sup>なり</sup>。そは、息長帯比賣命<sup>の</sup>又<sup>も</sup>神憑<sup>ま</sup>し志<sup>す</sup>時<sup>ふ</sup>、神風伊勢國之百  
傳<sup>度</sup>逢<sup>縣</sup>之<sup>折</sup>鈴<sup>五十</sup>鈴<sup>宮</sup>所<sup>居</sup>神<sup>名</sup>撞<sup>賢</sup>本<sup>嚴</sup>之<sup>御</sup>魂<sup>天</sup>疎<sup>向</sup>津  
媛<sup>命</sup>と宣<sup>り</sup>給<sup>ひ</sup>し大御言<sup>以</sup>てり著<sup>き</sup>御事<sup>あり</sup>。さて後<sup>代</sup>の天皇  
と、此の大詔のま<sup>ら</sup>く、同殿共床よ<sup>ら</sup>齋<sup>き</sup>祭<sup>ら</sup>せ給<sup>ひ</sup>しを、崇<sup>神</sup>天皇の  
御代<sup>よ</sup>至<sup>り</sup>、神威を畏<sup>み</sup>給<sup>ひ</sup>、皇女豐鋤入<sup>姫</sup>命よ<sup>ら</sup>記<sup>け</sup>奉<sup>り</sup>て、六年秋  
九月、倭國笠縫<sup>邑</sup>よ<sup>ら</sup>移<sup>り</sup>參<sup>らせ</sup>磯城神籬<sup>を</sup>立<sup>て</sup>齋<sup>き</sup>祭<sup>り</sup>給<sup>へ</sup>り。

是即、皇居神宮所を異<sup>り</sup>給<sup>ひ</sup>し始<sup>あり</sup>。三十九年よ<sup>ら</sup>至<sup>り</sup>て、又但波  
の吉佐宮よ<sup>ら</sup>移<sup>らせ</sup>給<sup>ひ</sup>し、再<sup>倭</sup>の國よ<sup>ら</sup>歸<sup>らせ</sup>給<sup>ひ</sup>て、伊豆加志  
乃本宮よ<sup>ら</sup>齋<sup>の</sup>れ給<sup>へ</sup>り。八年<sup>あり</sup>き。その後、豐鋤入<sup>姫</sup>命、御年<sup>老</sup>  
い給<sup>ひ</sup>しによりて、更<sup>も</sup>倭姫命を、御杖<sup>代</sup>と定<sup>め</sup>給<sup>へ</sup>り。是より倭  
姫命、大御神を戴<sup>き</sup>奉<sup>り</sup>て、五十餘年<sup>の間</sup>、諸國を巡<sup>幸</sup>し、大宮地を  
覓<sup>め</sup>給<sup>ひ</sup>き。美濃國より、伊勢國よ<sup>ら</sup>到<sup>り</sup>給<sup>ひ</sup>し時、大御神誨<sup>へ</sup>給<sup>ひ</sup>  
く、是神風伊勢國則<sup>常</sup>世<sup>之</sup>浪<sup>重</sup>浪<sup>歸</sup>國也、傍國可<sup>怜</sup>國也、欲<sup>居</sup>是國  
と宣<sup>らせ</sup>賜<sup>ひ</sup>し、は、倭姫命、乃<sup>御</sup>教<sup>の</sup>隨<sup>ふ</sup>、佐古久志<sup>呂</sup>宇<sup>治</sup>の五  
十鈴<sup>の</sup>川<sup>上</sup>の、此<sup>れ</sup>大宮地よ<sup>ら</sup>鎮<sup>め</sup>奉<sup>らせ</sup>給<sup>ひ</sup>しあり。これ、實<sup>も</sup>垂  
仁天皇の二十六<sup>年</sup>冬、十月十七日<sup>の</sup>ら<sup>なり</sup>きとぞ。度會佳良神  
畧頭書<sup>は</sup>、ハ、日本長曆<sup>に</sup>  
よりて、九月と改<sup>め</sup>たり。  
古事記  
於<sup>は</sup>是<sup>洗</sup>左<sup>御</sup>目<sup>時</sup>所<sup>成</sup>神<sup>名</sup>、天照大御神、

古事記

於是副賜其遠岐斯以音八尺勾瓊鏡及草那藝劍亦常世思金神手力男神天石門別神而詔者此之鏡者專為我御魂而如拜吾前伊都岐奉次思金神者取持前事為政此二柱神者拜祭佐久久斯侶伊須受宮

日本書紀

伊弉諾尊伊弉册尊共議曰吾已生大八洲國及山川草木何不生天下之主者歟於是共生日神號大日靈貴大日靈貴此咩能武賀靈音力丁及一書云天照大神一書云天照大日靈尊此子光華明彩照徹於六合之內故二神喜曰吾息雖多未有若此靈異之兒不宜久留此國自當早送于天而授以天上之事是時天地相去未遠故以天柱舉於天上也

同書

於是日神方開磐戶而出焉是時以鏡入其石窟者觸戶小瑕其瑕於今猶存此即伊勢崇祕之大神也

同書

高皇產靈尊因勅曰吾則起樹天津神籬及天津磐境當為吾孫奉齋矣汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬降於葦原中國亦為吾孫奉齋焉乃使二神陪從天忍穗耳尊以降之是時天照大神手持寶鏡授天忍穗耳尊而祝之曰吾兒視此寶鏡當猶視吾可與同床共殿以為齋鏡復勅天兒屋命太玉命惟爾二神亦同侍殿內善為防護

同書

垂仁天皇二十五年三月丁亥朔丙申離天照大神於豐耜入姬命託于倭姬命爰倭姬命求鎮坐大神之處而詣菟田筱幡佐此云更還之入近江國東迴美濃國到伊勢國時天照大神誨倭姬命曰是神風伊勢國則常世之浪重浪歸國也傍國可憐國也欲居是國故隨大神教其祠立於伊勢國因興齋宮于五十鈴川上是謂磯宮則天照大神始自天降之處也

皇以倭

明文抄引日本記

皇大神宮儀式帳

姫命為御杖貢奉於天照大神是倭姬命以天照大神鎮坐  
 於磯城嚴櫃之本而祠之然後隨神誨以丁巳年冬十月甲子  
 遷于伊勢國渡遇宮是時倭大神著穗積臣遠祖大木口宿禰  
 而誨之日大初之時期日天照大神悉治天原皇御孫尊專治  
 葦原中國之八十魂神我  
 親治大地官者言已訖焉  
 天皇之始天降來之時共副護齋鏡三面子鈴一合也一鏡者  
天照大  
 神御靈名天懸大神今伊勢國磯宮崇敬拜祭大神也一鏡者  
 天照大神之前御靈名國懸大神今紀國名草宮崇敬拜祭大  
 神也一鏡及子鈴者天皇御食津神朝夕御食之食向夜護日  
 護齋奉大神今卷向穴師社宮所坐拜祭大神也○釋日本紀  
 引ける大倭本記も  
 大引ける大同傳なり  
 磯城瑞籬宮御宇御間城天皇御世以往天皇同殿御坐而同  
 天皇御世以豐耜入姬命為御杖代出奉支豐耜入姬命御  
 形長成支次以纏向珠城宮御宇活目天皇御世倭姬內親  
 王遠為御杖代齋奉支美和乃御諸原爾造齋宮出奉天齋始  
 奉支爾時倭姬內親王太神乎頂奉支願給國求奉時爾從美

和乃御諸宮發且令出坐支爾時御送驛使阿倍武渟川別命  
 和珥彦國菖命大臣大鹿島命物部十千根命大伴武日命合  
 五柱命等為使且令入坐支彼時宇太乃阿貴宮坐只次左  
 波多宮坐只其爾即大倭國造等神御田竝神戶進只次伊賀  
 穴穩宮坐只次阿閉拓殖宮坐只其爾即伊賀國造等神御田  
 竝神戶進支次淡海坂田宮坐只次美濃伊久良賀波宮坐只  
 次伊勢桑名野代宮坐只其宮坐時爾伊勢國造遠祖建夷方  
 乎汝國名何問賜只白久神風伊勢國止白支即神御田竝神  
 戶進支次河回鈴鹿小山宮坐支彼時川俣縣造等遠祖大比  
 古乎汝國名何問賜只白久味酒鈴鹿國止白支其即神御田  
 竝神戶進支次安濃縣造真桑枝乎汝國名何問賜支白久草  
 蔭安濃國止白支即神御田竝神戶進支次壹志藤方片樋宮

坐只其在阿佐鹿惡神平驛使阿倍大稻彥命即御共仕奉支  
彼時壹志縣造等遠祖建皆子乎汝國名何問賜支白久宗往  
些鹿國止白只即神御田並神戶進支次飯高縣造乙加豆知  
乎汝國名何問賜只白久忍飯高國止白支即神御田並神戶  
進支而飯野高宮坐支彼時佐奈乃縣造御代宿祢乎汝國名  
何問賜支白久許母理國志多備乃國真久佐牟氣草向國止  
白支即神御田並神戶進支而多氣佐牟延宮坐支彼時竹  
首吉比古乎汝國名何問賜只白久百張蘇我乃國五百枝刺  
竹田乃國止白支即櫛田根掠神御田進支次玉岐波流磯宮  
坐只次百船乎度會國佐古久志呂宇治家田田上宮坐支爾  
時宇治大内人仕奉宇治土公等遠祖大田命乎汝國名何問  
賜支白久百船乎度會國是川名波佐古久志留伊須く乃川

止申是川上好大宮地在申即所見好大宮地定賜比支朝日  
來向國夕日來向國浪音不聞國風音不聞國弓矢鞞音不聞  
國止大御意鎮坐國止悅給互大宮定奉支

同書

正殿壹區長三丈六尺廣一丈  
八尺高一丈一尺

延喜式

太神宮三座在度會郡宇治  
鄉五十鈴河上

天照太神一座

相殿神二座

古語拾遺

至于磯城瑞垣朝漸畏神威同殿不安故更令齋部氏率石凝  
姥神裔天目一箇神裔二氏更鑄鏡造劍以為護身御璽是今  
踐祚之日所獻神璽之鏡劍也仍就於倭笠縫邑殊立磯城神  
籬奉遷天照大神及草薙劍令皇女豐鍬入姬命奉齋焉  
泊于卷向玉城朝令皇女倭姬命奉齋天照大神仍隨神教立



其祠於伊勢國五十鈴川上因興齋宮令倭姬命居焉始在天  
上預結幽契衢神先降深有以矣

御集 五十鈴川頼む心凍れを天照神を空よきらむ 後鳥羽院

新古今集 神風や玉串のををこりかぐり内外のまよ君をこそ祈れ 俊 惠

拾遺愚草 さやうある月日のかまにあたりても天照神を頼む斗を 定 家

山家集 みもをその存の若根をたてて固めてまはる宮榎を 西 行

續古今集 おしなべて天の下もちとやぶる神路はのかみともいじ 九河内躬恒

同 神風や五十鈴の川の磯のま常世浪の音を長閑けき 師 継

續拾遺集 神風や内外の宮のま柱千度や君が御代も立つべき 衣笠内大臣

新後撰集 ま祀もくれ珠城の御代はたててま居りぬるも川上 大中臣定忠

玉葉集 伊勢遷宮の年よみ侍りくろ 鎌倉右大臣

風雅集 神風や朝日の宮のまうたし長閑なるまよこそ有りなれ 度會朝棟

止申是川上好大宮地在申即所見好大宮地定賜比支朝日  
來向國夕日來向國浪音不聞國風音不聞國弓矢鞞音不聞  
國止大御意鎮坐國止悅給互大官定奉支

同書 正殿壹區長三丈六尺廣一丈  
延喜式 八尺高一丈一尺

太神宮三座在度會郡宇治  
郷五十鈴河上

天照太神一座

相殿神二座

古語拾遺

至于磯城瑞垣朝漸畏神威同殿不安故更令齋部氏率石凝  
姥神裔天目一箇神裔二氏更鑄鏡造劔以為護身御璽是今  
踐祚之日所獻神璽之鏡劔也仍就於倭笠縫邑殊立磯城神  
籬奉遷天照大神及草薙劔令皇女豐鍬入姬命奉齋焉  
泊于卷向玉城朝令皇女倭姬命奉齋天照大神仍隨神教立

其祠於伊勢國五十鈴川上因興齋宮令倭姬命居焉始在天  
上預結幽契衢神先降深有以矣

御集 五十鈴川頼む心はなれを天照神を空よさるらむ  
後鳥羽院

新古今集 神風や玉串のををさうかづー内外のまよ君をこそ祈れ  
俊 惠

拾遺愚草 さやうある月日のかぎにあうても天照神を頼む斗を  
定 家

山家集 みもをその岩根さ下代あて固めてまつ宮榎れ  
西 行

續古今集 おーたて天の下もちとやぶる神跡其のかみともほし  
九河内躬恒

同 神風や五十鈴の川の磯のま常世浪の音ぞも閑けき  
師 継

續拾遺集 神風や内外の宮のま柱千度や君が御代も立つべき  
衣笠内大臣

新後撰集 ま紀もくれ珠城の代はたててま居りぬるも川上  
大中臣定忠

玉葉集 神風や朝日の宮のまうたし親長閑なるまよこそ有りなれ  
鎌倉右大臣

風雅集 片そぎの千本は内外よかしくも誓は同じせの神榎  
度會朝棟

同 神路山内外の宮はま榎身くらぬともまをばまよ  
後伏見院

元享元年北御門歌合 内外とそかくべき神の誓は同じま照す月日哉  
度會雅冬

同 瑞垣の内外のま居りぬる神の志ぞ祈あらたある  
藤原家榮

建武元年度會朝棟亭會 神路山内外此宮ま澄む月や暮らぬ代の光るらむ  
寂塵法師

新續古今集 いまを川下つ岩根の水垣の久きせよりまををらも  
前中納言為忠

夫木抄 ちる簿をばなかりき神風や内外のまハ美代までに  
鎌倉右大臣

同 千早振五十鈴の宮のまは後景やらぬ代を照すぞき  
雅 忠

千五百番歌合 神風や内外のまに祈りおきてかづ君のま代頼まむ  
兼 宗

辛丑元日、八但牧在勢陽有試毫倭歌乃摘其末字以  
遥寄之  
林 恕

鸞峯詩集 我朝神道有宗源、内外宮高誰不尊、伊水春風通四海、八雲  
縮地八重垣

鷲峯詩集

朝日宮月

林 恕

秋光陳祭奠幣帛飄素練夕月朝日宮晝夜一度見

庚子之春從五品八木宗直君在勢州裁元旦倭歌被

寄示之以其冠字為韻賡載贈焉

同

同書

我國宗源伊水濱靈光内外一般春霞如錦幣雲如帛瑞日  
高懸祖廟神

參宮短詠 三首ノ一

山崎嘉

垂加文集

林色陰濃風色陳山光秋霽景光新心清五十鈴河上便向

宮前拜日中

拜太神宮作

伊藤長胤

紹述全集

惟皇垂帝統無外庇蒼生首出乾坤位照臨日月明茅茨餘  
古朴俎豆屬昇平萬室比薨阜二川夾宇清我來何所禱文

教日斯成

相殿神

皇太神宮儀式帳小相殿坐神御船代二具

長各七尺六寸内七尺六分廣一尺五分内深一尺

五分高一尺九寸内深一尺

また相殿坐神御裝束囊二口員八種坐東神御形納奉

生絶囊一口長七尺二寸廣二幅

坐西神御形納奉生絶囊一口長四尺二寸廣二幅とあ

已延喜式太神宮船代三具とある註小二具相殿神料

〇寸尺儀式帳又同一但

廣一尺五寸とありまた相殿神二坐裝束左神料絹囊一口右神料絹囊一口

〇寸尺儀式帳又同一

やありて二柱左右又並び坐しませり然して古來祭

神よつきては諸説有りて一定し難し古事記亦も此二柱神者拜

祭佐久斯呂伊頂受能宮とありて大御神の御魂靈の御鏡と思

兼神の御靈實とを指して申せれむ一柱は思兼神と坐すこと明

なりさて皇太神宮儀式帳の分註もて天手力男神萬幡豊秋津姫

命と、御靈代も弓劔の二種やせり。されども、女神の御靈代も、  
劔を用ゐる例ありとて、弘安参詣記も、日本書紀を引用して、天  
兒屋命、太玉命なるべしと云へり。儀式帳奏上の當時分註のあり  
しものなるを、も、後人のかき添へたるものあるを、今定うに知  
べし。

正遷宮

古書を案むるに、神殿改築の大禮も、御鎮坐以来六百年間の事洋  
ならず。天武天皇の御代も至り、始めて、勅して、廿年を以て、一期と  
志給へり。よりて、持統天皇の四年九月十六日、今の東北所鋪地に、  
新小、神殿を改築し、遷御の大禮を行とせ給ひき。其の後、千二百年  
乃間、正遷宮五十六回、假殿遷宮五十七回、臨時遷宮四回を行とせ  
られし。而して、山口木本祭を始め、順次の諸祭典より、御神寶所

装束、百般の調度は至るまで、具も、延暦の帳、延喜の式も載せられ  
て、其の儀いと嚴正あり。中にも、明治廿二年も行われし正遷宮の  
如きを、古今未曾有の盛舉なりき。官、國庫金三十萬圓を出して、其  
の費も供給し、特小造、神宮使廳を置きて、其の事を管理せしめら  
れたり。宮殿の結構も、專、古代の制作も據り、神寶の粧飾も、嘉元の  
官符等も徴し、一、精敷も、調査を遂げらる。あは、遷幸儀衛の嚴  
肅なる、神寶服御の豊富ある、文物典章の粲然たりし、延暦、延喜の  
頃と、いとも、かくはありざりしなるべし。

年中諸祭典

此の大宮乃御祭は、儀式帳も見えし如くなりしを、明治維新の  
際、五節會と共に廢せられしもあり、新小加へらるしもあり、  
今行も、所を、左に掲ぐるが如し。

歲旦大御饌	一月一日午前四時	元始祭大御饌	一月三日午前七時
御饌	一月十一日午前十時	孝明天皇遙拜	一月三十日午前八時
大祓	一月卅一日午後三時	祈年祭大御饌	二月四日正午十二時
紀元節大御饌	二月十一日午前七時	祈年祭奉幣	二月十七日午後一時 勅使参向儀仗兵出張
神武天皇遙拜	四月三日午前八時	大祓	四月三十日午後三時
風日祈祭	五月十四日午前九時	神御衣祭	五月十四日午前十一時
大祓	五月卅一日午後六時	興玉神祭	六月十五日午後六時
御卜	六月十五日午後七時	月次祭夕大御饌	六月十六日午後十時
月次祭朝大御饌	六月十七日午前二時	月次祭奉幣	六月十七日午後五時
大祓	六月三十日午後六時	風日祈祭	八月四日午前七時
大祓	九月三十日午後五時	神御衣祭	十月十四日午前十一時
興玉神祭	十月十五日午後五時	御卜	十月十五日午後七時

神嘗祭夕大御饌	十月十六日午後十時	神嘗祭朝大御饌	十月十七日午前二時
神嘗祭奉幣	十月十七日午後五時 勅使参向儀仗兵出張	大祓	十月三十一日午後四時
天長節	十一月三日午前六時	新嘗祭大御饌	十一月二十三日午前十二時
新嘗祭奉幣	十一月廿三日午後一時 勅使参向儀仗兵出張	大祓	十一月三十日午後三時
興玉神祭	十二月十五日午後三時	御卜	十二月十五日午後五時
月次祭夕大御饌	十二月十六日午後十時	月次祭朝大御饌	十二月十七日午前二時
月次祭奉幣	十二月十七日午後五時	大祓	十二月卅一日午後三時

神領

往古、両官の封戸も、延喜式も載る所の外、御園、御厨等ありて、諸國小散在したりき。是等ハ、悉蒐録して、神鳳抄、神封一覽、小詳あり。又武家諸氏の祈願によりて、寄進せし神田あり。東鑑、鎬矢記等に見えたり。

毛利輝元祈願狀  
橫一尺五寸七分

龍重光藏

今度古陣武令  
亦全為祈念一社  
送學之年改朝之上

四ノ五十七

一設如祝也仍願  
書此

天正廿年二月十日刻有輝元  
伊勢大神文 市賣前

延喜式  
封戸

當國

度會郡

多氣郡

飯野郡

飯高郡

壹志郡

安濃郡

鈴鹿郡

河曲郡

桑名郡

諸國

大和國

伊賀國

志摩國

尾張國

參河國

遠江國

右諸國調庸雜物皆神官司檢領依例供用其當國地租收納所在官舍隨事支料若遭年不登損田七分以上免徵租稍並注帳申送所司

神異

古来大御神の神威を顯し給ひ御事蹟も古典舊史も著し。今此に、征韓の託宣を載せて、餘も綴て省まら。唯、長元四年此神勅に至りては、實小千歳の下までも人をして戰慄せしむる御事なり。其の顛末をば、荒祭宮の所は掲げたり。

日本書紀仲哀天皇條

八年秋九月乙亥朔己卯詔群臣以議討熊襲時有神託皇

后誨曰、天皇何憂熊襲之不服、是脊之空國也、豈足舉兵伐

乎、愈茲國而有寶國、譬如美女之睪、用此云麻有向津國、眼

炎耀之、金銀彩色多在其國、是謂栲衾新羅國焉、若能祭吾

者、則曾不血刃、其國必自服矣、復熊襲為服。○下

同書神功皇后條

時、皇后傷、天皇不從神教、而早崩、以為知所崇之神、欲求財

寶國、是以命群臣及百寮、以解罪改過、更造齋宮於小山田

邑、三月壬申朔、皇后選吉日、入齋宮、親為神主、則命武內宿

祢令撫琴喚中臣烏賊津使主為審神者因以千縉高縉置  
琴頭尾而請曰先日教天皇者誰神也願欲知其名逮于七  
日七夜乃答曰神風伊勢國之百傳度逢縣之拆鈴五十鈴  
宮所居神名撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命焉

東西寶殿

瑞垣の内、正殿の後左右あり。各南面あり。其の義ハ、豊受大神宮の所あるより。

寶殿 二字、長各二丈一尺、廣一丈四尺、

同書神嘗祭條

禰宜先立御鎰大物忌子持立前率立立内院參入次宇治内  
人次太神宮司次大内人參持物波忌部乃進置留朝廷幣帛  
並御馬鞍具然禰宜開正殿立幣帛物奉入畢次織御衣服此  
禰宜仕奉織御衣絹二疋又宇治内人織衣絹一疋次大物忌  
父開東幣帛殿御馬鞍具進上畢

建久年中行事

宮司荷前御調絹正殿奉納也官幣綾八端二神主東寶殿參

昇奉納之三神主西寶殿參昇奉納御鞍同時也

興玉神

正殿の乾板垣外玉垣の間坐す。西面あり。石壇のみよて社殿あり。

興玉神、五十鈴川上地主也

件神無寶殿以賢木為神殿衢神猿田彦大神是也

建久年中行事興玉神祭條

于待御巫内人衣冠詔刀申申久今年乃六月乃御祭乃十五  
日今時於以天興玉乃廣前仁恐美恐美申久地祭物忌乃子  
乃忌齋奉御神酒御贄等於清淨仁聞食天宮中平仁神事於  
藝令奉仕給禰宜神主内外物忌色く職掌供奉人等長久久  
久勤令奉仕給止恐美恐美申拜八度手兩端

宮比神

興玉神の後坐す。北面あり。石壇のみよて社殿あり。

屋乃波比伎神

正殿の巽板垣の外坐す。南面あり。石壇のみよて社殿あり。

同朝内外物忌父等衣冠著同自由貴殿神戶所進在二口菓

建久年中行事六月條



子、贅、請預、宮比、矢乃波、木、神祭也、

北宿衛屋 外玉垣御門の外、東側あり。

北御門 裏の御門ともいふ。瑞垣、及内外玉垣も付きたるも、御門ふして、板垣も付きたるハ、鳥居あり。

於不昔御門八間、長各一丈三尺、高九尺、

蕃屏 板垣の外道を隔て、北に建てり。

御井 北御門の東北にあり。覆屋を設く。忌火屋殿まで用うる御料の御井あり。

大宮院御鋪地 廿年毎に、大宮院を移し奉る、東の御鋪地あり。周圍、凡百三十丈あり。中央に、雨覆せらるハ、即心の御柱あり。

古神寶發掘趾 大宮院御鋪地の内、心御柱の東北にある石壇あり。

明治二年、御垣造築の時、玉纏須加利、御太刀三柄を發掘せし所あり。其の刀身も、総べて鏽損せしむ。粧飾の金具、纏玉等ハ猶存せり。廿二年度、正遷宮の節、調製せられし御太刀ハ、專、こまみよりれたるものとぞ。

荒祭宮

あらまつりのみや

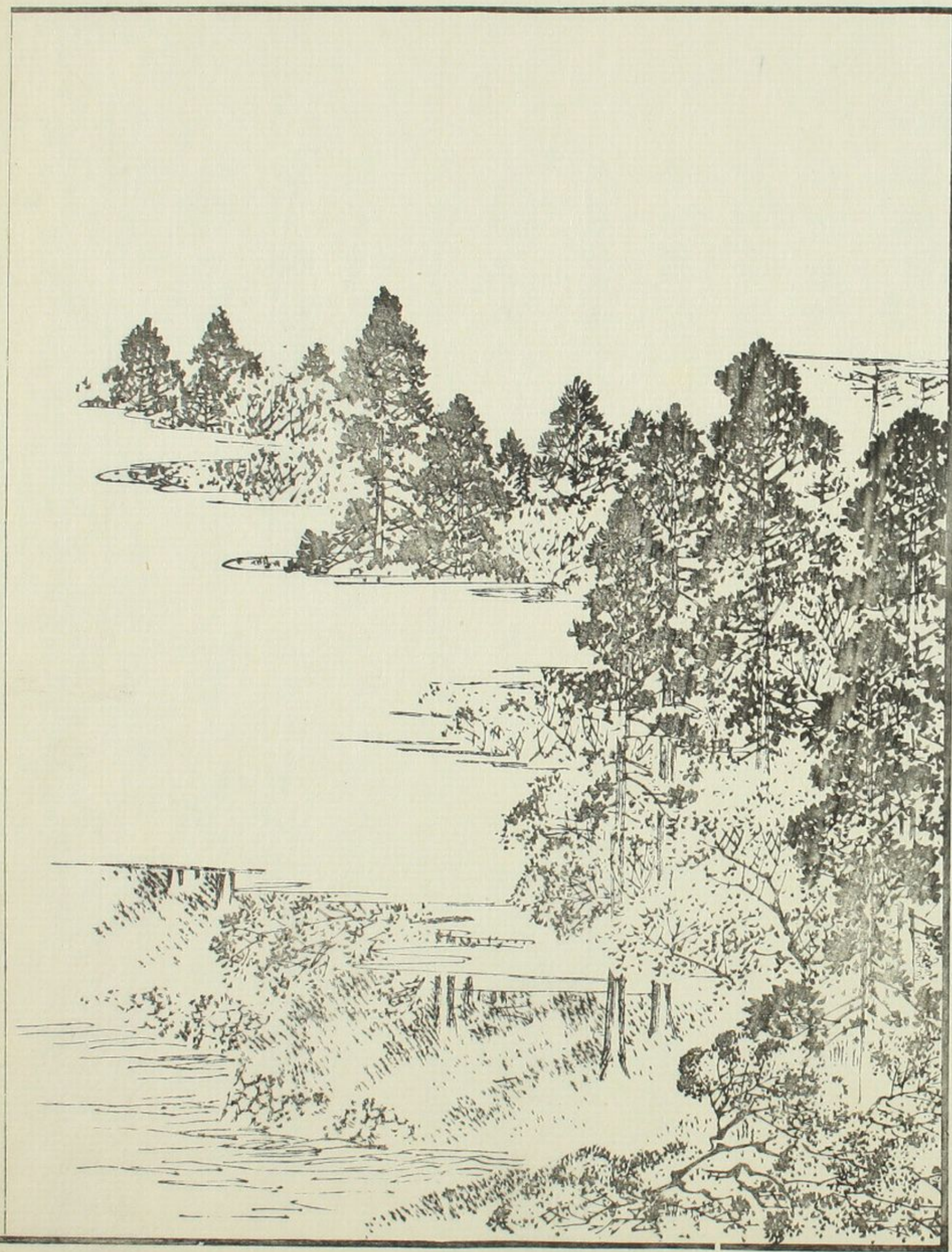
正殿の北、石磴を降り、又登ること、數歩ある草山の上、鎮り坐す。皇大神宮の別宮にして、祭神ハ、大御神の荒魂に坐します。

荒祭宮一院、在、太神宮、以北、稱、太神宮荒御魂宮、正殿一區、瑞垣一重、御門一間、宿衛屋二間、

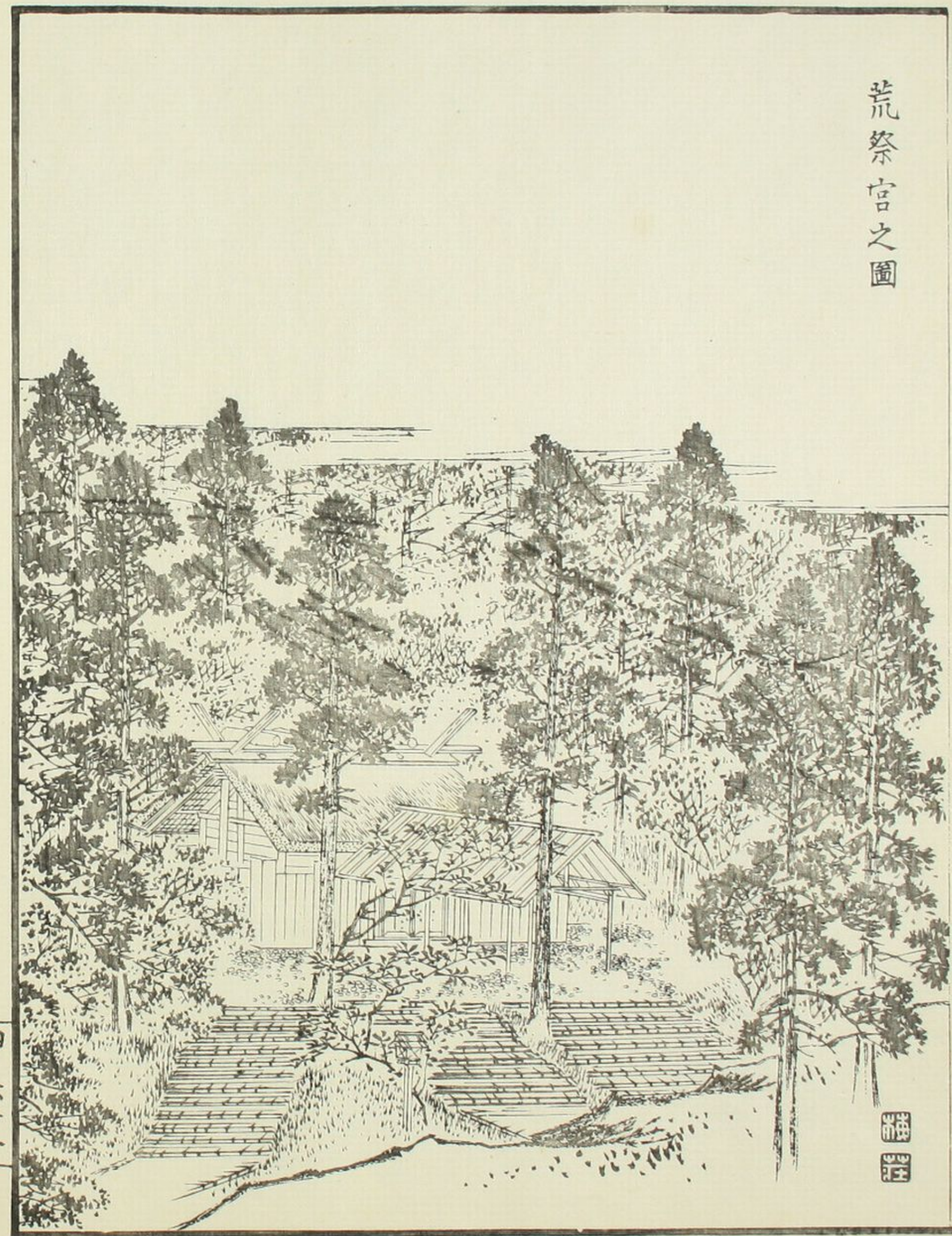
延喜式 荒祭宮一座、大神荒魂、去、太神宮、北、二十四丈、内人二人、物忌、父、各一人、

神異

長元四年六月十七日月次祭の御祭仕へ奉るとして、嬖子内親王、齋王候殿ふ入り給ひし時、忽、迅雷激雨となり、衆人驚怖せし折柄、内親王、俄、ふ聲を放ち給ひ、祭主輔親を召して宣ひけるを、我は、皇大神宮第一の別宮荒祭宮あり。大神宮の勅宣ふよりて、汝輔親よ告ぐ。寮頭相通及妻子の者ども、巫覡の所業をなす人を誑惑し、神明を汚し奉る。其の罪輕ららず。速よ、公家よ上奏し、配流し處せしむべしと御託宣ありて、所酒數十杯を聞し召されきとぞ。此の



荒祭宮之圖



田代  
在

事、神宮諸雜事記、左經記、小右記、日本紀畧、百鍊抄、其の他乃諸書  
小炳然たり。今、小右記の文を、左小抄出す。

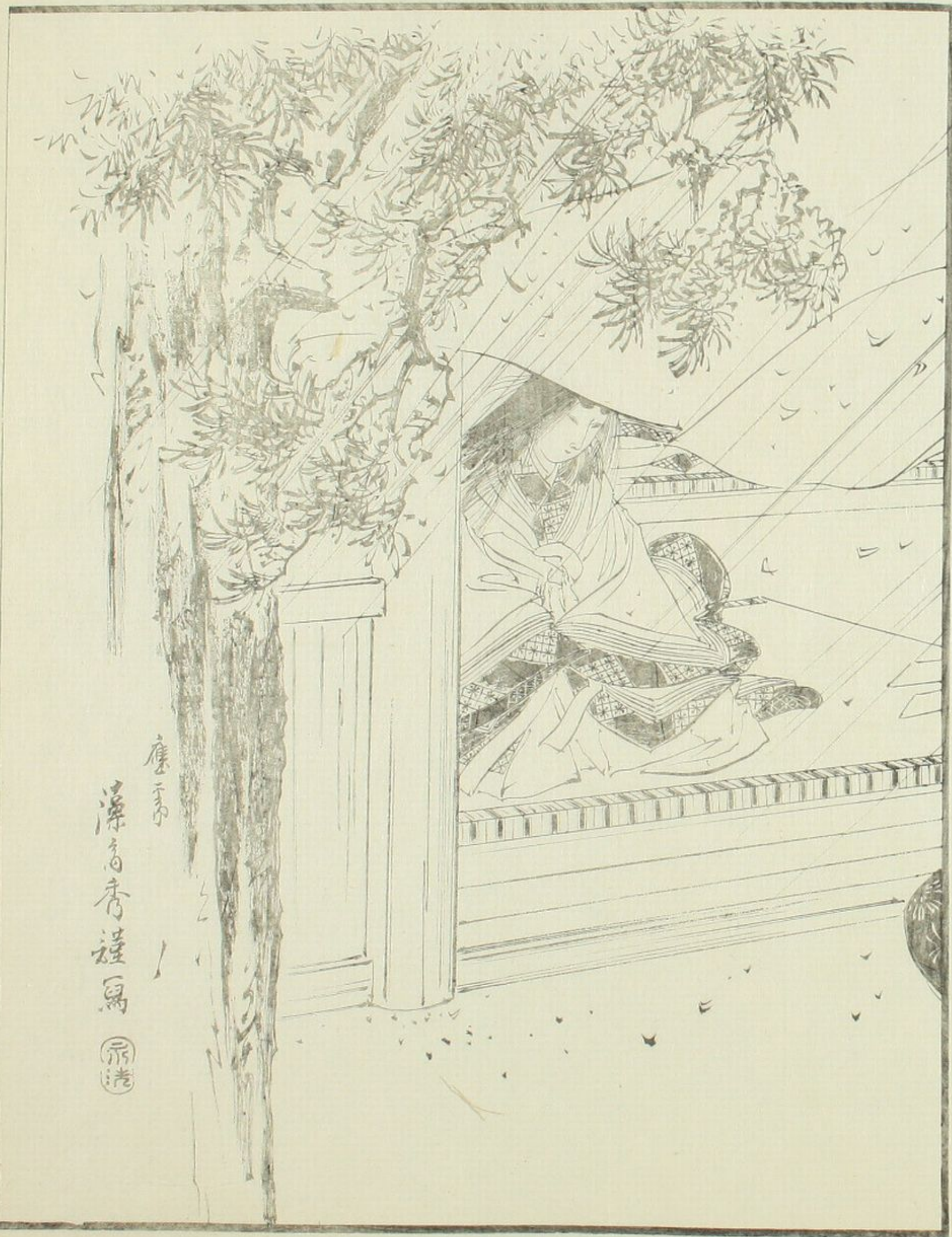
小右記長元四年八月四日條

頭辨持來宣旨、有覆奏、又即歸來傳關白、御消息云、伊勢太  
神宮御託宣事、近曾從齋宮内、示送、然而無子細、多仍召  
遣齋主輔親、奉託宣者也、而有所勞不早參上、一日參上面  
問案内、申云、齋王十五日著給離宮、十六日參給豐受宮朝  
間雨降、臨夜月明、神事了、十七日還給離宮、欲參内宮、暴雨  
大風雷電殊甚、在上下心神失度、人走告有喚由、凌風雨  
參入間、笠二被吹損、依召參御前、齋王御聲猛高、無可喻、夏  
御託宣云、寮頭相通不善、妻亦狂亂、造立小寶倉、申内宫外  
宮御在所、招集雜人、連日連夜、神樂狂舞、京洛之中、巫覡祭  
狐、狂定、太神宮如此之事、不可然之事也、又神事違禮、幣帛

疎薄、不似古昔、不敬神也、末代之事、不可今深咎、抑光清運  
出官舍、納稻、放火燒亡、又殺害神民、其事遲々、無被早行、僅  
及第三ヶ年十二月晦夜、被配光清公家、懈怠也、奉護公家  
更無他念、○中件相通、竝妻、可追越神郡、○中八日癸未、○中勅命  
云、齋宮寮頭相通、可配流佐渡國、妻藤原小忌古曾、可配隱  
岐國者、即仰同辨、以左衛門府生秦茂親為佐渡使、以右衛  
門府生清内、永光為隱岐使、○中十七日壬辰、○中可搦護相通  
竝妻之宣旨、給伊勢國、便使部於鈴鹿山相逢、相通、搦執、隨  
身付國司、國司驚宣旨、尋取妻、令護、○中廿三日戊辰、○中頭辨  
傳敕云、藤原相通、依有可遠流之託宣、配流佐渡國、而又有  
可流伊豆之託宣、仍任彼託宣、可遣伊豆、○中兵部權大輔忠  
貞持來宣命草、○中天皇我詔旨、度掛畏伎、伊勢乃度會能五

十鈴乃河上乃下津磐根尔。大宮柱廣敷立。高天原尔千木  
高知氏稱辭定奉留天照坐皇大神乃廣前尔。恐美恐美申  
賜者久申久本朝波神國奈中尔皇大神乃殊助政。知給所  
難往聖毛猶其道乎專須。况朕之不德奈留偏奉欽仰。奈利爰  
去六月十七日恒例乃御祭奈留依天齋内親王諸司遠率  
引天參詣天如跡尔欲供奉留所尔暴風雷雨天之事尔不  
静須驚奇布間齋姬忽尔進退失度。比意氣乖常氏所寄託  
奈其趣先波寮頭藤原相通加妻同小忌古曾。兩三年來或  
波豐受乃高官止或波大神乃荒祭官與利給止稱天已意  
乃任尔别社乎構造利巫覡能事乎偽天人倫乃耳目遠驚  
之種能奇事乎狂尔致天猥久損神事須然猶所職尔備  
天今日毛率具利世是大咎利奈早久祭事乎停廢之。又相通毛乎

神戶乃外尔追越止部之宣布因兹天夫婦共尔科被天拂却  
計祭礼毛不勤仕須奈利奴其間奇異非一須希代乃事在止聞  
食天旨遠委牟為尔祭主正四位下行神祇伯大中臣朝臣  
輔親乎令遣召尔齋王所惱毛未快須又身病能由遠申天  
旬尔万天不參上須適入觀天所令申尤嚴氏冲慄無聊久駭  
大坐須誠尔相通加短慮遠咎給奈利神威乃揭焉留敬懼  
彌深之仍託宣乃旨尔隨天更法家尔不令勤天即今月八  
日尔各以配流夫相通波速伊豆國尔妻小忌古曾波隱岐國  
尔旁遠久放逐比以罷遣須但小忌古曾者託宣乃文尔雖  
无所指毛御崇乃起在其身波深久尋搜天罪奈利奈今此  
由遠令祈申止所念給奈利故是以吉日良辰乎擇定天參議  
正四位下行右大辨兼近江權守源朝臣經賴從四位下昭



摩多  
 深高香謹寫  
 (永港)

長元託宣之圖



四六十四

章王、中臣正六位上行神祇權、大佑大中臣、朝臣惟盛等、差  
天、忌部、弱肩仁、太經取、懸、天、禮代幣仁、金銀竝、唐乃錦綾乃  
御幣乎相副、天、常毛尔別、尔調、潔、令、擊持、天奉出、給布、皇大神  
平、久安、久聞、食、天、愆過不殘、須、咎徵畏消、天、天皇、朝廷乎寶  
位無動、久、常磐堅磐、尔、夜、守日、守、尔護、幸、給、天、一天無為、尔、  
四海清肅、尔、之、聖運無限、久、内平、尔、外成、尔、衆庶歡樂、仁、護、  
助計奉、給、止、部、恐、美、恐、毛、美、申、賜、止、波、久、申、辭、別、天、申、賜、波、久、皇大神  
乃重、留、託、宣、尔、御體腦、給、部、由、遠、聞、食、天、慮、慮、無聊、久、恐、申  
之、給布、又、近來、騰雲不散、陰雨難晴、天、志、農圃、收穫、尔、已、有、其、  
妨、部、仍、陰陽寮、尔、令、勘、申、留、所、仁、異、方、乃、大神、乃、崇、遠、成、給、  
止、申、利、如、此、尔、畏、利、重、疊、天、志、寤寐、尔、致、懼、尔、留、三、不、少、須、今日  
件等、乃、畏、能、為、尔、大神宮、竝、豐受宮、乃、祢、宜、等、尔、各、一、階、速

加、給布、皇大神此、狀乎平、久聞、食、天、志、雨脚早、止、利、雲稼如意、  
尔、玉體晏然、天、志、遙、期、萬歲、之、天下、静謐、尔、萬姓安穩、  
奈羅、  
止、波、皇大神、乃、无限、支、冥、助、尔、可、有、止、恐、美、恐、毛、美、申、賜、止、波、久、申、

長元四年八月廿五日

續神皇正統記  
正平六年八月、中荒祭、宮、有、鳴、鏑、聲、西北、飛、

長元四年六月十七日、伊勢齋王、内宮、參りて侍り  
ける、俄、雨降り、風吹きて、齋王、自託宣して、祭主  
輔親を召して、公家の御事、あど仰せられ、次、度  
度、御酒召して、土器賜ふ、と、詠ませ給ひける、  
後拾遺集  
盃よさやけき、氣の、足えぬ、まばちりの、おうり、を何れ、を知れ  
神和へ奉りける

遥拜所  
荒祭宮の西にあるを、豊受大神宮、竝に龍原宮、同竝宮  
の遥拜所として、東にあるは、伊雜宮の遥拜所あり。  
外幣殿  
板垣の外、乾の角あり。南面あり。其  
の義ハ、豊受大神宮の所あるに同じ。  
皇大神宮儀式帳  
幣殿一院

幣殿一院

殿一宇、長一丈五尺、廣一丈二尺、高二尺、高八尺、玉垣一重、廻長十六丈二尺、

春宮坊竝、皇后宮、幣帛、竝、東海道驛使之幣帛、及國々處々之

調、荷前雜物等、納、外幣殿、踰、年祢、宜給之。

御稻御倉、外幣殿の南、あり、東面あり。

御常供田より、刈り取りし、御稻を納むる所あり。往古と、調、御倉、塩

御倉、鋪設、御倉と、合せて、四宇ありて、内外玉垣の間、東面、並、建

ちたり、きと、今、は、此の御倉のみ存り、板垣の外、移せり。

皇大神宮儀式帳、御倉一院

倉四字、長各一丈八尺、廣各一丈五尺、高一丈、堅魚木各四枚、玉垣、廻長三十八丈、

同書、供奉幣帛本記、條、正殿寶殿三殿、亦荒祭宮、鎰、奉、置、西、四、御倉、即其御倉、鎰封、太

神宮司、御厨、置之、

御常供田當年、作稻、於、廳、舍、懸、之後、御稻、御倉、奉納、例也、而、近

建久年中、行事、冬、奉、神、態、條

代、外幣殿、與、御稻、御倉、中間、懸、來也、

兵範記、内院、塩、御倉、

同書、調、御倉、所、奉、安置、神宮、政、印也、而、炎、上、出來、之間、於、件、御印者

僅、所、出、奉也、抑、件、御印、元、雖、奉、安置、酒殿、去、承、曆、三年、外院、燒

亡、之時、於、彼、殿、依、燒、損、被、改、鑄、下、之後、所、奉、安置、代代、執行、祢

宜、宿、館也、而、猶、依、有、其、恐、去、仁、平、年中、任、其、祭、主、下、知、奉、安置

彼、御倉、

同書、鋪設、御倉、所、奉、納、宮中、鋪設、裝束、料、庭、疊、坊、領、簾、等、

内御廐、御稻御倉の南、あり、皇大神宮儀式帳、

御廐、一間、長、四丈、廣、二丈、高、九尺、船、一隻、長、三丈、廣、三尺、

延喜式、二所、太神宮、櫓、銅、御馬、各、二足、簡、幣、馬、内、恒、令、養、飼、

兵範記、中院、肆間、萱、菅、御廐、壹、宇、

嘉吉三年十一月、伊勢一社奉幣事、十三日甲子時、伊勢一社奉幣、使被發遣之。去九月廿三日、内裏燒亡之夜、神宮之櫛之御馬放出、御厩給有休徵之由、祢宜竝祭主、卿次第註進到來、神宮職事權、右中辨俊秀也、傳奏日野新中納言資房卿也、奏聞之處、敵慮被感思食之間、被謝申者也。

中御厩 あめのみくらまや 御神樂殿の南あり。

風宮橋 かぜのみやばし 御厩の西より、風宮に至る参道に渡せる橋あり。橋の前後は、鳥居をたつ。此の橋の擬寶珠の内、明應七年と彫刻せるもの、一個あり。

僧尼拜所趾 そうにのらふもと 古を、僧尼の拜所とて、風宮橋の南端より、枝橋を掛け、川の南の岸をつたひ、遙に、正殿を對して、一字を設けありき。今ハあり。

風日祈宮 かざひのみのみや 橋を渡りて、右の方より鎮り坐す。皇太神宮の別宮あり。

當宮を元風神社と稱し、禰宜日祈内人を率ゐて、七月一日より三十日まで、風雨旱災を祈り申し、志由皇太神宮儀式帳小見えたり。弘安年中、蒙古襲來の時、神威を顯し給ひを以て、正應六年三月廿日、

宮號宣下ありて、別宮小列せられ給ひき。

内宮注進状下

弘安四年七月二十九日、禰宜荒木田尚良、豐受太神宮禰宜度會貞尚等十二人、捧起請連署、上奏、二宮末社風社寶殿鳴動、自二十七日及三箇日、今二十九日曉天、自神殿發出赤雲一陣、而直西方、忽起大風、而倒喬木矣、蓋亡九州異狄、今明日之間、歟、仍以言上如件。

帝王編年記

永仁元年癸巳三月二十日丙子、陞伊勢風社為宮、賽蒙古難、平

神名秘書

風神社、謂志那都比古神。

社記

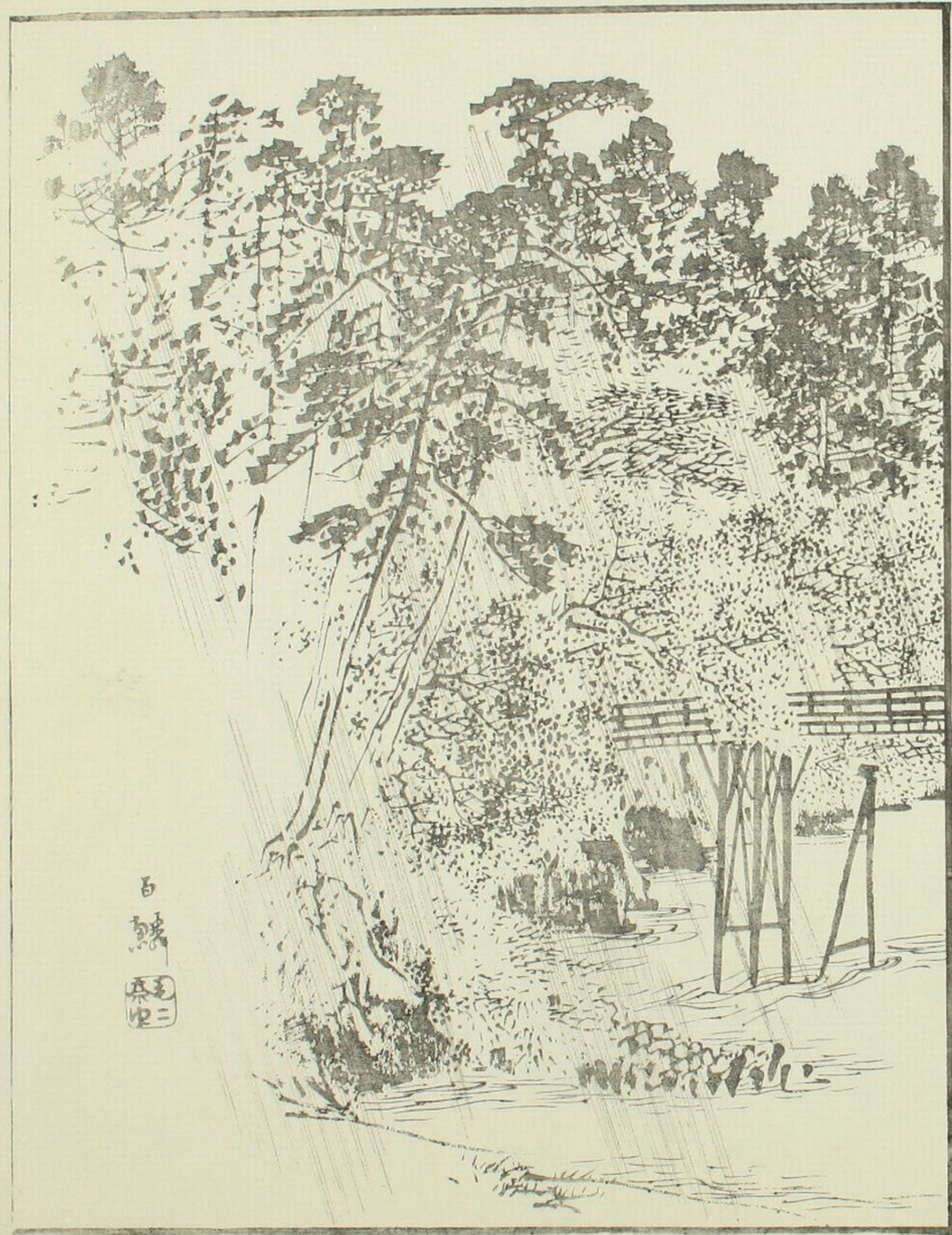
正應六年三月廿日、官符改社號、奉授宮號、預官幣、二宮同前也、依異國降伏之御祈禱也、嘉元正遷宮之時、被増作寶殿畢

八百萬神拜所 やほよゑのいこのはいりま 風宮の橋際より、龍祭の神の石壇に至る道の左あり。

建久年中行事正月十一日條

八百萬神達拜也、左輪、伴神拜、以往無之、近來拜之、依被所清





風宮橋之圖



風宮橋所置擬寶珠之銘

太神宮  
風宮

五十鈴川御橋  
明應七年  
太神宮  
河津

淨之儀者、神拜以前可參者歟。

龍祭神 たきまつりのかみ 八百万神拜所の西五十鈴川の東岸にある石壇にして、皇太神宮の所管なり。

往古も、西岸に奉祀せしが、洪水の為小崩壊たりき。今に、其所を瀧祭の淵と稱せり。年中行事、小城内にて、祭事を行ひり由見えたれど、建久の頃已に、此の地にて奉祀せしなりべし。

皇太神宮儀式帳  
瀧祭神社 在、太神宮西川邊無御殿

建久年中行事

六月十九日、瀧祭御神態次第、正權神主、竝玉串、大内人、各衣

冠著、鳥居、經被所、大楠本、置石、東、際、南上、西面著、

弘安參詣記

次、瀧祭ト申ス。一、鳥居ノ西、河ノ向ニ森アリ。是ハ、御殿モナ

クシテ、大地ノ底ニオハシマス。

夫木抄

渡と見え花のまぐ枝の岩枕瀧のまよわきをむらむ

神祇百首

瀧の宮の道傍よりぬらむ波と見えまぐさるる郊のむ

西行

度會元長

被所 くらいど

瀧祭石壇の南にあり。御遷宮の時、御神寶、御装束、及神宮を被ひ清むる所あり。

外御廐 そこのみまや

裏參道御橋の外にあり。

皇太神宮儀式帳

一廐、長二丈、廣一丈、高一丈、

兵範記

外院、肆間板、昔櫛、御馬勞、飼、館壹宇、

高倉殿 たかくらどの

外御廐の北にある石壇、即其の趾あり。

往古も、殿舎ありて、御樋代、御舩代、其他、御神寶等の朽損したる物を納むる所なりき。

寛正造營記

三具之御樋代、御舩代、竝令朽損、御装束、御神寶等之落散塵

芥、悉高倉殿奉納、件高倉殿寶殿、令退轉、顯露之間、以兩所相

殿御座板覆藏、

永正記

古物御樋代、御舩代等、莫及顯露、高倉殿奉納之、外宮宿館中

所令秘藏也。

永正記

高倉殿參拜之時、可有思慮事、古物朽損之塵芥、近邊亦令散

亂、假曾免毛、不可踏越也。

裏見張所うらのみはりしよ 高倉殿趾の西もあり。神宮衛士の晝夜を戒むる所あり。

神苑かみえん

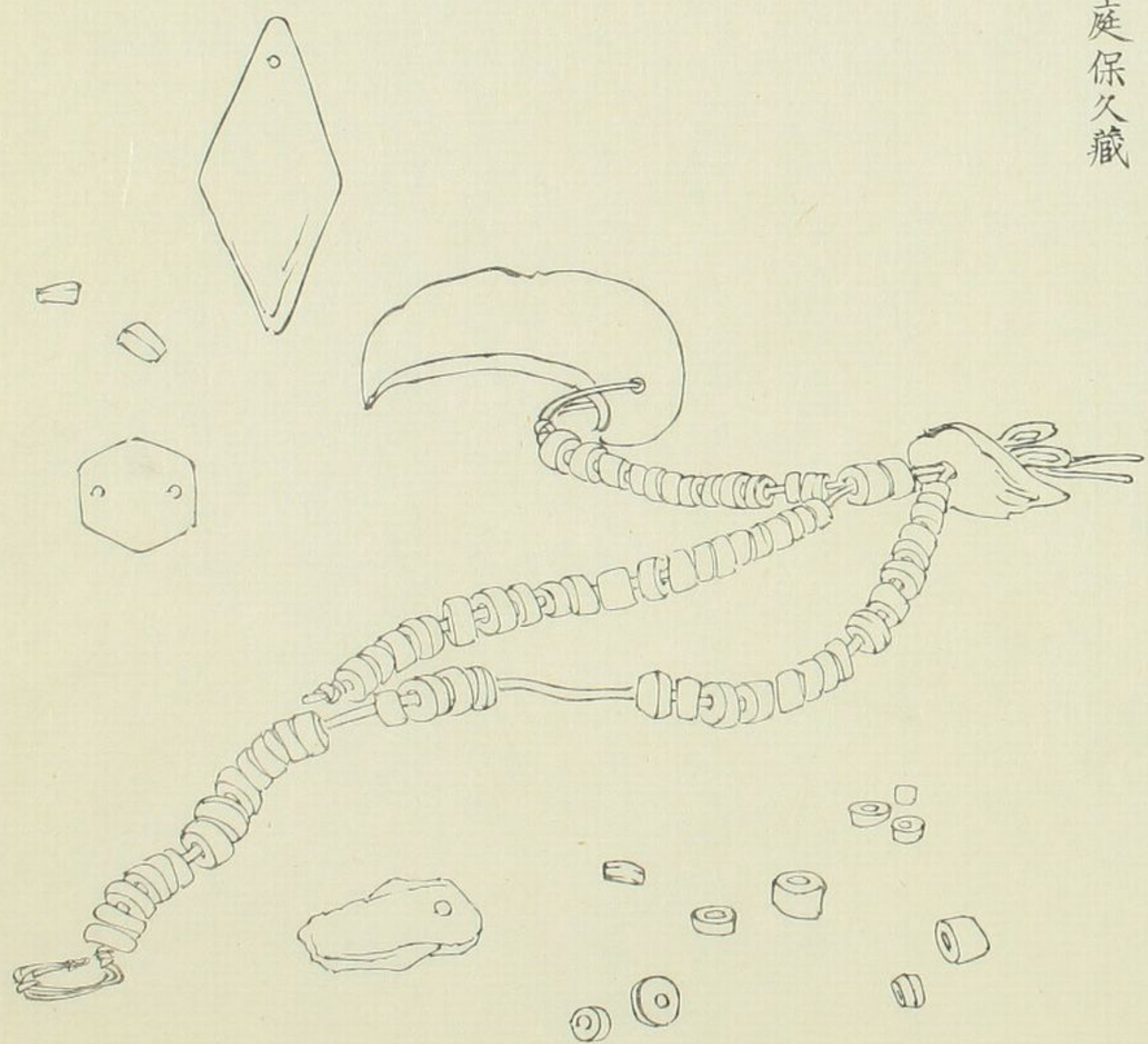
此の地、元館町と稱し、神宮の齋館あり、一所あり。近年、有志の輩、神苑會を起して、人家五十餘戸を撤去し、樹石を排置し、神域の風致を添へたること、山田神苑と同じ。

茶白石ちやうしやく

荒祭宮の北に當れる宮域にて、往く之を拾ひ取る者あり。土俗、茶白石といふ。其の質、甚堅ならず。多くは青、或ハ赭色あり。形、鳩眼の大きき中、穴あり。管玉に類せり。何の頃の物なるもの。知るべからず。今は、漫々拾ひ取ることを禁せられり。

茶白石之圖

木庭保久藏



百枝松（そのまつ）何所（いづ）あり。今詳（あ）ららず。水左記（みづだり）又、大神宮御前（おほがみみやまへ）とあれむ、南宿衛屋（なんしゆくゑいゐ）の邊（あた）あり。あるべし。

水左記

承保三年四月八日、或人語（あるが）云、今日有（あ）軒廊（けんらう）御卜事（おみうらひ）、去三月

八日申時、伊勢太神宮御前、百枝松顛倒（たふさ）怪事（あやふし）。○下

風雅集

神路山百枝の松も更（また）又（また）歳（とし）ふ世（よ）思（おも）ひ終（は）り木（き）くらむ 土御門小宰相

同

藤派（ふじは）をみりそを川（が）せきいれて百枝の松（まつ）かけよとを思（おも）ふ 西行

西行上人勸め侍りたる御裳濯川の歌合判して違（ちが）へける時、返（かへ）し、

同

藤浪（ふじなみ）もみりすを川の末（すゑ）られがまづえもつけよ松の百枝（まつ） 俊成

拾玉集

神路山百枝の松（まつ）ときは落（お）ちた思（おも）ひ君（きみ）をちりたるを 慈鎮

同

身に志（こころ）めて君（きみ）をぞ思（おも）ひ神路山百枝の松（まつ）乃（すな）ち代（しろ）の嵐（あ）り 同

同

神垣（かみかき）や百枝の松（まつ）を終（は）りおく言（こと）の葉（は）毎（ごと）り恵（あ）るべし 荒木田成定

夫木抄

人（ひと）をみり百枝の松（まつ）を終（は）りおく言（こと）の葉（は）毎（ごと）り恵（あ）るべし 俊成

春の比、伊勢の内宮の所殿へ傍で侍りけるふ、百枝の松、凡（おほ）の音（ね）長閑（ながい）にて、神（かみ）さびまきりけさばよみ侍りける、

續門葉集

神垣（かみかき）や百枝の松（まつ）よおとづきて緑（き）の空（そら）ハ春風（はるかぜ）ぞふく 前権僧正通海

天文上平太神宮十首

神代（かみしろ）より頼（たの）みりるのうけつぎて救（たす）ひ百枝の松（まつ）むむし 御製

大山祇神社（おほやまつみのかみ）宇治橋（うぢはし）の東（あ）一町許（ひとまちごほり）、山の麓（ふもと）ニ座（ま）す。館町（たねまち）の産土神（うぶつちのかみ）なり。

二見郷神役人所藏古詔刀文小、宇治郷岩井田在、岩井、高神、山神七所、御前とあり。建久年中行事（けんくねんちゆうぎじ）よ、正月七日、山神祭アリ。件ノ神在所ハ、岩井田村也と註せり。近年まで、皇大神宮の所管ふして、社殿ハ、二百年來官營（くわんえい）ありき。或ハ云ふ。岩井神社を、此の社ならむと、傍に、子安社の小祠あり。土俗、安産（やすんで）を行（な）る小、其の靈（たま）顯著（あ）しとて、信仰（しんぎやう）する者多（おほ）し。

建久年中行事 四月山神祭條

今日（けふ）、河原神事以後、自酒殿、酒一瓶、菓子一籠、費一俵、小帖紙一帖、被奉（たてまつ）、彼神、其後祭禮也。又三度、御祭、竝（なら）六節會之時、同自酒殿、度別米二升、乃請預（ねが）、件社、祝部等調備供也。

磯部朝熊道 大山祇神社の北よあり。

岩井田山を漸のぼれど、岐道あり。右に取久川よ沿ひて行くときは、四里餘ふして皇大神宮別宮伊雜宮に至るべし。其の中途あり合坂山も、伊勢志摩兩國の界あり。此の間よ、彦瀧、鳴瀧、俎石、三方石、鮎留石等ありて、山水、頗清美あり。まこと、むぐなる道を取れば、山肩を行くときは、六十町ふして、朝熊岳の頂よ達す。

石井神社社地 大山祇神社の北よあり。皇大神宮末社の社地あり。

域内よ、高さ二丈よ餘れる巨岩あり。土俗、岩社と稱す。社殿中絶して、御靈代も津長神社の御殿よ座す。或ハ云ふ。是、岩根社の舊趾なりと。

建久年中行事正月十一日旬神祇條  
次山神巖社拜 元祿勘文  
岩社 末社在川原村南東山 社廻八十六間、社當時中絶

山口祭場 石井神社の地

皇大神宮式年御造營の時、山口木本祭を勤行する所あり。

荒木田一門氏神社 岩井田山よ坐す。荒木田姓一門の祖神を祀る。

岩井田山下神社 氏神社の同殿よ坐せり。

建久年中行事四月氏神參條  
除當番之外、正權神主、彼社頭參、但件社兩所也。荒木田氏二門田邊本社參祭、同一門小社湯田野社參祭也。但當時岩井田○中山勸講畧。又、宇治氏、石部氏、同初申日祭也。宇治氏、字上社祭、石部氏、岩井田、山口祭也。

從三位荒木田神主守武靈社趾 荒木田一門氏神社の西にあり。石壇を存す。

守武神主ハ、天文十年四月廿三日に執印せし、皇大神宮の一禰宜あり。神勢の暇を以て、心を、風咏よ寄せ、常よ宗祇、宗長等と交し、連歌の奥旨を極めたり。享祿三年、獨吟千句飛梅の巻を綴り

守武神主像 藤波氏命藏  
 松尾桃青畫  
 葛飾素堂贊



四七十四

素堂

志木田子河以 清譽風冠出  
 得字為松為穗 成福在八似林

葛飾隱生素堂贊

女中百首

荒木田守武神主自筆世中百首 菌田氏所藏

女中の世やよびのうらみいふあはれはさうなう一試  
わふたさうやまのしめりからひきかきくもつと女中  
世にとうりあつてつれまはしあつたさうやとつと  
世よわいよわいさういふからいふおとあつたさう  
ら中ののらからいふあつたさういふあつたさう  
いふさういふさういふさういふさういふさう  
世に人いふさういふさういふさういふさう  
世のあつたさういふさういふさういふさう  
人の世にさういふさういふさういふさう  
同い人よ日とさういふさういふさういふさう

あつたさういふさういふさういふさういふさう  
女中ともいふさういふさういふさういふさう  
女中にさういふさういふさういふさういふさう  
人とわつたさういふさういふさういふさう  
世にさういふさういふさういふさういふさう  
世のあつたさういふさういふさういふさう  
よ女中の人よいふさういふさういふさういふさう  
女中ともいふさういふさういふさういふさう  
まにさういふさういふさういふさういふさう  
世中ともいふさういふさういふさういふさう  
世にさういふさういふさういふさういふさう  
のらからいふさういふさういふさういふさう



て始めて、俳諧の式を定む。大永五年九月庚申の夜、世中百首を詠ぜり。此の歌、脩身齊家に、裨益尠ならず。刊行して、世間傳ふ。所謂伊勢論語、是あり。同十八年八月八日、薨す。歳七十七あり。寶曆年中、千賀良珍、靈社を、此の地に設けしが、近年、朽損に及び、により、裔孫、蘭田氏之を、邸内に移せり。

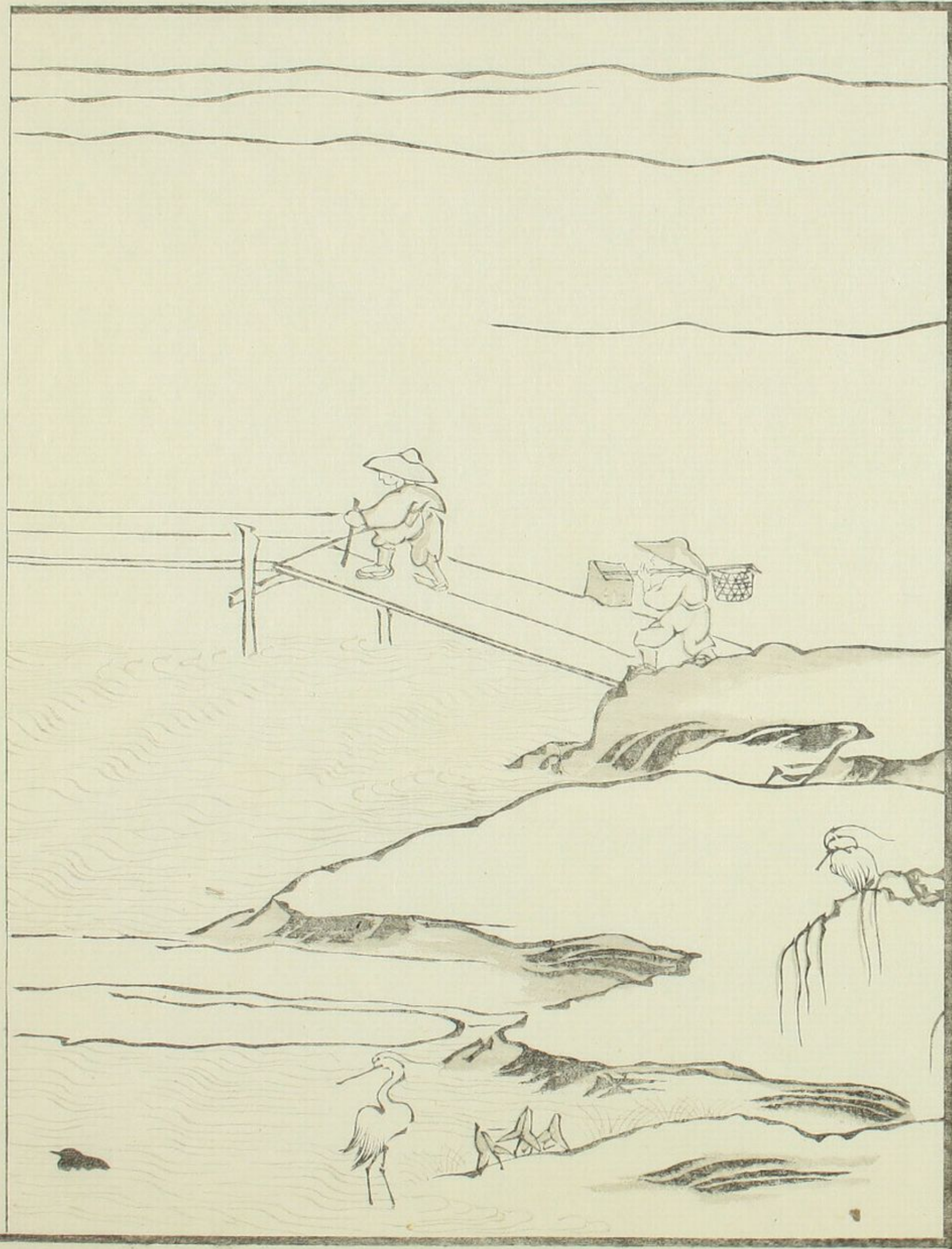
大沼橋 おほぬまのむし 所在、詳ならず。

新名所歌合畫題の一あり。案ずるに、類聚神祇本源より引用せる。長徳三年八月、外宮田社、檢録ふ。石根社 在、上宇治、大沼東 と見え、たれむ。大沼の名稱ハ、上宇治に在りしを知るべし。さて、此の大沼橋ハ、永享六年、宇治橋造營の時まで、岡田の邊より、東岸に渡志し、假橋の名なりしからむ。

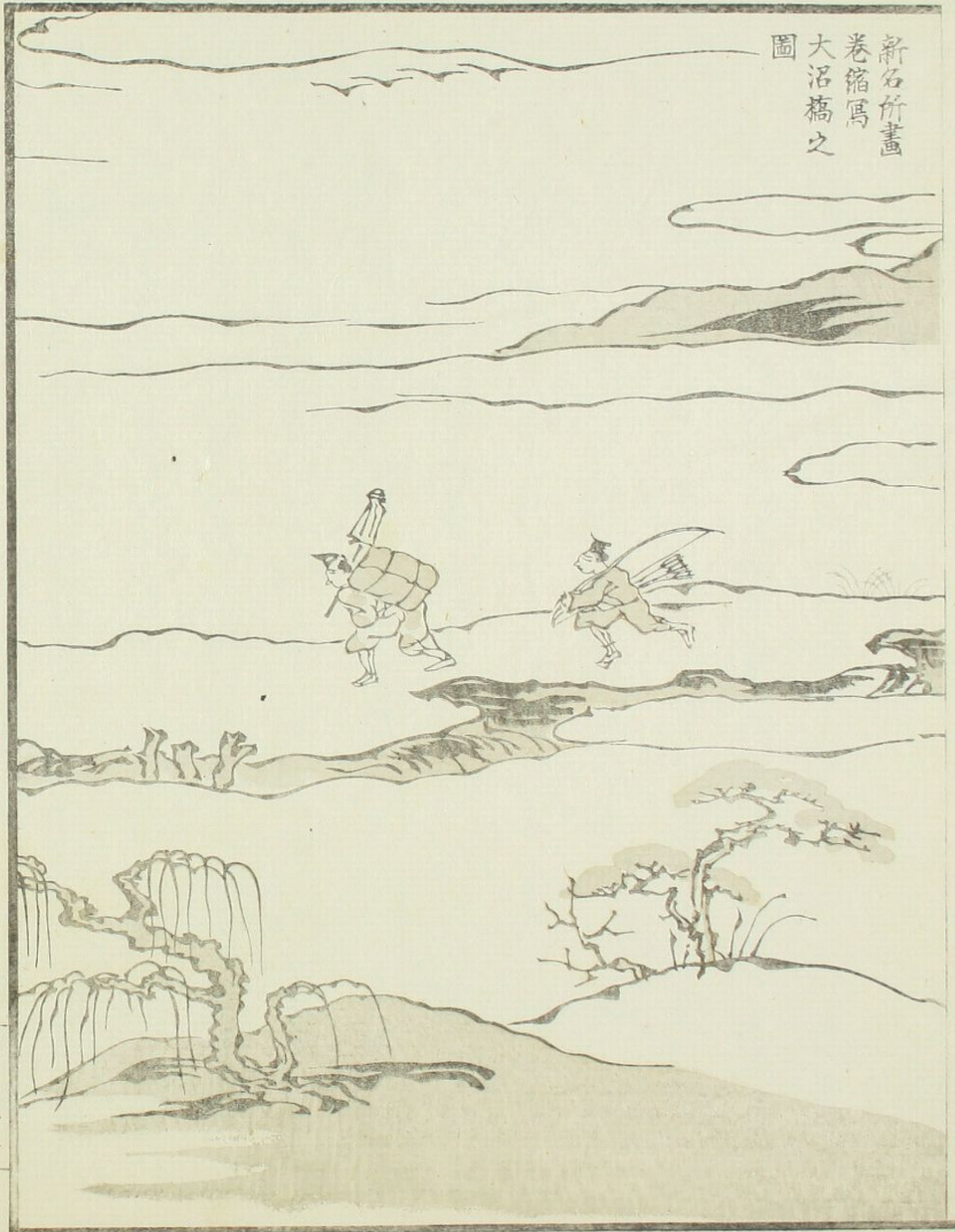
新名所歌合 たちこむるおほぬの橋ハ、ほのえをて、霧よれぬ、秋の小山田 大中臣定忠

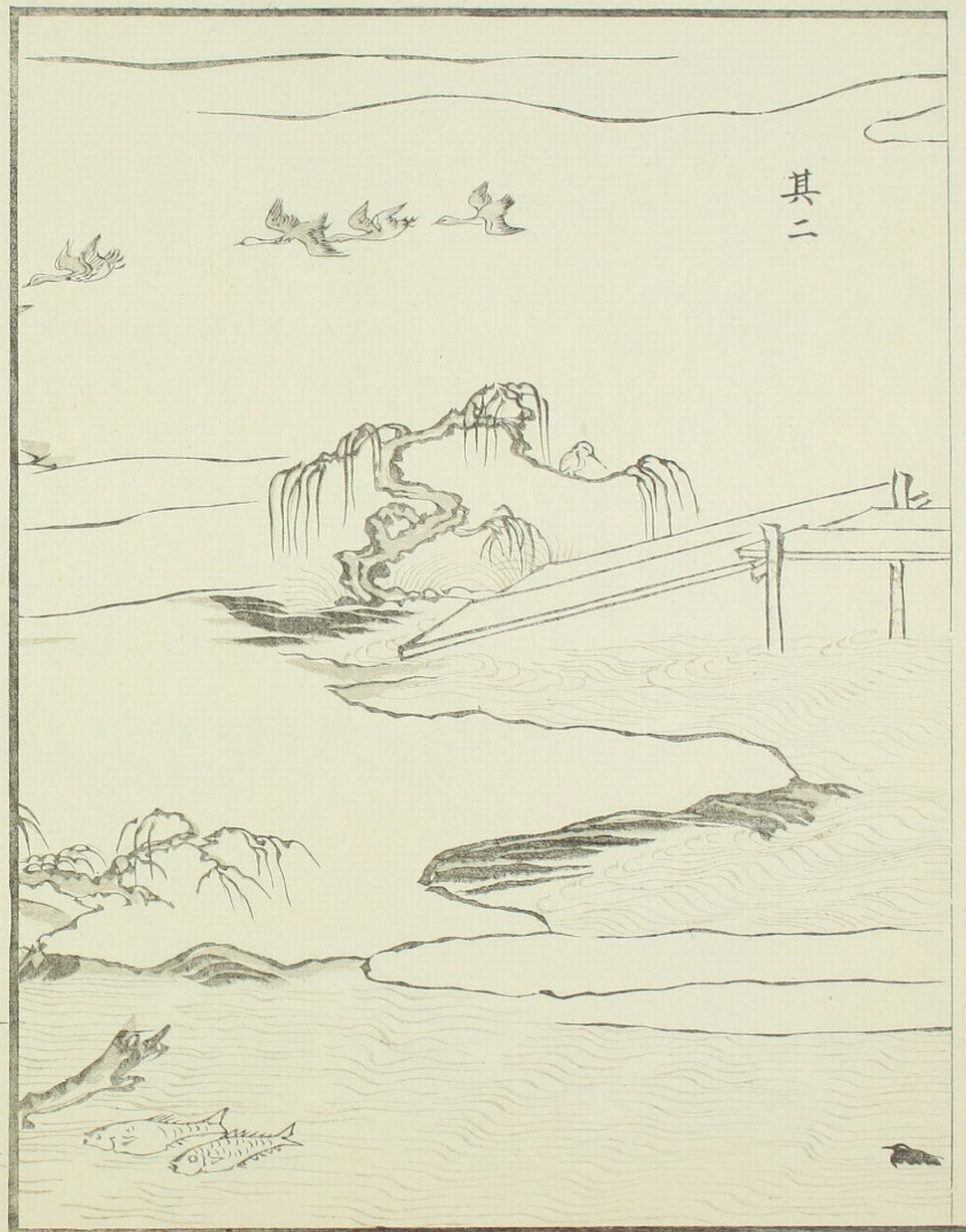
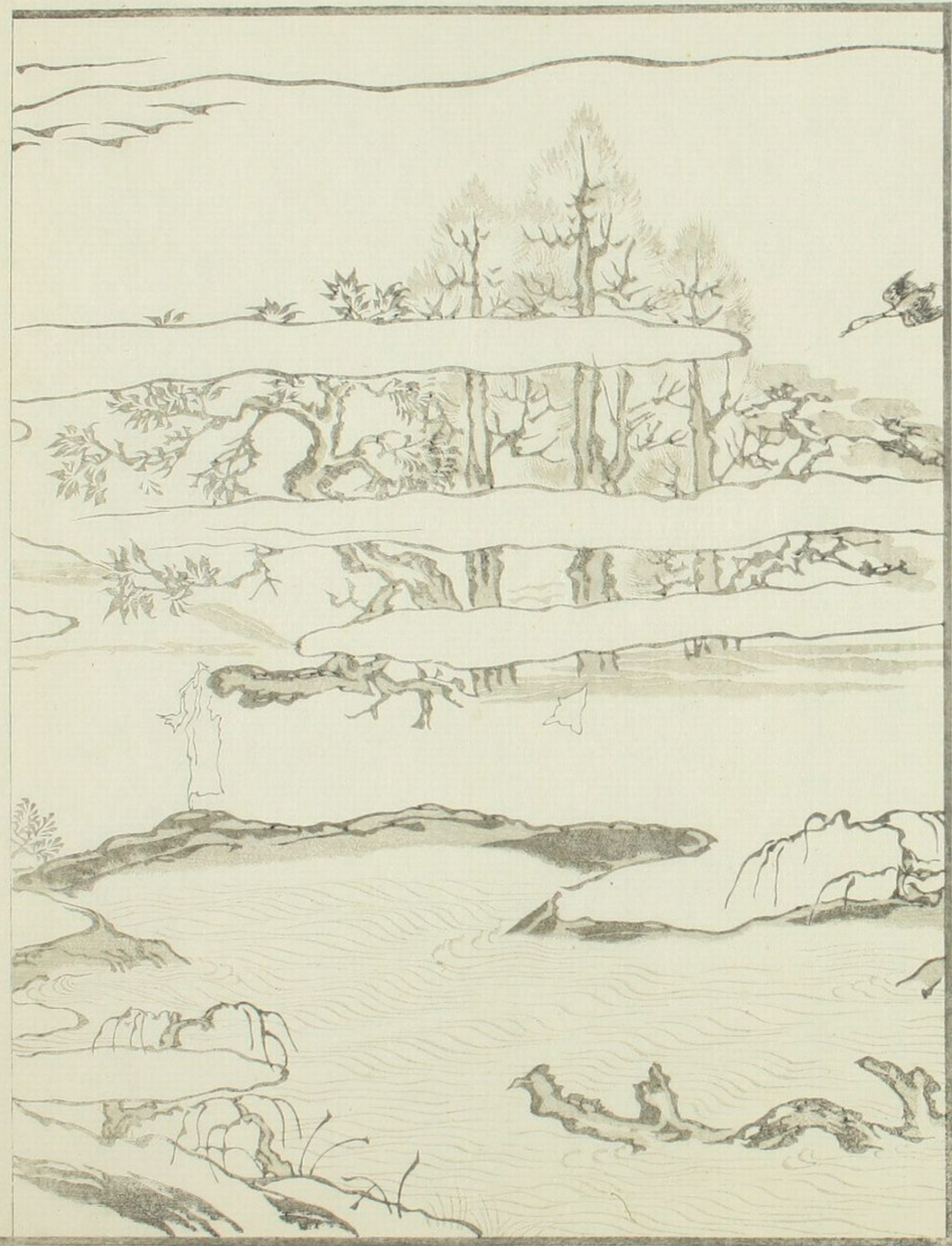
度會や大沼の橋もどくえせず、秋田かりあげ、流まほけ、あけぬとて、いぢも、賤や、ゆらむ、大ぬ乃、橋を、渡り、里へ、何々、渡り、霧は、まよ、まよ、とて、おほぬの橋を、うつす、秋風、たゞ、渡り、喜も、霞よ、さへ、れず、大沼の橋ハ、霧深くとも、山本ハ、絶る、まれ、も、秋霧よ、おほぬの橋も、うつも、な、あり、たち、渡り、大沼の橋の、霧深く、世よ、佳、人、や、道、迷、から、し、秋霧の、たつ、や、大ぬの、うき、橋の、うき、を、思、おも、は、る、ま、ど、な、き、憂き、こ、は、おほぬの、橋よ、ま、つ、霧は、れ、ぬ、世を、渡り、れ、思ふ、事、れ、おほぬの、橋よ、か、き、つ、けて、世を、あ、き、旁と、ま、ち、渡り、る、な、うき、こ、は、おほぬの、は、の、霧、深、か、な、ま、ち、迷、ふ、世を、や、渡り、ら、む、ま、ち、渡り、る、堺も、え、え、ず、霧、深、き、おほぬの、は、の、霧、の、ま、ち、な、れ、霧、深、き、大ぬの、橋の、霧、が、ら、け、れ、こ、を、て、渡り、ら、む、あ、も、も、色、

荒木田尚良  
荒木田成言  
荒木田延行  
僧都行實  
法眼能圓  
荒木田成宗  
荒木田長興  
荒木田氏行  
大法師良玄  
荒木田経顯  
大法師圓親  
荒木田定顯



新名所畫  
卷縮寫  
大沼橋之  
圖





其二

きりふりた大沼の堤ゆきられてはり煩ふまたのつきこし

大法師良誓

霧のまに朽ちて残る埋木やおぬの楊乃初かりをむ

大法師尊親

思ふ浮きそおほぬの楊根まつぬ霧のこももなき

大法師良惠

馬淵 宇治橋より下五町許東岸ある深淵をいふ。傍に烏帽子岩あり。形を以ちて名づく。

母豆社 馬淵の岸上にある小祠あり。

郷談に荒木田神主経雅の説を引きて、皇大神宮末社求神社の

舊趾ありといひ、儀式解にも、此の説を載せたり。

餓鬼谷 館町の東に當れる谷をいふ。真常院と云ひ一寺の趾あり。

毛水晶 餓鬼谷より生ずる石英あり。微細なる六方石。凝結して板をふせり。土俗之を毛水晶といふ。

西行谷 館町の異五丁許あり。

保延年中僧圓位、二見郷の安養山と、此の谷とに、小菴を構へ、御裳濯川歌合、宮川歌合などを撰集したりき。近年まで、茅堂尚存

西行法師木像 上部苗本 模寫

奥山中書所藏

我宇治郷有地馬曰西行谷相傳師之去京初匿於此時潛之京與中納言定家諸公游其妻物色來自京見師怨嘆師曰婦人故兵衛義清之妻歟義清今化為僧非故兵衛也欲必見兵衛乎乃起抱一木人來居諸婦前曰君夫即是君與之語遂滅跡而去妻亦遂感悟自髡為尼以終其身云後人以貞婦之稱夫事敬之如師龍而祠于此其像高二尺坐而躡形苦羸色黧黑斧痕粗樸一見知其為十年物



梅在信寫

し、尼僧住み居けまば、雅客常と道遥して、夏日も瀑布に炎塵を洗ひ、秋夜も月下了、鹿鳴を待つおど、頗、幽興不適せり地なき。

蟄居紀談

西行上人、いのある用やありらむ。打綿といふ物を背負ひて、宇治郷標木館といふ者の前を過られらるるを、館が家より見て、そまは、うろつといひをば、よぎりながらに、宇治川乃瀬よ、守あゆの腹よこそうるかといへるわをも有りやれとよめるとなむ。

西行法師、世を遁れ、室の戸を、神照寺とあむいひけるは、天照す御かげを、谷かくれも残らずや有りやむ。圓位と名のり出でに、大圓鏡智の内證を、さあから成しける。ちるべする人よひうれて、たゞに帰りなむ。も心うきに、華のをさびままうせ侍り。

二根集

言の葉よ隠きて、住み谷の庵も梢の秋をもに戀ふらむ

西三條實隆

神照寺板額

夜坐更闌眼未熟情知弁道可山林溪聲入耳月到眼此  
外更須何用心 僧道元

同

こもまの都のたつみ藤をまむ山をかね名宇治の里 長明

西行谷の麓よ流あり女

芭蕉文集 甲子吟行 共の芋洗ふを思ふらう

芋あらふ女西行あらむ歌よまむ むせ、浅

西行庵趾

坂士佛

康永参詣記

此地空餘山寂寞昔人去後幾朝昏緑蘿菴舊絶蹤跡只

有松風敲寺門

世木 西行谷の西ある田圃の字なり。

此の地、建久年中行事に見ゆ。又、両宮禰宜轉補次第記、康和三

年四月、一禰宜荒木田忠元、世木の長官と稱したる由見えたり。

建久年中行事 六月、讀伊佐奈岐西宮神態條

自岡田辨財天世古河原出世木淵南經彼宮參

神馬理場 字世木あり。皇大神宮御馬の病斃  
菩提山神宮寺趾 西行谷より三町許東の山

寺傳云ふ。聖武天皇の勅願により、天平十六年、僧行基の草創  
せし所ありと、續日本紀、丈六佛像を、伊勢太神宮に造るとあ  
るは、即此の寺乃本尊ありと、舊蹟聞書に見えたり。往古も、大伽  
藍なりしが、數度の火災に罹りし由、寶曆年中所建の本堂、山門  
等、近年まで存したりき。

續日本紀孝謙天皇條  
天平神護二年秋七月丙子遣使造丈六佛像於伊勢太神  
宮

類聚大補任  
弘長二年十一月廿五日菩提山自院王坊失火丈六堂本

堂多寶堂經藏本坊寶藏拂地燒亡了  
香爐風薰す。弘正寺の淨場茶竈煙幽あり。菩提山の禪坊

康永參詣記

かゝる寺を一見して、朝熊の宮まありぬ。

伊勢にて菩提山上人よ、  
月と對して述懐せしに、

山家集

めぐりてふを井のよそに成りぬとも月をれはむつび忘るな 西行

一葉集 菩提山

山寺の悲しさ告げよとこころ堀 かせ成

神垣や思ひもかけず 祓えん像 同

瀑布 舊境内の溪

曼陀羅石 舊境内あり。長さ五尺、幅三尺許。石面は梵字多

經瓦 此の地にて往々拾ひ取る者あり。両面は經文

古墳 後の山の半

すべて三箇所あり。近年其の一箇所を發掘す。瑪瑙の曲玉、金銀  
環數品、太刀、土器等を藏せり。其の構造、大石を以て、四方を疊み、  
覆石は頗巨大あり。今形跡を依りて、之を考ふるに、千年以外の

僧相西屋如來屋歡喜入道屋妙法僧空宗尼佛種字清  
 四郎大秦氏平氏平美大同小大北菜田五郎子沙跡樂跡尼妙法  
 能原醒自王丸仔勢太郎九國栖五郎九七若丸僧行祐勇勢  
 僧玄海平下野一志氏伴氏同氏同氏

兼安四年歲次甲午七月日於南關浮提大日本國東海道三河國渚

表郡伊良期御方僧見寺釋迦末法時衆駭佛像衆基  
 塔彼女衆部妙興釋迦末法時後上首歲聞靜觀圖比

奉造顯善信年 大願法主於門西觀

大檀越度金日當章度會代子仙王愛子同瀧志野

同心檀越度金日當章度會代子仙王愛子同瀧志野

同心助成施主佐伯國親女大施主磯部氏貞愛子等

同心助循筆阮全對佛了乍西金對佛子道西僧

伯兼仁僧聖賢僧慶下僧教春僧良中入

同山門徒衆僧長源藤内修支地藏堂

僧聖心大實久四平由屋上大史長大史石見

物と覺ゆ、恐らくも、宇治土公氏の祖先の古墳あらむ。



